
(仮称) 東大和市新総合計画

東大和市第三次基本構想

令和4年度～令和23年度

東大和市第五次基本計画（素案）

令和4年度～令和13年度



※資料2についての説明事項（2/111 ページ及び 3/111 ページ）

1 前提事項

東大和市第五次基本計画は、策定後、東大和市第三次基本構想とあわせて「東大和市総合計画」となることから、この資料2はその形式となっている。

2 検討の経緯と今後の予定

第五次基本計画（素案）目次	検討の経緯と今後の予定
<第1編 総論> 第1章 第五次基本計画の概要 第2章 第五次基本計画の背景 第3章 第四次基本計画の達成状況等 第4章 まちづくりの主要課題 <第2編 分野別計画> 第1章 施策の体系 第2章 重要施策 第3章 分野別計画の内容	第8回総合計画審議会において審議済み ⇒審議会での委員意見を踏まえて内容を修正した。本日の審議会（第9回）において改めて審議。 ※委員意見の内容と対応は以下のとおり。
	新たに素案作成（各課調整済） ⇒本日の審議会（第9回）において審議。 ※分野別計画は、分量が多いことから、 <u>本日（第9回）と次回（第10回）審議会において継続審議。</u>
<第3編 行財政運営> <第4編 第五次基本計画の進捗管理> <第5編 第五次基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）>	今後作成予定

3 第8回総合計画審議会における委員意見と対応

第8回総合計画審議会（令和2年12月19日開催）において、東大和市第五次基本計画（素案）のうち、第1編「総論」から第2編「分野別計画」の第2章までについて審議した結果、以下のとおり委員から意見があった。

これらの意見を受けて、検討した結果、資料2を修正している。なお、事務局の判断により修正した部分を含め、前回からの修正した箇所は、下線表示等により明示している。

該当ページ	委員意見	対応
6・23・34・35・37	「市」「当市」という表現が混在しているので、統一した方がよい。	表題等を除き、本文中、左記のとおり対応する。
19	SDGsに関して全く記載しないことに違和感がある。当該部分でSDGsの概念を記載しておかないと、第4編でSDGsについて記載しても、ただ単にSDGsというラベルを貼っただけのように見える。	新たに「国内外を取り巻く社会・経済情勢」について追記し、その中で、SDGsについても記載する。

24	財政の現状を踏まえるという意味で、例えば「経常収支比率」や「実質公債費比率」などの指標を示してはどうか。また、この推計値は、今後の税制改正は全く反映していないことを踏まえると、あくまで参考値として捉えればよいのではないか。	財政の現状を表す指標として「経常収支比率」について記載する。
29・31	主な成果・活動指標及び市民意識調査の結果をまとめた図表について、数字の羅列で分かりづらい。図表の中で強調したい箇所を網掛けや太字にするなど、見やすくなるよう工夫をしてほしい。	左記のとおり対応する。
32	市民意識調査の結果が分布図としてまとめられているが、重要度（縦軸）・満足度（横軸）ともに満点は10点なのに、満足度はほとんど0点に近く、読み手に誤解を与えるのではないか。両軸共に最大値を10点とすべきではないか。	分布図の見やすさを考慮して、変更はしないこととする。
34	主要課題1として「住宅都市としての魅力向上」とあるが、「住宅都市」では概念が狭い。「生活都市」という表現の方が望ましいのではないか。	左記を踏まえ、「住宅都市」を「都市」に変更する。
14～35	市民意識調査の結果で、『暮らしと産業が調和した活力あるまち』の満足度が低いことを受けて、第4章の「まちづくりの主要課題」が設定されているという理解でよいのか。もしそうであれば、主要課題5の「地域の賑わいの創出」は、もっと上に位置付けるなど、見せ方を工夫した方がよいのではないか。	第4章「まちづくりの主要課題」は、市民意識調査の結果だけではなく、社会・経済情勢なども踏まえて作成している。この関係性をより分かりやすくするため、第1編の構成を全体的に見直す。また、「地域の賑わいの創出」は、主要課題3として位置付ける。
37～39	重要施策は「子ども・子育て支援施策の推進」「健康・高齢者施策の推進」、「賑わいと活力の創出施策の推進」となっているが、この3点だけなのか疑問である。また、2つ目の重要施策について、「高齢者」という言葉が全面に出過ぎているのではないか。高齢者だけの話ではなく、全ての世代の健康を推進するという意味合いになるのではないか。	重要施策は、人口減少をできる限り抑制するとともに、少子高齢化と人口減少の進展に対応するために必要な施策を分野横断的に抽出した結果、この3点となったものである。少子高齢化の進展に伴い、高齢者施策は不可欠であると考えている。
37～39	重要施策は、限りある予算の中でいかに施策を選択していくのかということである。11月14日に傍聴した市民ワークショップでは、子育て支援、高齢者の自立支援や就業支援、地域経済の立て直しについて多くの声が寄せられていた。そのような点を踏まえて検討すべきではないか。	市民ワークショップ及び職員ワークショップの検討結果は、第9回総合計画審議会において配布する。
37	「少子高齢化と人口減少が進展する中であっても」という表現ではない方がよいのではないか。	第三次基本構想でも同様の表記をしているので、変更しないこととする。

第1 (仮称) 東大和市新総合計画の概要

第1節 総合計画の位置付けと構成	6
第2節 総合計画の変遷	8

第2 東大和市第三次基本構想

はじめに	9
第1章 基本構想の意義と役割	9
第2章 基本構想の前提	9
第3章 まちづくりの基本姿勢	10
第4章 まちづくりの目標	10
第5章 まちづくりの基本施策	11
第6章 基本構想を実現するために	13

第3 東大和市第五次基本計画 (素案)

<第1編 総論>

第1章 第五次基本計画の概要	14
第1節 第五次基本計画の策定の目的	14
第2節 第五次基本計画の構成	14
第2章 市の位置・地勢等	15
第1節 市の位置・地勢	15
第2節 市の沿革	15
第3章 第五次基本計画の背景	16
第1節 国内外を取り巻く社会・経済情勢	16
第2節 市を取り巻く社会・経済情勢	20
第3節 市の財政	24
第4節 第四次基本計画の達成状況	28
第5節 市民意見	33
第4章 まちづくりの主要課題	34

<第2編 分野別計画>

第1章 施策の体系	36
第2章 重要施策	37
第1節 重要施策の内容	37
第2節 「重要施策」と施策との関係	39
第3章 分野別計画の内容	40
【基本施策1】子どもたちの笑顔があふれるまちづくり	42
施策1-1 子育て支援	42

施策 1-2 子どもたちの健全育成	45
施策 1-3 学校教育	48
【基本施策 2】健康であたたかい心のかよいまちづくり	51
施策 2-1 保健、医療	51
施策 2-2 高齢者福祉	54
施策 2-3 障害福祉	57
施策 2-4 社会保障、地域福祉	60
【基本施策 3】安全・安心で利便性が高いまちづくり	63
施策 3-1 防災	63
施策 3-2 防犯	67
施策 3-3 市街地整備、景観、住宅	70
施策 3-4 道路、公共交通	73
【基本施策 4】心豊かに暮らせるまちづくり	76
施策 4-1 人権尊重、男女共同参画、多文化共生	76
施策 4-2 地域コミュニティ	79
施策 4-3 生涯学習	82
施策 4-4 平和、歴史文化	85
施策 4-5 スポーツ、レクリエーション	88
【基本施策 5】環境にやさしいまちづくり	91
施策 5-1 自然環境	91
施策 5-2 廃棄物処理	94
施策 5-3 生活環境、地球環境	97
【基本施策 6】暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり	100
施策 6-1 商工業、勤労者支援	100
施策 6-2 都市農業	103
施策 6-3 消費生活	106
施策 6-4 観光、ブランド・プロモーション	109

<第 3 編 行財政運営>

- 第 1 節 行政改革、情報化、行財政運営全般
- 第 2 節 公共施設等マネジメント
- 第 3 節 広報・広聴、協働

※第 3 編以降の内容は、次回以降に検討していただきますので、今回は添付していません。

<第 4 編 第五次基本計画の進捗管理>

<第 5 編 第五次基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）>

第1 (仮称) 東大和市新総合計画の概要

第1節 総合計画の位置付けと構成

1 総合計画の位置付け

この総合計画は、まちづくりを総合的・計画的に進める上で根幹となる計画です。第三次基本構想、第五次基本計画及び実施計画で構成されており、当市の最上位計画として位置付けられます。

各種の施策や事業は、原則としてこの総合計画に基づき、実施することとなります。

2 総合計画の構成

(1) 第三次基本構想

将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民、事業者及び市が一体となって、望ましい地域社会を築き上げていくための指針としての役割をもつものです。

(2) 第五次基本計画

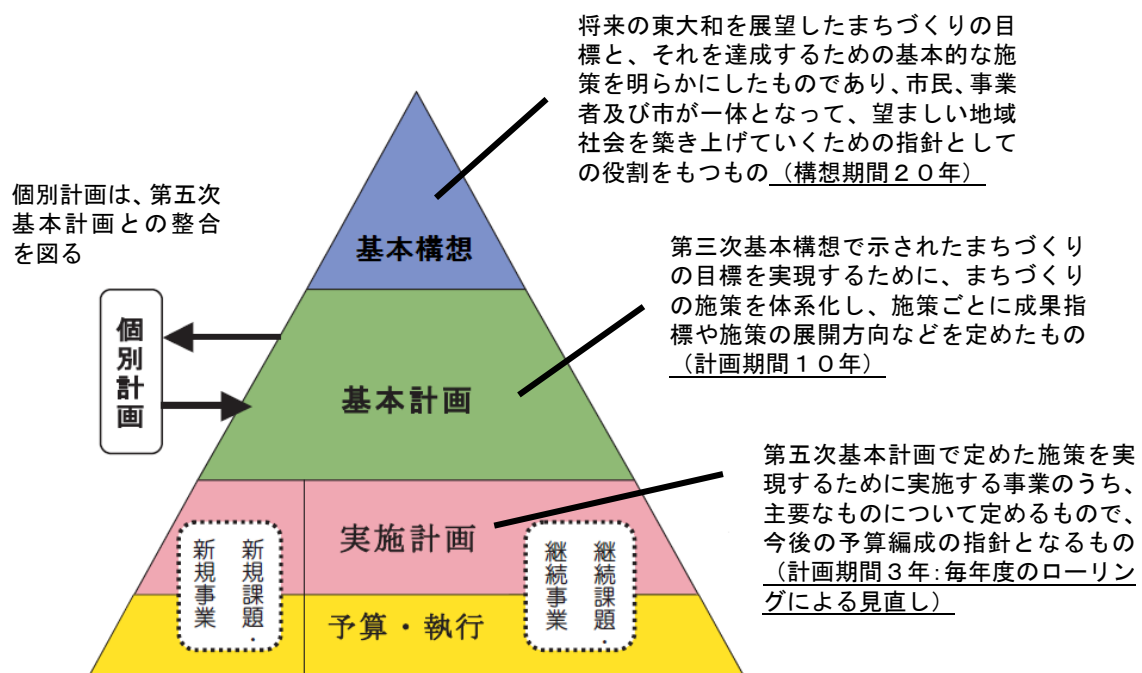
第三次基本構想で示されたまちづくりの目標を実現するために、まちづくりの施策を体系化し、施策ごとに成果指標や施策の展開方向などを定めたものです。

(3) 実施計画

第五次基本計画で定めた施策を実現するために実施する事業のうち、主要なものについて定めるもので、今後の予算編成の指針となるものです。

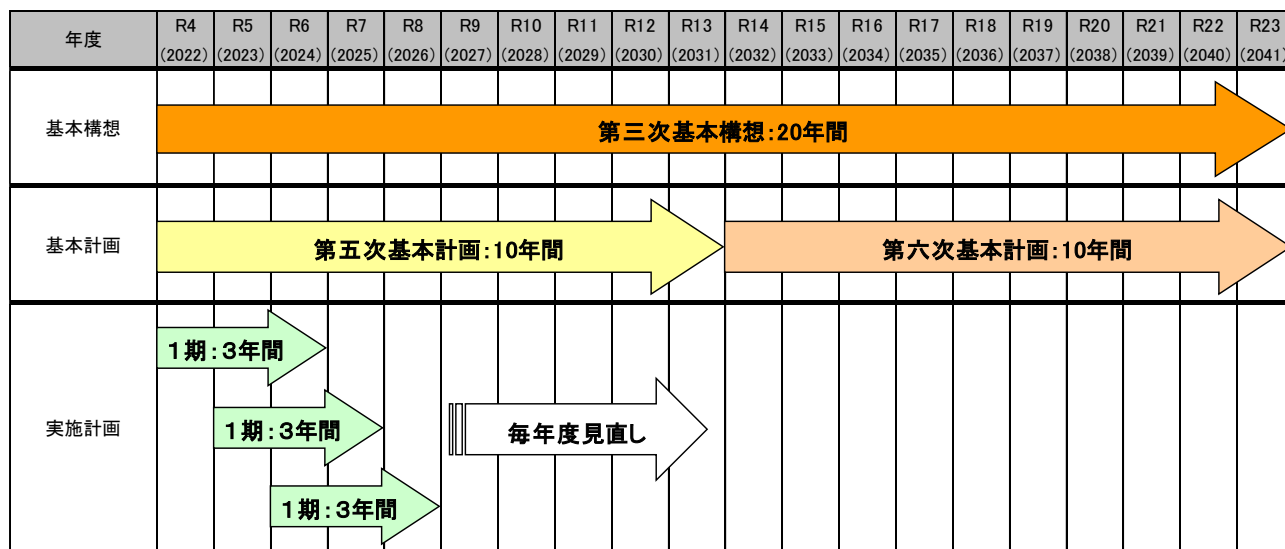
3 個別計画との整合性

各分野別に策定される個別計画は、第五次基本計画との整合を図るものとします。



4 総合計画の期間

この総合計画を構成している第三次基本構想、第五次基本計画及び実施計画の計画期間を図で表すと、以下のとおりとなります。



(1) 第三次基本構想（構想期間：20年間）

令和4年度（2022年度）から令和23年度（2041年度）までの20年間です。

(2) 第五次基本計画（計画期間：10年間）

第三次基本構想の構想期間を前期10年間と後期10年間に分けた上で、令和4年度（2022年度）を初年度とする第五次基本計画の計画期間は、令和13年度（2031年度）までの10年間です。

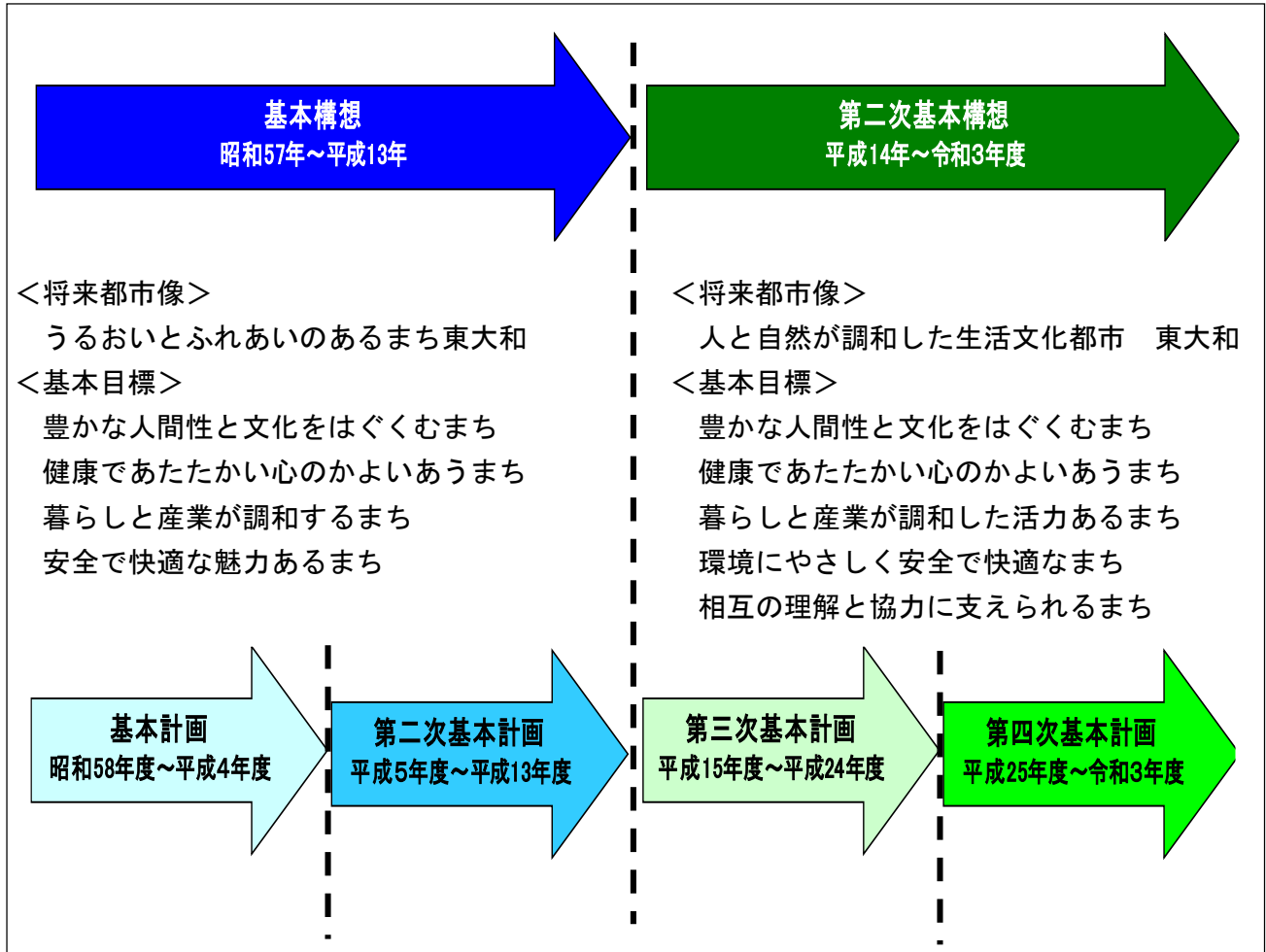
(3) 実施計画（計画期間：3年間）

実施計画の計画期間は、1期3年間としますが、社会・経済情勢や環境の変化に応じて、ローリング方式（環境の変化に応じて、毎年度計画を見直す方式）により毎年度見直しを行います。

第2節 総合計画の変遷

当市では、昭和57年（1982年）に基本構想を策定して以来、2つの基本構想と、4つの計画を策定し、まちづくりを総合的・計画的に進めてきました。

これまでに策定した基本構想と基本計画の構想期間、計画期間は、下図のとおりです。



第2 東大和市第三次基本構想

はじめに

私たちは、平成13年（2001年）に、目指す将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、その都市像の実現に向けて、積極的な取組を進めてきました。

この間、社会・経済情勢は大きく変化し、国際化の進展によって、諸外国における動向が地域社会にも影響を及ぼすようになりました。また、情報通信技術の発達、自然災害や環境問題の深刻化、新たな感染症の感染拡大など、想定を超える事態の発生を受けて、地域社会における課題は、多様化・複雑化しており、的確な対応が求められています。

このように、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、特に課題となっているのが、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応です。今後のまちづくりは、従来のような人口増加を前提とした考え方から、新しい形に転換する必要があります。

そこで、社会・経済情勢の変化に適応し、活力あるまち、持続可能なまちを目指して、新しい基本構想を策定することとしました。私たちは、この基本構想を新たな指針として、理想のまちづくりを進めていきます。

なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、総称して総合計画とします。そして、この総合計画を、市の最上位計画として位置付けます。

（注）私たち

東大和市における活動の主体である市民、事業者及び市の全体を指す。

第1章 基本構想の意義と役割

この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、私たちが一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。

- 1 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。
- 2 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価・改善し、長期的・総合的な市政運営を図っていきます。
- 3 国・東京都などは、市に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、この基本構想を十分尊重しなければなりません。

第2章 基本構想の前提

1 目標年次

この基本構想は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和23年度（2041年度）を目標年次とします。

2 将来人口の見通し

市の総人口（住民基本台帳の値）は、平成27年（2015年）まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の約8万6千人をピークとして、減少傾向に転じました。

この減少傾向は、今後も続く見込みで、目標年次である令和23年度（2041年度）の市の総人口は、約8万人となる見通しです。

3 基本構想の見直し

この基本構想は、策定してから10年を経過した時点で、必要に応じて見直しを行います。また、社会・経済情勢などに著しい変化が生じた場合にも、適宜見直しを行います。

第3章 まちづくりの基本姿勢

「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくに当たって守らなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。

1 市民生活の向上

まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりを進めるに当たっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の安定とその向上を目指していきます。

2 市民自治の確立

まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と相互の協力により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立を目指していきます。

3 市民文化の発展

長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような市民文化の発展を目指していきます。

第4章 まちづくりの目標

「まちづくりの目標」は、将来にわたっての私たちの願いであり、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。

1 都市像

東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。

そのためには、多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが住みやすいと感じることができるまちづくりを進めることが重要です。

さらには、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることが望まれます。

このことから、私たちが目指す将来の都市像を

『水と緑と笑顔が輝くまち 東大和』

と定めます。

2 基本目標

都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。

- 子どもたちの笑顔があふれるまち
- 健康であたたかい心のかよいあうまち
- 安全・安心で利便性が高いまち
- 心豊かに暮らせるまち
- 環境にやさしいまち
- 暮らしと産業が調和した活力あるまち

第5章 まちづくりの基本施策

「まちづくりの基本施策」は、「まちづくりの目標」を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想をもとに積極的に対応していきます。

また、ここに掲げる施策のうち、国・東京都などが実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。

1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

次代を担うすべての子どもたちが地域の中で心身ともに健やかに成長し、社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、施策を展開していきます。また、学校が児童・生徒の資質や能力を確実に育成できる学びの場となるよう、教育活動を推進し、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現を目指していきます。

- (1) 誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めていきます。
- (2) 家庭、学校、地域社会が一体となって、子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができるまちづくりを進めていきます。
- (3) 良好な学習環境のもと、児童・生徒が意見や個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、一人ひとりが人間性豊かに成長することができるまちづくりを進めていきます。

2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり

誰もが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるよう、保健・福祉施策などを展開していきます。また、市民同士が地域のつながりの中で、共に助け合い、支え合う体制の整備に取り組み、健康であたたかい心のかよいあうまちの実現を目指していきます。

- (1) 市民の心と体の健康づくりを支援するとともに、病気の予防や早期発見のための取組を推進して、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。
- (2) 高齢者を支えるための地域の包括的な支援体制の構築などに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、その能力を発揮して活躍することができるまちづくりを進めていきます。
- (3) 障害のある人に必要な支援を行い、誰もが障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められ、社会活動に参加することができるまちづくりを進めていきます。

(4) 市が関わる社会保障制度を適切かつ効果的に運営するとともに、地域社会における支え合いを推進して、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

3 安全・安心で利便性が高いまちづくり

大地震や風水害などの自然災害が発生した場合でも、その被害を最小限に食い止めることができるよう、防災・減災施策を展開していきます。また、誰もが快適で住み続けたいと思えるような都市基盤を整備・維持し、安全・安心で利便性が高いまちの実現を目指していきます。

(1) 自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、自然災害などから多くの生命や財産を守ることができるまちづくりを進めていきます。

(2) 市民の防犯意識の向上や、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できる環境づくりなどの防犯対策に取り組み、誰もが安全で、安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

(3) 社会・経済情勢の変化に対応した市街地の整備・更新を推進するとともに、街並みが美しく、良質な住環境づくりに取り組み、快適で魅力的なまちづくりを進めていきます。

(4) 地域の特性を踏まえ、良好な道路環境や交通環境とするための取組を推進し、誰もが安全で快適に移動することができるまちづくりを進めていきます。

4 心豊かに暮らせるまちづくり

誰もが個性を尊重され、自分らしく暮らすことができるよう、多様な考え方を認め合う地域社会の構築に取り組んでいきます。また、コミュニティ活動などを通じた市民同士のつながりや、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、心豊かに暮らせるまちの実現を目指していきます。

(1) 市民の人権が守られ、誰もが性別、国籍、文化などの違いにとらわれることなく、地域社会の一員として尊重されるまちづくりを進めていきます。

(2) 地域におけるコミュニティ活動や文化活動など、市民による自主的で主体的な活動を推進し、地域の中で市民同士がつながり合い、協力し合うまちづくりを進めていきます。

(3) 誰もが生涯を通じて学び続けられるよう、学習環境の向上に取り組み、豊かな人間性の実現と、学習の成果をより良い地域づくりのために生かすことができるまちづくりを進めていきます。

(4) 市民の平和意識の高揚と、地域の歴史や文化に親しむための環境づくりに取り組み、誰もが地域への愛着や誇りを感じることができるまちづくりを進めていきます。

(5) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進により、いつでも、誰でも、どこでもスポーツを楽しむことができ、健やかな心と体づくりに取り組むことができるまちづくりを進めていきます。

5 環境にやさしいまちづくり

誰もがうるおいのある環境の中で暮らすことができるよう、貴重な地域資源である水や緑などの自然を保全・活用・創出していきます。また、地球環境に配慮した資源循環型社会の構築などに取り組み、環境にやさしいまちの実現を目指していきます。

(1) 狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、生物多様性の確保、市街地の身近な緑と水辺環境の保全などに取り組み、自然と共生したまちづくりを進めていきます。

(2) 市民、事業者、市による連携と活動により、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用などに取り組み、廃棄物の少ないまちづくりを進めていきます。

(3) 良好な生活環境を確保するため、地球温暖化対策や限られた資源・エネルギーの有効活用などを推進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めていきます。

6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

市民の暮らしを支え、まちに賑わいをもたらすことができるよう、地域に根ざした商工業や農業の振興、勤労者や消費者の支援を行っていきます。また、東大和の魅力を市内外に広めるための観光施策などを展開し、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現を目指していきます。

- (1) 創業支援等を通じた商店街や企業活動の活性化など、商工業の振興を図るとともに、勤労者支援に取り組み、地域の中でより良い経済循環を生み出すまちづくりを進めていきます。
- (2) 農地の保全・活用、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進など、農業の振興に取り組み、都市農業の機能が十分発揮されるまちづくりを進めていきます。
- (3) 消費生活が多様化する中、消費者が必要な知識を習得できるよう、適切な情報や学習機会などを提供し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。
- (4) 地域資源を活用した観光事業の推進や、住みやすい居住環境に関する情報発信などに取り組み、交流人口の増加と人口減少の抑制を目指したまちづくりを進めていきます。

第6章 基本構想を実現するために

この基本構想を実現するため、限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。

そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、相互に協力して課題に対応し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現を目指していきます。

- 1 費用対効果を十分に考慮しながら、財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底します。また、情報通信技術の発達に対応した基盤整備や他の市町村との広域的な連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図っていきます。
- 2 老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と長寿命化を図りながら、公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組んでいきます。
- 3 市の計画の策定や実施過程において市民の意見や要望を反映できるよう、情報公開や広報・広聴活動などに取り組みます。また、私たちが、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めていきます。

第3 東大和市第五次基本計画（素案）

<第1編 総論>

第1章 第五次基本計画の概要

第1節 第五次基本計画の策定の目的

第五次基本計画は、第三次基本構想で示された「まちづくりの目標」を実現するために、まちづくりの施策を基本目標ごとに体系化し、施策ごとに、成果指標や施策の展開方向などを定めたものです。

令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までのまちづくりを進める上で基本となる計画であり、計画的にまちづくりに取り組むため、策定するものです。

第2節 第五次基本計画の構成

第五次基本計画は、以下のとおり構成されています。

第1編 総論

第五次基本計画の背景となっている、将来人口の見通し、財政収支の見通し、第四次基本計画の達成状況、まちづくりの主要課題などを明らかにしています。

第2編 分野別計画

第三次基本構想で示されている「まちづくりの基本施策」に基づき、各施策の内容を明らかにしています。具体的には、施策ごとに、成果指標や施策の展開方向などを示しています。

第3編 行財政運営

第五次基本計画を推進していくために、行財政運営に関わる基本的な方針を明らかにしています。

第4編 第五次基本計画の進捗管理

第五次基本計画の各施策の進捗状況を把握し、施策を実現するための手段となる事務事業の将来的な方向性を検討する方法を明らかにしています。

第5編 第五次基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）

第五次基本計画の各施策とSDGsとの関連性を整理しています。

第2章 市の位置・地勢等

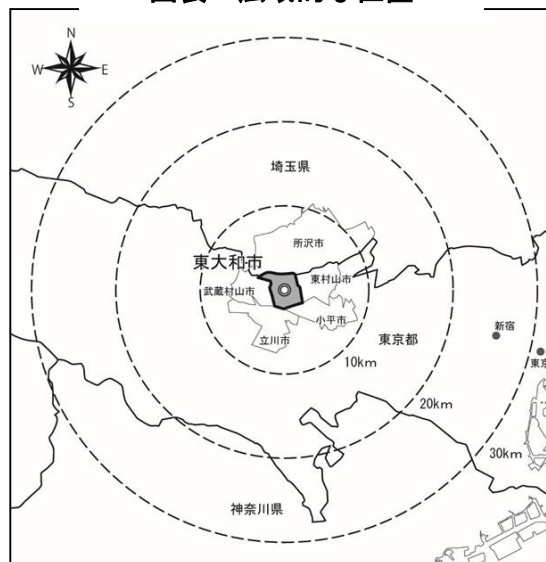
第1節 市の位置・地勢

当市は、東京都心から西方約35kmの1時間通勤圏にあり、北多摩の北部に位置しています。市域は北が埼玉県所沢市と接する県境となっており、東は東村山市、南は立川市・小平市、西は武蔵村山市に接し、東西5.3km、南北4.3km、面積は13.42km²で、面積は多摩26市の中で17番目の大きさとなっています。

地勢は、北部の狭山丘陵と南部の平坦な武蔵野台地によって構成されています。このうち、狭山丘陵は、東京都と所沢市にまたがる丘陵地で樹林地に覆われており、また、多摩湖（村山貯水池）を擁するなど、水と緑に恵まれた地域となっています。

市域の骨格を形成する主要な交通網のうち、鉄道は市の南側を東西に西武鉄道拝島線、東側を西武鉄道多摩湖線、西側を南北に多摩モノレールが通っており、市内には5駅が設置されています。また、幹線道路は、都道5号新宿青梅線を構成する青梅街道・新青梅街道のほか、南北方向に芋窪街道、東西方向に中央通りや桜街道が通っています。

図表 広域的な位置



第2節 市の沿革

明治4年（1871年）、芋窪、蔵敷、奈良橋、高木、後ヶ谷、宅部、清水の7か村が廃藩置県制の実施に伴って神奈川県に編入されました。その後、明治26年（1893年）には、多摩地区の移管に伴って東京府に編入され、大正8年（1919年）に、芋窪、蔵敷、奈良橋、高木、狭山、清水の6か村が合併して、大和村が誕生しました。

昭和2年（1927年）の村山貯水池の完成や、昭和13年（1938年）の東京瓦斯電気工業立川工場（戦闘機のエンジンを生産する工場）の建設によって、村は純農村から都市化の変化を歩み始め、昭和29年（1954年）には町制を施行して大和町が誕生しました。

昭和45年（1970年）10月1日には市制を施行し、その名称を「東京の大和」ということから、「東大和」と改めて現在に至っています。令和2年（2020年）10月1日には、市政施行50周年を迎えました

市内では、昭和35年（1960年）から昭和47年（1972年）にかけて、都営住宅、公社住宅等が次々と建設され、人口は、昭和35年（1960年）の14,239人から昭和47年（1972年）の51,909人へと約3.6倍に大きく増加しました。

その後も大和基地跡地への桜が丘団地建設、工場跡地・民間企業施設跡地へのマンション建設、平成10年（1998年）の多摩モノレールの開通に伴う宅地開発の進展等により、人口は堅調な増加を続けてきましたが、近年は減少傾向に転じています。

第3章 第五次基本計画の背景

第1節 国内外を取り巻く社会・経済情勢

・第3章の全体について、構成の見直しを行いました(前回と構成が異なります)。
 ・第1節の内容は、今回新たに追記しました。

1 総人口、年齢階層別人口

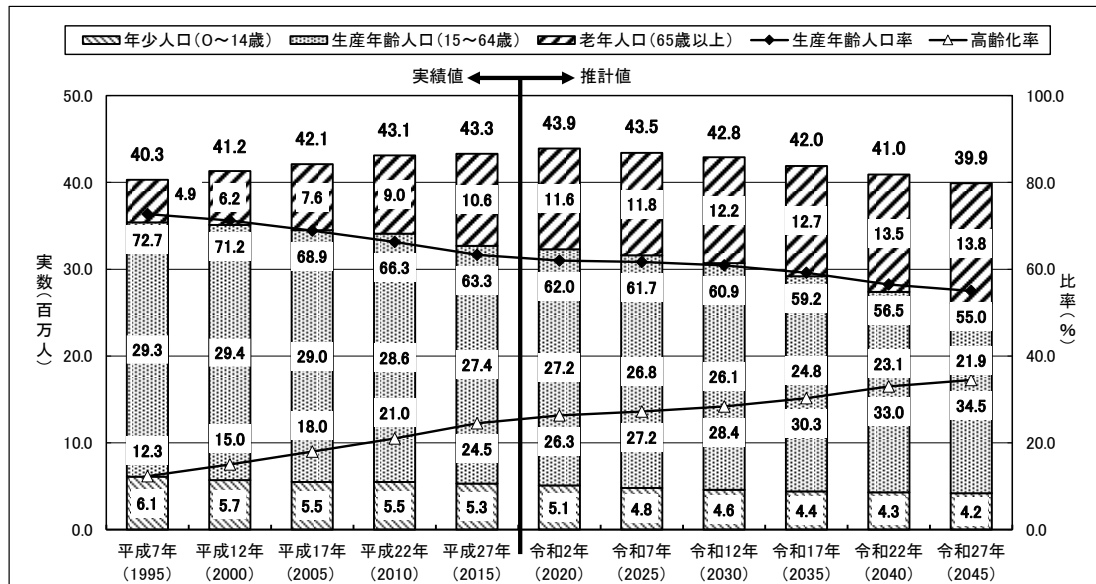
今後、首都圏では生産年齢人口が本格的な減少局面に転じる一方、高齢化が加速

○平成7年(1995年)から平成27年(2015年)にかけての首都圏¹の人口(実績値)は、平成12年(2000年)以降、一貫して増加傾向で推移しています。しかし、年齢階層別にみると、年少人口(0~14歳)は平成12年(2000年)から、生産年齢人口(15~64歳)は平成17年(2005年)から、いずれも減少局面に転じている一方、老年人口(65歳以上)は一貫して増え続けています。

○生産年齢人口率(総人口に占める割合)は、平成7年(1995年)の72.7%から令和2年(2020年)の62.0%と10.7ポイント低下しているのに対し、高齢化率が12.3%から26.3%に上昇し、令和2年(2020年)時点で既に約4人に1人が高齢者という超高齢社会²に突入しています。

○今後、首都圏の人口(推計値)は、令和7年(2025年)頃には減少局面に転じ、その後、減少幅は年を経るごとに拡大し、本格的な人口減少社会に突入すると予測されています。年齢階層別にみると、生産年齢人口が一貫して減り続ける一方、老年人口は一貫して増え続け、その結果、高齢化率が令和22年(2040年)頃には33.0%まで上昇し、約3人に1人が高齢者となる見込みです。

図表 首都圏の人口の実績値と推計値(各年1月1日時点)



出典：実績値は総務省「国勢調査(各年10月1日現在)、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

¹ 東京都、近隣3県(神奈川県、埼玉県、千葉県)、周辺4県(茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)。

² 一般的に、高齢化率が14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会を超高齢社会という。

2 産業経済

第4次産業革命の技術革新を活かした「Society 5.0（超スマート社会）」の実現

- 近年、実社会の中であらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながる「IoT（Internet of Things）」、コンピューターが自ら学習し、人間を超える高度な判断を行う「AI（Artificial Intelligence:人工知能）」、多様かつ複雑な作業を自動化する「ロボット」など、「第4次産業革命」と称される技術革新が、世界規模で従来にないスピードとインパクトで進展しています。
- 国は、平成28年（2016年）に策定した「第5期科学技術基本計画³の中で、第4次産業革命の技術革新を活かし、必要なモノ・サービスを、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らせる「Society 5.0（超スマート社会）」の実現を掲げています。
- 「Society 5.0」で実現する社会では、第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活の中に取り入れることで、人口減少・高齢化、地方の過疎化、エネルギー・環境の制約等の様々な社会課題が克服され、わが国全体がより希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となることが期待されています。

3 都市インフラ

利便性の低下や行政サービスの非効率化等を招く「都市のスポンジ化」

- 近年、全国的に地域間での人口集積の偏在や世帯の小規模化等を背景に、都市の中心部・郊外部を問わず、空き家や空き地等の低未利用地が、時間的・空間的に不規則かつ相当程度の分量で発生する「都市のスポンジ化」の進展が問題視されています。
- 国土交通省の「平成30年版首都圏白書」によると、都市のスポンジ化の直接的な要因となる「その他住宅⁴」の空き家について、首都圏の平成15年（2003年）から平成25年（2013年）の推移をみると、郊外部ほど空き家率（総住宅数に占めるその他住宅の割合）が高く、増加傾向が強くなっており、都心から30km以遠でスポンジ化が顕在化しつつあるとしています。

4 防災

首都直下地震の発生確率は30年間で70%

- 平成25年（2013年）に、国の中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループがまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について」（最終報告）によれば、過去に発生した地震の発生間隔を考慮すると、今後30年間でマグニチュード7クラスの首都直下地震が発生する確率は70%となっています。

³ 科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、今後10年程度を見通した5年間の科学技術政策を具体化するものとして、政府が策定。

⁴ 例えば転勤・入院等のために、居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

- 内閣府の「令和元年版防災白書」によれば、今後、防災対策を維持・向上するため、国民全体で「自らの命は自らが守る」という意識を持った「防災意識社会」を構築していくことが必要であるとしています。
- 近年の自然災害の激甚化・頻発化傾向に伴い、甚大な被害からの長期にわたる復旧・復興が繰り返されています。国では、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを構築するため、防災・減災等に資する取組として「国土強靱化」を推進しています。

5 環境

温室効果ガスの排出ゼロの実現に向けた取組が活発化

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるとされています。
- 国では、令和2年（2020年）10月に、2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）」を目指すことを宣言しました。そのため、今後、脱炭素社会の実現に向け国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組むとしています。

6 行財政

厳しさを増していく自治体の財政運営

- 総務省の「自治体戦略2040構想研究会⁵」によると、将来的には他の年代と比べて年間平均給与額が高い40・50歳代を中心に働く世代が大きく減少するとともに、今後、所得や地価が減少・下落することにより、地方税収が減少する一方、社会保障に係る経費（民生費）が増大する可能性があるとしています。
- 同研究会によると、今後、子育て環境の改善や次世代の産業人材への投資が重要性を増す一方、高齢者の増加に伴う要介護者や生活保護受給者の増加等による扶助費や、老朽化した公共建築物や道路・下水道等のインフラ施設の機能を保つための更新費用（土木費・農林水産費・教育費）が増大するなど、人口構造の変化が地方財政に深刻な影響を与えると予測しています。
- 令和2年（2020年）6月26日の地方制度調査会⁶の「2040年頃から逆算し顕在化するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」では、令和22年（2040年）頃にかけて生じる変化・課題、そして大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、国・地方を通じた行政のデジタル化を進め、「デジタル・ガバメント」を実現することで、新たな時代にふさわしい環境を整えることが喫緊の政策課題としています。

⁵ 多様な自治体行政の展開により、社会構造の変化への強靱性を向上させる観点から、老年人口が最多となる令和22（2040）年頃に自治体が抱える行政課題を整理した上、今後の自治体のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討するため、平成29年（2017年）10月から全16回にわたり開催された総務大臣主催の研究会。

⁶ 内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するために設置された内閣府の附属機関。

(7) SDGs (持続可能な開発目標)

国連サミットにおいて採択された、先進国を含めた国際社会全体の開発目標

- 「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という)とは、平成28(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された令和12(2030)年を期限とする、先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。
- 我が国では、関係省庁が連携し政府一体となった取組みを可能にする新たな国の実施体制として、平成28(2016)年5月、政府内に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置されるとともに、同年12月には同本部により「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定されています。
- 同指針では、SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を最大限に反映することが奨励されています。

(8) 感染症の流行

- 現在、世界規模で拡大を続けている新型コロナウイルス感染症の流行は、単に人々の生命を脅かす保健や医療の問題だけにとどまらず、感染症拡大防止のために国や地域をまたぐ人・モノ・カネの往来や、人と人の接触機会が極度に制限されたことで、世界の経済活動の停滞という未曾有の危機的状況を招き、世界全体で人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしています。
- 我が国では、令和2年(2020年)4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、挙国一致体制で感染症抑制対策が進められた結果、5月25日には宣言を解除するに至ったものの、それ以降、人々の動きが活発になるにつれて、特に11月以降に新規感染者数が再び大幅な増加傾向に転じ、令和3年(2021年)1月7日には、首都圏の1都3県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)を対象に再び緊急事態宣言が発出されました。未だ感染症拡大の先行きは不透明で、確実な見通しを持つことは極めて困難な状況にあります。
- 新型コロナウイルス感染症への対応、また今後の新たな未知なる感染症の流行等に備え、テレワークやオンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人とのつながりによる新しい「生活様式(人々の働き方・暮らし方)」の定着が求められています。

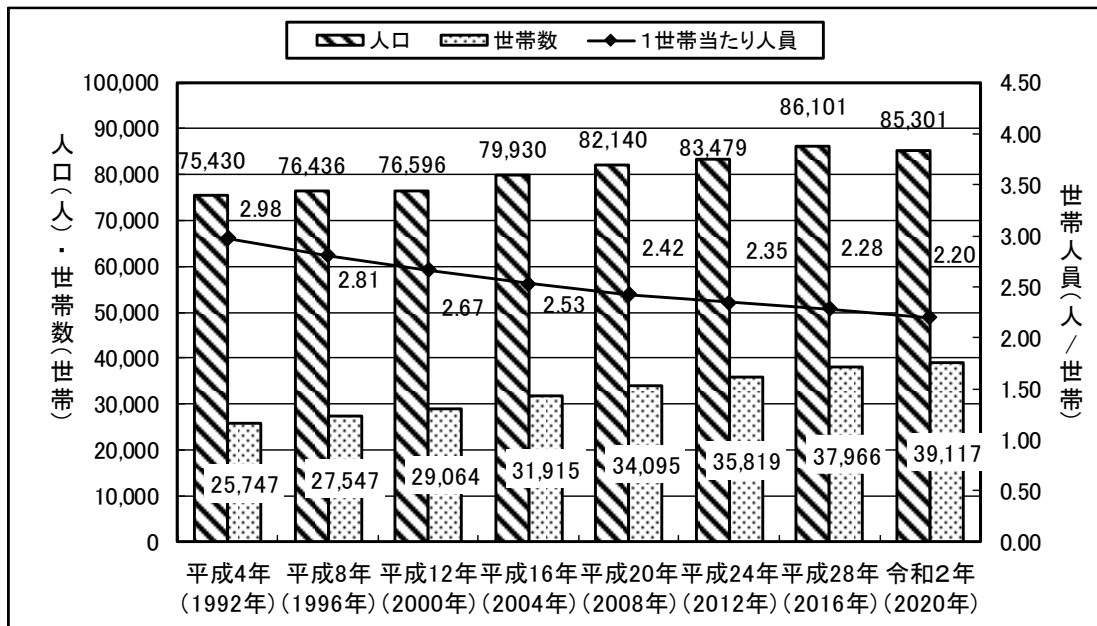
第2節 市を取り巻く社会・経済情勢

1 人口・世帯数等

(1) 近年における人口・世帯数等の推移

- 平成31年（2019年）1月1日現在の人口は、8万5,565人であり、平成3年（1991年）1月1日人口の7万5,030人と比べて、約14%（1万535人）増加しています。
- 平成3年（1991年）以降の人口推移を4年ごとにみると、平成11年（1999年）から平成15年（2003年）にかけては、多摩モノレールの開通による沿線へのマンションの建設等により、4%以上の高い伸び率となりましたが、平成27年（2015年）の8万6,162人をピークに減少に転じています。
- 世帯数は、人口を上回るペースで増え続けており、平成31年（2019年）には、3万8,852世帯となりました。平成3年（1991年）の25,191世帯と比べて、約54%（13,661世帯）増加しています。1世帯当たり人員は、平成3年（1991年）の2.98人から、平成31年（2019年）の2.20人/世帯に減少しており、世帯の小人数化が進行しています。

図表 当市の人口・世帯数の推移（各年1月1日時点）

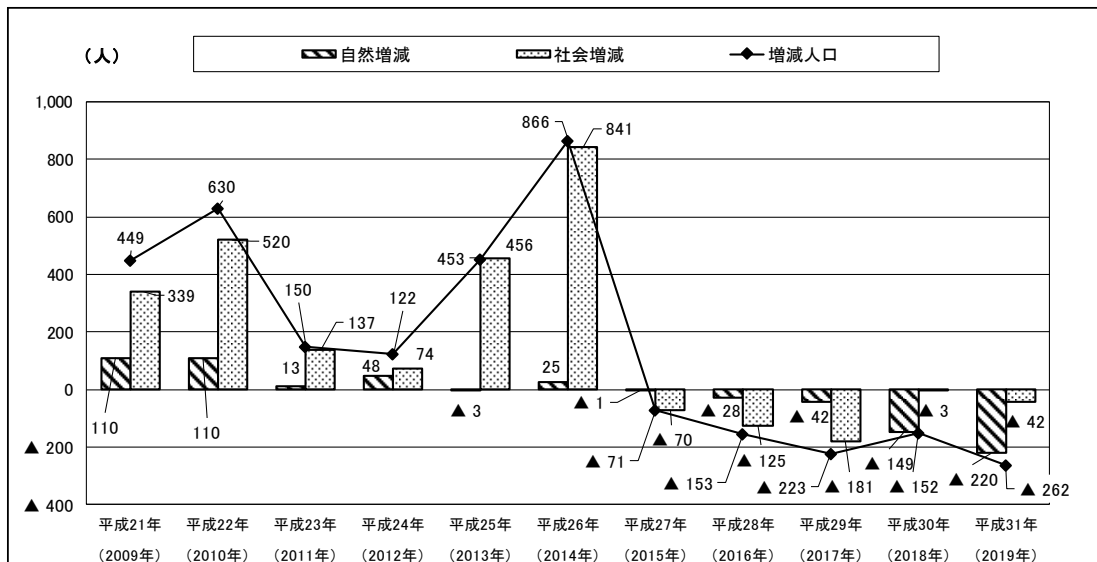


(注) 平成27年以降は、外国人を含む。

出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

○平成19年（2007年）以降の人口動態をみると、自然増減は平成27年（2015年）を境に出生者数が死亡者数を下回るマイナス傾向が続いています。一方、社会増減についても、平成26年（2014年）までは、マンション建設等を背景に転入超過となっていました。平成27年（2015年）以降は、転入者数の減少と転出者数の増加によって転出超過に転じています。

図表 当市の自然増減・社会増減の推移（各年1月1日～12月31日の合計）

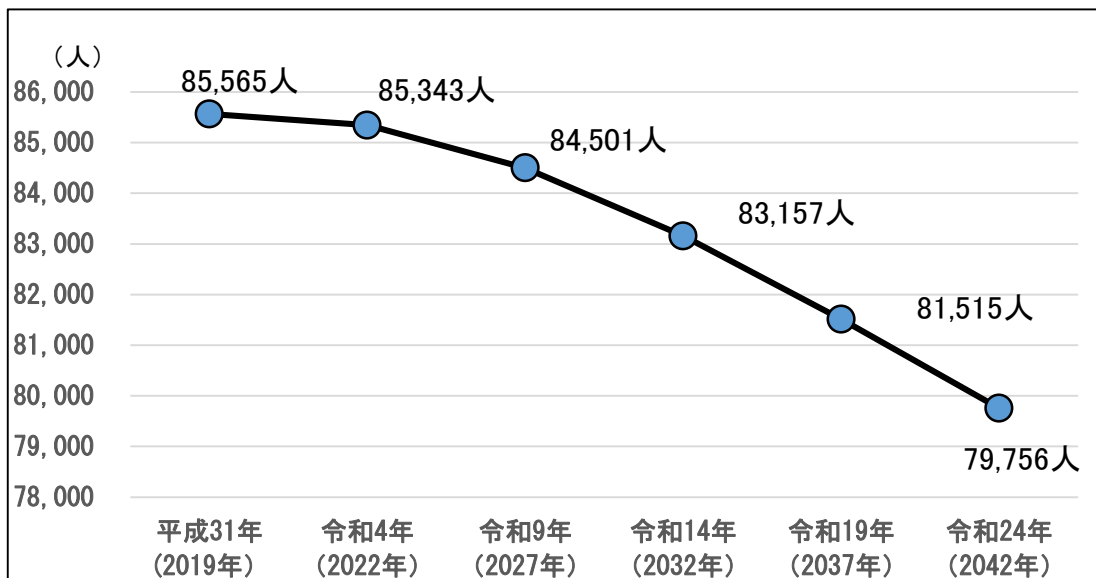


出典：住民基本台帳

(2) 将来人口の見通し

○今後、当市の総人口は長期にわたる減少局面に移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大して、第三次基本構想の構想期間が終了する令和24年（2042年）には79,756人となる見込みです。

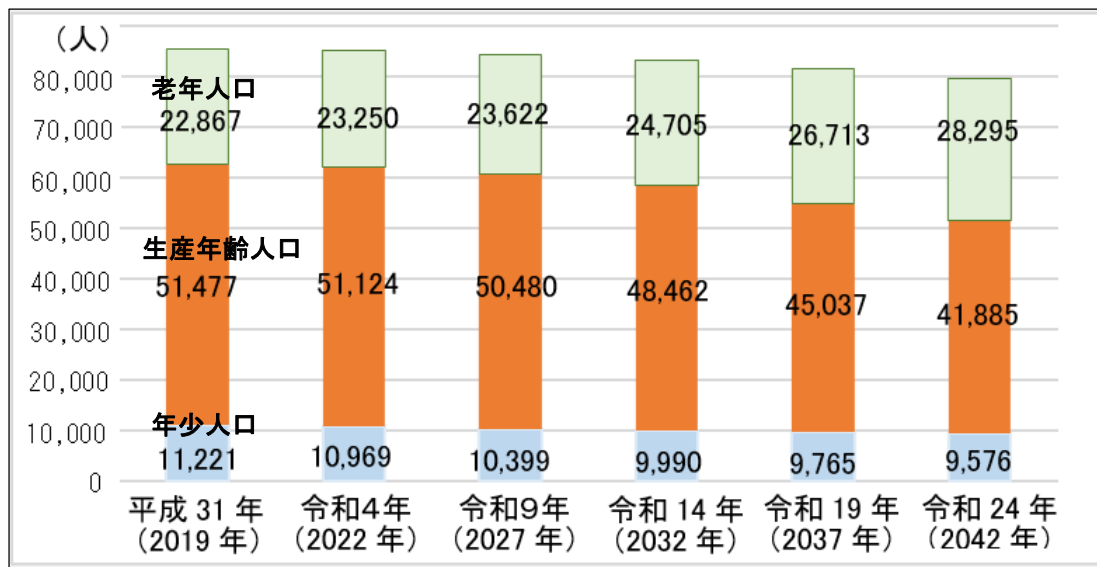
図表 当市の総人口の将来推計（各年1月1日）



出典：東大和市人口推計報告書（令和元年10月）

○年齢区分では、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し、人口の年齢構成が大きく変化する見込みです。

図表 当市の総人口（年齢3区分）の将来推計（各年1月1日）



出典：東大和市人口推計報告書（令和元年10月）

2 子ども・子育て

減少する就学前児童数、増加する保育サービス利用児童数

○当市の就学前児童人口は、平成28年（2016年）をピークに減少傾向となっているのに対し、保育サービスの利用児童数は、増加傾向で推移しています。平成31年（2019年）の保育サービス利用児童数は、平成26年（2014年）と比べて7.5%増加しており、保育サービスに対する需要は高くなっています。

○首都圏では、保育士確保に向けた自治体間競争が激化しています。このような状況下、当市の保育園では、0～2歳児の保育需要が高まっている一方、保育士の確保が困難さを増しており、平成29年（2017年）を境に、待機児童数は増加傾向で推移しています。

3 高齢者・健康

進展する高齢化と、延伸する健康寿命

○近年、当市の老年人口（65歳以上）は増え続けており、平成31年（2019年）には、平成26年（2014年）と比べて12.1%増加しています。特に、80歳以上は、約1.4倍になっていることが特徴的といえます。

○高齢化が急速に進展している中、当市の要介護（要支援）認定者数も増加が続いており、平成29年度（2017年度）の認定者数は、平成24年度（2012年度）と比べて約1.4倍となっています。

○平成29年（2017年）の当市における健康寿命（要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の健康寿命）は、男性が83.24歳、女性が86.41歳であり、近年、延伸傾向となっています。

4 地域コミュニティ

薄れる地域のつながり

- 当市における自治会の加入世帯数は減少傾向で推移しており、平成30年度（2018年度）には、平成25年度（2013年度）と比べて5.3%減少しています。
- 自治会への加入率も、平成25年度（2013年度）の36.1%から、平成30年度（2018年度）には3.7%減の32.4%となり、加入率の減少傾向が続いています。

5 商業・農業

縮小する地域経済

- 当市における卸売業・小売業を合わせた商業の商店数、従業者数及び年間販売額は、減少傾向で推移しています。平成26年（2014年）の事業所数は、平成11年（1999年）と比較して、40.8%減少しています。
- 当市における農業の農家数、農業就業人口も、減少傾向で推移しています。平成27年（2015年）の農家数は、平成12年（2000年）と比較して、28.1%減少しています。

6 公共施設等

建築後30年以上経過した建物が全体の75%

- 当市がサービスを提供する建築系の公共施設では、建築後30年以上経過している建物が全体の75%の床面積を占めており、老朽化が進行しています。
- 平成29年（2017年）に当市が策定した「東大和市公共施設等総合管理計画」によれば、建築系の公共施設とインフラ系の公共施設の各更新費用を合算した総額は、平成29年度（2017年度）からの60年間で約1,690億円であり、1年当たりの平均額では約28億円の更新費用が必要となる見込みです。

第3節 市の財政

第五次基本計画の施策を推進するにあたっては、市の財政負担が伴うこととなるため、計画期間中の財政収支（歳入及び歳出）の見通しについて、推計を行いました。

1 財政の現状

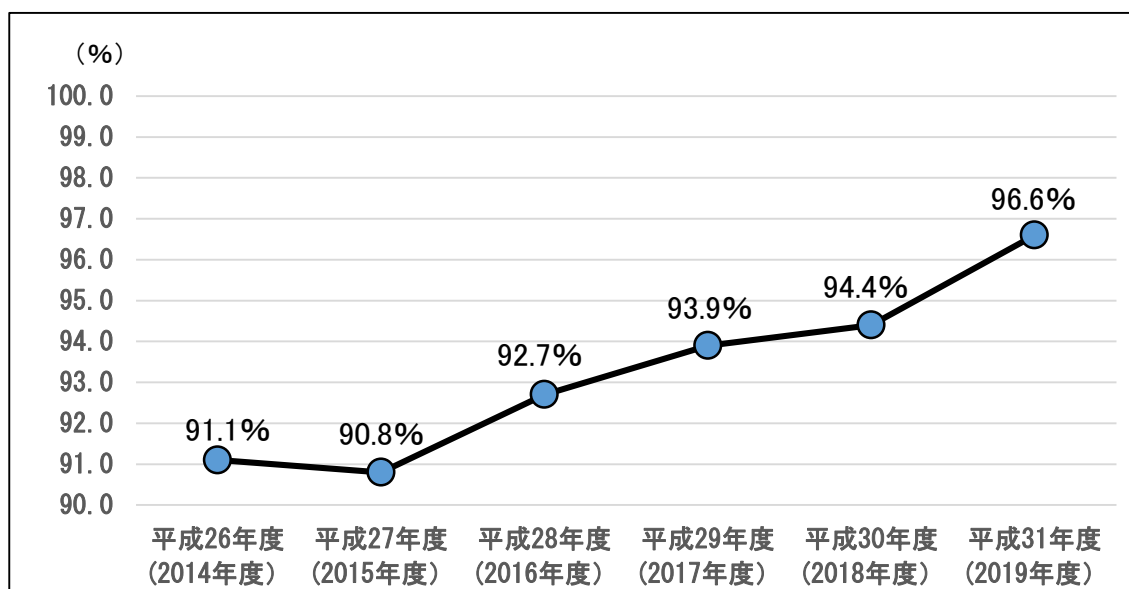
経常収支比率は、経常的収入（市税や国・都からの交付金など）に対する経常的支出（人件費や扶助費など）に必要な財源の割合を示したものです。

経常収支比率が高いと財政構造に弾力性がなくなり、新規事業や投資的事業（道路・学校・公園などの整備事業、公共施設の長寿命化事業）などのために使用する財源が少なくなります。

さらに、経常収支比率が100%を超えた場合は、経常的な経費を経常的な収入で賄えなくなるため、事業の縮小（廃止）を余儀なくされるなど、財政運営が困難な状況となります。

この経常収支比率は近年、上昇傾向で推移しています。

図表 当市の経常収支比率（各年度）



出典：総務省「市町村別決算状況調」

2 推計の前提

項目	概要
推計対象期間	令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）まで
前提事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度（2018年度）の決算値を基準として、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの一般会計における財政状況を推計しました。 ・令和2年（2020年）7月時点で実施している財政運営の方法（財政調整基金の取扱いを含む。）に基づき、同時点における税財政制度及び料金体系により推計することを原則としました。 ・今後の経済情勢の変化や新型コロナウイルス感染症などの影響は考慮していません。
推計方法の採用順	<p>25ページの項目ごとに、以下の順で推計方法を検討し、最適な方法を採用しました。</p> <p>①平成30年（2018年）に、地方公共団体金融機構（※）の「地方財政に関する調査研究会」が策定した「地方公共団体における財政収支見通しの作成に関する調査研究報告書」（以下「報告書」という。）において、「推計方法（例）」の「簡易推計」として示されている方法により推計する。</p> <p>②上記に関わらず、「過去（平成21年度から平成30年度まで）の決算値と人口との間で相関関係が確認できた項目」又は「人口との相関が強い項目」については、平成30年度（2018年度）決算を基準として、当該相関関係に基づき推計する。</p> <p>③上記のいずれの方法によっても推計が困難な項目については、平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）までの決算値から、最大値と最小値を除いて算出した平均値で一定とする。</p>
推計に用いた資料	<ul style="list-style-type: none"> ・決算値：総務省市町村別決算状況調（平成21年度から平成30年度まで） ・実績人口：住民基本台帳 ・将来人口：東大和市人口推計報告書（令和元年10月）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入のうち、令和元年（2019年）の税制改正に伴う市町村民税（法人分）及び地方消費税交付金への影響については、地方交付税措置により影響がないものとして推計しました。 ・項目の推計結果を集計して、全体の推計結果としました。項目ごとの推計結果と全体の推計結果との整合性は、考慮していません。

※地方公共団体金融機構：地方公共団体金融機構法に基づく地方公共法人

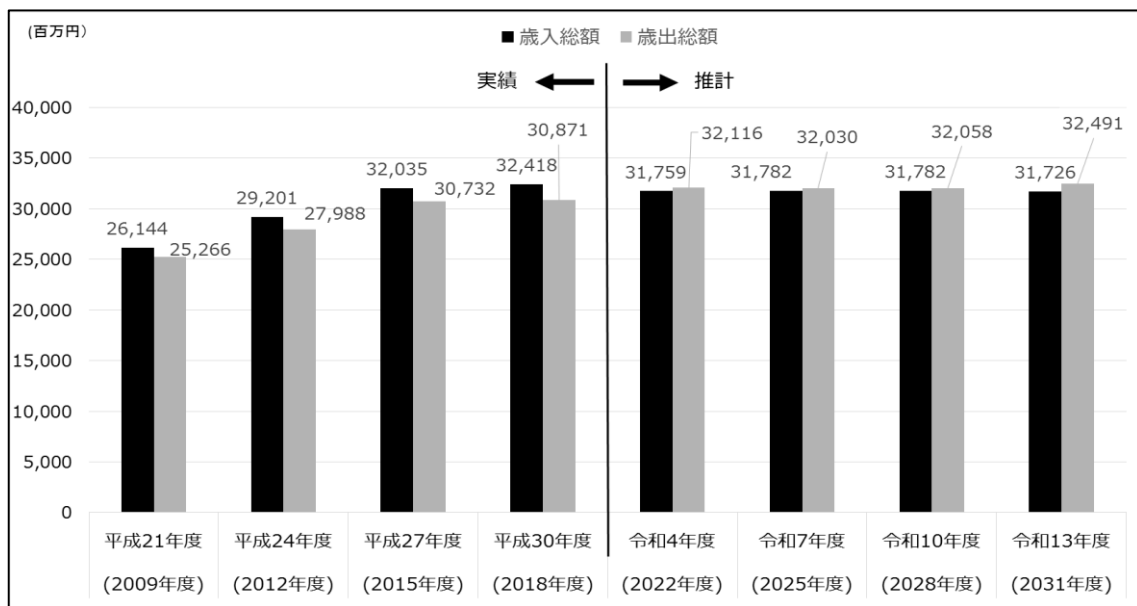
3 推計の結果

平成30年度（2018年度）までの実績値は、歳入総額が歳出総額を上回って推移してきましたが、令和4年度（2022年度）以降の推計値は、いずれの年度においても歳出総額が歳入総額を上回る見込みとなりました。

この主な要因としては、歳出において、建築系公共施設や道路等のインフラ系公共施設について、「東大和市公共施設等総合管理計画」（平成29年2月）に基づく更新費用（毎年度約22億9,000万円）を見込んだため、投資的経費の金額が大きくなったことが挙げられます。

少子高齢化と人口減少の進展に伴い、歳入では市町村民税（個人）の減少、歳出では扶助費の増加が見込まれていることも、歳出総額が歳入総額を上回った理由の一つです。

図表 歳入及び歳出総額の推移と将来推計（グラフ）



出典：第五次基本計画策定に向けた財政状況の推計報告書（令和2年7月）
※以下、次ページまで同じ。

図表 歳入及び歳出総額の推移と将来推計（表）

単位：百万円

実績値	平成21年度	平成24年度	平成27年度	平成30年度
	2009年度	2012年度	2015年度	2018年度
歳入総額	26,144	29,201	32,035	32,418
歳出総額	25,266	27,988	30,732	30,871
歳入総額－歳出総額	878	1,212	1,303	1,547
推計値	令和4年度	令和7年度	令和10年度	令和13年度
	2022年度	2025年度	2028年度	2031年度
歳入総額	31,759	31,782	31,782	31,726
歳出総額	32,116	32,030	32,058	32,491
歳入総額－歳出総額	△ 358	△ 248	△ 276	△ 765

図表 歳入の実績値及び推計値の内訳

項目	実績値←				→推計値				単位：百万円
	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 13 年度 (2031 年度)	
地方税	12,434	12,104	12,424	12,790	12,692	12,725	12,733	12,687	
地方譲与税	160	148	140	146	146	146	146	146	
地方消費税交付金 等各種交付金	1,343	1,086	2,246	1,789	1,789	1,789	1,789	1,789	
地方交付税（臨時財政 対策債を含む）	1,808	3,610	3,059	3,415	3,415	3,415	3,415	3,415	
分担金及び負担金	246	327	374	393	354	354	354	354	
使用料及び手数料	340	287	502	466	454	445	436	427	
国庫支出金、都支出 金	8,202	9,226	9,971	10,676	9,685	9,685	9,685	9,685	
地方債（臨時財政対 策債を除く）	134	613	879	158	639	639	639	639	
その他（財産収入、 寄附金、繰入金、繰 越金、諸収入）	1,477	1,802	2,441	2,585	2,585	2,585	2,585	2,585	
歳入総額	26,144	29,201	32,035	32,418	31,759	31,782	31,782	31,726	

（注）端数処理の関係で、内訳の合計が総額と一致しない年度があります。

図表 歳出の実績値及び推計値の内訳

項目	実績値←				→推計値				単位：百万円
	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 13 年度 (2031 年度)	
人件費	4,598	9,244	4,407	4,283	4,318	4,318	4,318	4,318	
扶助費	6,935	9,474	10,521	11,193	11,607	11,516	11,506	11,942	
公債費	1,980	1,900	1,533	1,613	1,984	2,088	2,279	2,472	
物件費	3,414	3,606	4,129	4,463	4,026	3,926	3,774	3,578	
維持補修費	105	115	119	112	115	115	115	115	
補助費等	4,210	2,842	3,147	3,170	3,000	3,000	3,000	3,000	
繰出金	2,911	3,396	3,694	3,707	3,450	3,450	3,450	3,450	
投資的経費	650	1,783	2,004	1,003	2,290	2,290	2,290	2,290	
その他（積立金、投 資及び出資金・貸付 金）	462	627	1,178	1,327	1,327	1,327	1,327	1,327	
歳出総額	25,266	27,988	30,732	30,871	32,116	32,030	32,058	32,491	

（注）端数処理の関係で、内訳の合計が総額と一致しない年度があります。

第4節 第四次基本計画の達成状況

平成25年（2013年）から令和3年度（2021年度）までを計画期間とする第四次基本計画においては、「主な成果・活動指標」を設定しました。

また、第四次基本計画の計画期間中の毎年度、市民意識調査を実施して、計画で定めた各施策について、市民の満足度等を調査しました。

それぞれの結果をまとめると、以下のとおりとなります。

1 第四次基本計画の構成

第四次基本計画は、第二次基本構想で掲げた5つの基本目標の達成に向けて、以下の29施策を定めました。

基本目標	体系	施策
第1章 豊かな人間性と文化を はぐくむまちを築くた めに	1-1	第1節 学校教育の充実
	1-2	第2節 生涯学習の充実
	1-3	第3節 青少年の健全育成
	1-4	第4節 市民文化の振興
	1-5	第5節 スポーツ・レクリエーションの推進
第2章 健康であたたかい心の かよいあうまちを築く ために	2-1	第1節 保健・医療の充実
	2-2	第2節 高齢者保健福祉の推進
	2-3	第3節 障害者福祉の推進
	2-4	第4節 児童福祉の推進
	2-5	第5節 社会保障の充実
	2-6	第6節 地域福祉の推進
第3章 暮らしと産業が調和し た活力あるまちを築く ために	3-1	第1節 勤労者福祉の向上
	3-2	第2節 消費生活の充実
	3-3	第3節 都市農業の振興
	3-4	第4節 工業の振興
	3-5	第5節 商業の振興
	3-6	第6節 観光事業の推進
第4章 環境にやさしく安全で 快適なまちを築くため に	4-1	第1節 市街地の整備
	4-2	第2節 良好な住宅環境の形成
	4-3	第3節 都市景観の形成
	4-4	第4節 道路・交通の整備
	4-5	第5節 緑の保全・創出
	4-6	第6節 防災・防犯体制の推進
	4-7	第7節 ごみの減量とリサイクルの推進
	4-8	第8節 環境の保全
第5章 相互の理解と協力を支え られるまちを築くため に	5-1	第1節 人権尊重・男女共同参画社会の確立
	5-2	第2節 ICT(情報通信技術)を活用した豊かな社会の実現
	5-3	第3節 共に支えあう地域社会の確立
	5-4	第4節 地域を越えたパートナーシップの確立

2 主な成果・活動指標の達成状況

第四次基本計画では、「施策のめざす姿」にむけて取組が進んでいるかを測定するため、施策ごとに「主な成果・活動指標」を設定しました。計画全体で84指標（第3編「適正な行財政運営の実現」にある10指標は除く。）を設定し、指標ごとに計画の最終年度である令和3年度（2021年度）の目標値を定めました。

この「主な成果・活動指標」について、第四次基本計画の計画期間中の毎年度、達成状況を確認しました。平成25年度（2013年度）以降の達成状況は、以下のとおりです。

図表 主な成果・活動指標の達成状況

基本目標	全体指標数	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平均
第1章 豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために	23指標	6指標 (26.1%)	5指標 (21.7%)	7指標 (30.4%)	8指標 (34.8%)	8指標 (34.8%)	6指標 (26.1%)	6.7指標 (29.1%)
第2章 健康であたたかい心のかよいあうまちを築くために	26指標	6指標 (23.1%)	5指標 (19.2%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	5.8指標 (22.3%)
第3章 暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために	8指標	0指標 (0.0%)	1指標 (12.5%)	2指標 (25.0%)	2指標 (25.0%)	2指標 (25.0%)	1指標 (12.5%)	1.3指標 (16.3%)
第4章 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために	17指標	3指標 (17.6%)	3指標 (17.6%)	2指標 (11.8%)	6指標 (35.3%)	5指標 (29.4%)	7指標 (41.2%)	4.3指標 (25.3%)
第5章 相互の理解と協力で支えられるまちを築くために	10指標	3指標 (30.0%)	1指標 (10.0%)	1指標 (10.0%)	1指標 (10.0%)	0指標 (0.0%)	1指標 (10.0%)	1.2指標 (12.0%)
合計（平均）	84指標	18指標 (21.4%)	15指標 (17.9%)	18指標 (21.4%)	23指標 (27.4%)	21指標 (25.0%)	21指標 (25.0%)	19.3指標 (23.0%)

（上段は達成指標数、下段は達成率）

（1）年度別

達成状況は平成28年度（2016年度）が最も高くなっており、達成指標数は23指標、達成率は27.4%となっています。平成29年度（2017年度）及び平成30年度（2018年度）の達成状況は、平成28年度（2016年度）と比較して減となっていますが、6年間の通算では、おおむね増加傾向で推移しているといえます。

（2）基本目標別

第1章の「豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために」の達成率が最も高くなっており、達成率は29.1%、達成指標数は6.7指標となっています。

一方、最も達成率が低いのは、第5章の「相互の理解と協力で支えられるまちを築くために」であり、達成率は12.0%、達成指標数は1.2指標となっています。

第4章の「環境にやさしく安全で快適なまちを築くために」については、増加の幅が大きく、平成30年度（2018年度）の達成率の41.2%は、平成25年度（2013年度）の達成率の17.6%と比較して、約2.3倍の増となっています。

3 市民意識調査の結果

第四次基本計画の計画期間中の毎年度、市民意識調査を実施し、第四次基本計画の施策ごとに、「重要度」と「満足度」を調査しました。

この市民の回答について、客観的に評価するため、以下のとおり数値化しました。

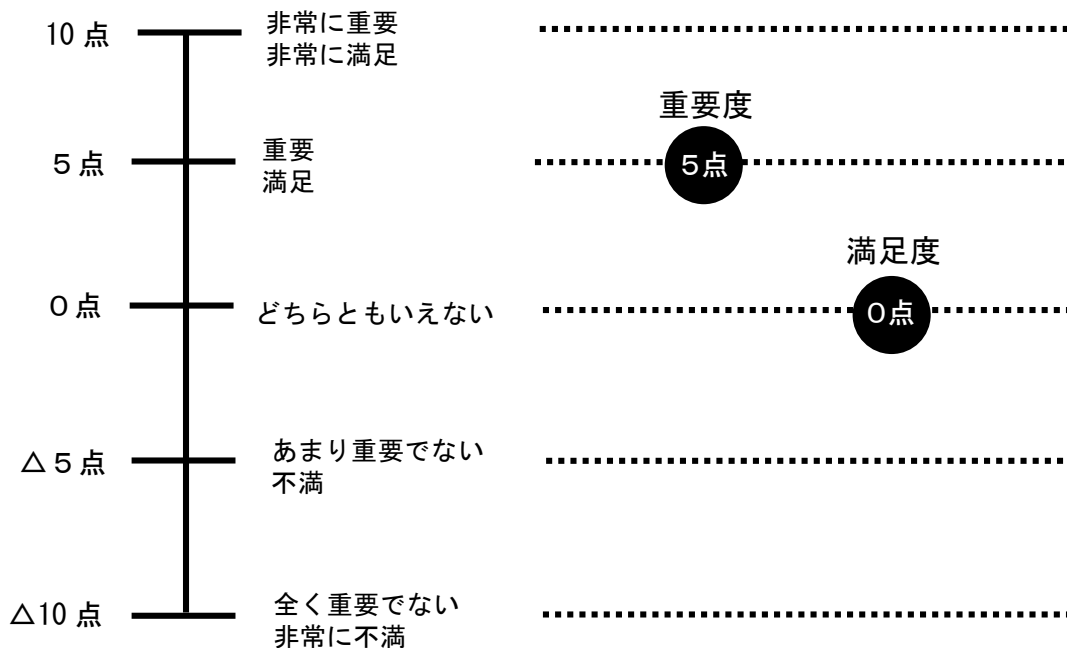
結果については、10点～△10点の範囲となり、正の数値が高いほど市民の評価が高く、負の数値になるほど評価が低いことを表しています。

(例)

該当する選択肢の番号 を丸で囲む	重要度					満足度				
	非常に重要	重要	どちらとも いえない	あまり重要 でない	全く重要で ない	非常に満足	満足	どちらとも いえない	不満	非常に不満
(1) 学校教育の充実 教育内容・方法の充 実、特色ある教育活動 の充実、学習環境の整 備・充実等	1	②	3	4	5	1	2	③	4	5

⇒上記の場合、数値は以下のとおりとなります。

各年度の市民意識調査の全回答者分について、このように数値化し、平均値を算出しました。



平成25年度（2013年度）から平成30年度（2018年度）までに実施した市民意識調査の結果を集約すると、以下のとおりとなります。

図表 市民意識調査の結果

基本目標		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平均
第1章 豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために	重要度	4.60点	4.35点	4.48点	4.74点	4.23点	4.45点	4.47点
	満足度	0.04点	0.10点	△0.08点	0.20点	0.14点	0.10点	0.08点
第2章 健康であたたかい心のかよいあうまちを築くために	重要度	5.97点	5.78点	5.77点	6.03点	5.64点	5.94点	5.85点
	満足度	△0.12点	△0.05点	△0.15点	0.18点	0.17点	0.20点	0.04点
第3章 暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために	重要度	3.46点	3.63点	3.61点	3.81点	3.57点	3.78点	3.64点
	満足度	△0.35点	△0.38点	△0.41点	△0.19点	△0.42点	△0.26点	△0.33点
第4章 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために	重要度	5.27点	4.92点	5.05点	5.38点	5.10点	5.47点	5.20点
	満足度	0.14点	0.27点	0.21点	0.36点	0.22点	0.43点	0.27点
第5章 相互の理解と協力が支えられるまちを築くために	重要度	2.62点	2.89点	2.57点	3.17点	2.75点	3.07点	2.85点
	満足度	0.13点	0.03点	△0.01点	0.21点	0.10点	0.21点	0.11点
基本目標全体の平均	重要度	4.38点	4.31点	4.30点	4.63点	4.26点	4.54点	4.40点
	満足度	△0.03点	0.00点	△0.09点	0.16点	0.04点	0.14点	0.04点

(1) 年度別

重要度・満足度ともに、平成28年度（2016年度）が最も高くなっており、重要度は4.63点、満足度は0.16点となっています。

なお、6年間の平均すると、重要度は4.40点、満足度は0.04点となり、6年間の通算では、重要度はおおむね横ばい、満足度はおおむね増加傾向で推移しているといえます。

(2) 基本目標別

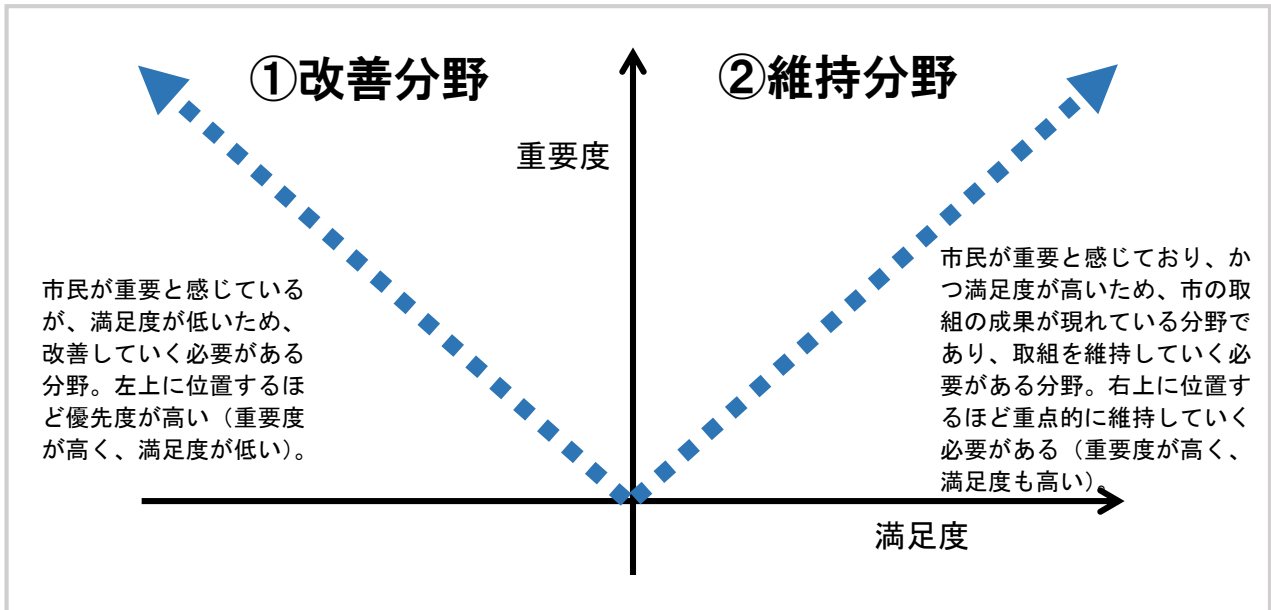
重要度については、第2章の「健康であたたかい心のかよいあうまちを築くために」が5.85点と最も高くなっています。

満足度については、第4章の「環境にやさしく安全で快適なまちを築くために」が0.27点と最も高くなっています。

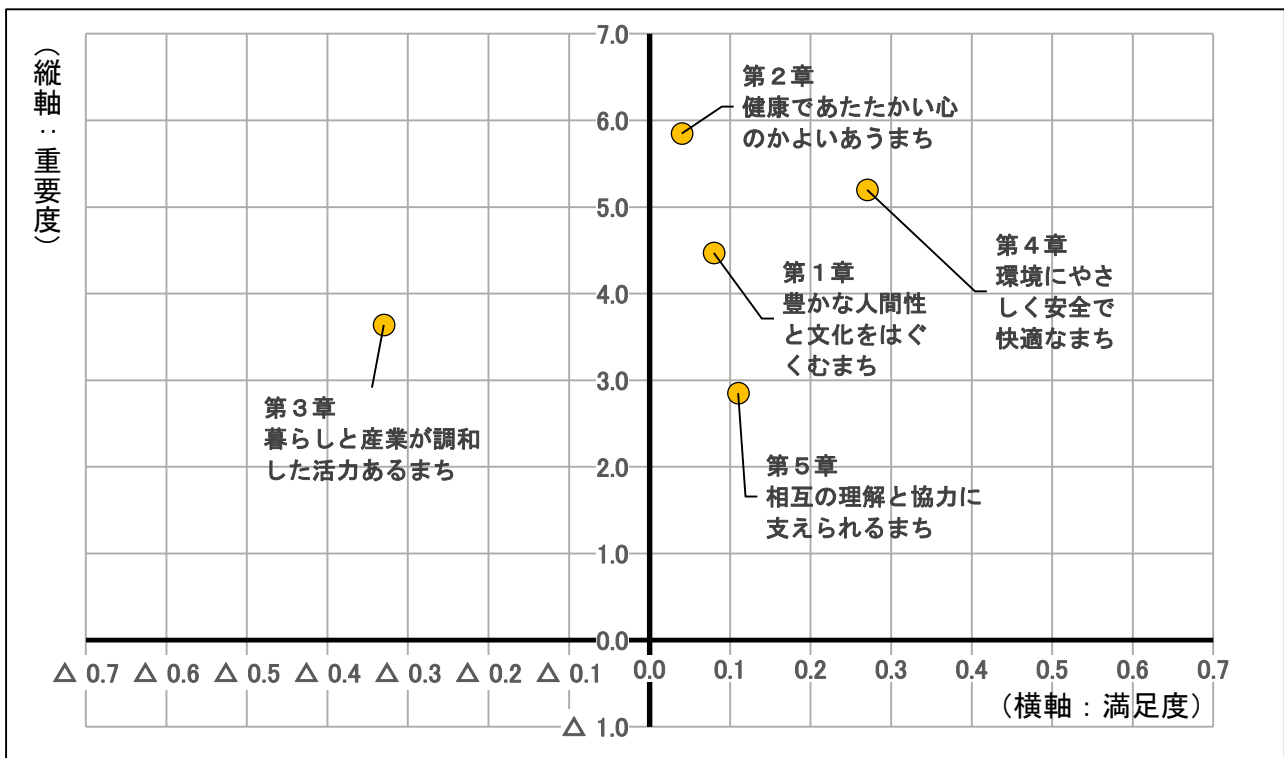
なお、第3章の「暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために」については、他の章と比較して満足度が低く、マイナス（△0.33点）となっています。この第3章には、「勤労者福祉の向上」「消費生活の充実」「都市農業の振興」「工業の振興」「商業の振興」及び「都市農業の振興」の6つの施策が位置付けられていますが、「都市農業の振興」以外は、いずれも満足度はマイナスであり、特に「商業の振興」は△0.81点と最も低くなっています。

市民意識調査の結果について、重要度と満足度の関係をわかりやすく表示するため、散布図にすると、以下のとおりとなります。散布図では、右上に行くほど、重要度・満足度ともに高くなり、左上に行くほど、重要度は高いが満足度は低くなります。

※ 散布図の見方



図表 市民意識調査の結果（基本目標別・散布図）



第5節 市民意見

第五次基本計画の策定に当たっては、市民意識調査及び市民ワークショップを実施して、多くの市民の皆様のご意見を参考とさせていただきました。

各実施結果の概要については、以下のとおりです。

※今回、新たに「市民意見」を追加しました。資料1に基づき、今後内容を追記します。

(1) 市民意識調査

① 調査状況及び回収状況

調査方法	住民基本台帳から無作為抽出した対象者へ調査票を郵送し、郵送により回収した。	
調査対象	東大和市在住の満18歳以上の男女（外国人含む）3,000人	
調査期間	令和元年6月19日（水）～7月12日（金）	
対象者数（件）	有効回収数（件）	有効回収率（%）
3,000	739	24.6

② 調査の内容

第四次基本計画の施策体系に沿って、各施策の現在の満足度を質問するとともに、その各施策について、「今後、市が優先的に取り組むべき事項は何か」などについて質問しました。

(2) 市民ワークショップ

① 参加者の募集

令和元年6月に実施した市民意識調査において、ワークショップの案内状を同封することにより、参加者を募集しました。

② 参加者数

17人（男7人、女10人）

※年齢別の内訳：20歳代1人、30歳代2人、40歳代3人、50歳代3人、60歳代6人、70歳代2人

③開催日等

令和2年10月 3日（土）

令和2年11月14日（土）

④ 検討内容

第五次基本計画策定の参考とするために、第三次基本構想の「まちづくりの基本施策」に基づいて、以下の内容について検討しました。

① 東大和市が優先的に推進すべき施策

② 東大和市が優先的に推進すべき具体的取組

第4章 まちづくりの主要課題

本編第3章の「第五次基本計画の背景」でまとめられているように、国内外を取り巻く社会・経済情勢の変化する中で、当市を取り巻く社会・経済情勢についても、少子高齢化と人口減少の進展などによる影響を受けて、大きく変化しています。

第五次基本計画の策定に当たっては、これらの社会・経済情勢に加えて、同じく本編第3章でまとめた「市の財政」や「第四次基本計画の達成状況等」、「市民意見」を踏まえ、まちづくりの主要課題を以下のとおり整理します。また、このまちづくりの主要課題と第五次基本計画で掲げる施策との関連性、施策の方向性についても、あわせて整理します。

まちづくりの主要課題	施策との関連性・方向性
<p>【主要課題1】都市としての魅力向上</p> <p>少子高齢化・人口減少の進展によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力あるまちとして持続的な発展ができるよう、豊かな自然環境と都市機能（居住・子育て支援・教育文化・商業など）が融合した良質な生活空間を守り、<u>都市</u>としての価値を高めていく必要があります。</p>	<p>第五次基本計画に掲げる様々な施策と関連性があります。</p> <p>各施策の推進により、市民の暮らしや<u>当市</u>の魅力を向上させて、定住人口の増加を目指すことが求められています。</p>
<p>【主要課題2】子ども・子育てへの支援</p> <p>子育て世帯の持続的・安定的な定住に結び付くよう、子育て支援に関するサービスの充実に努める必要があります。また、子どもたちが将来に向かって必要な資質・能力を身に付け、豊かな人生を送ることができるよう、子どもたちの意見や個性が尊重され、学びを実感できる学校教育を推進し、良質な学習環境を整える必要があります。</p>	<p>第五次基本計画で掲げる「子育て支援」や「学校教育」などの施策と関連性があります。</p> <p><u>当市</u>ではこれまで、子ども・子育て支援施策を重要な施策として位置付けてきましたが、引き続き待機児童対策や学力向上などに取り組むことが求められています。</p>
<p>【主要課題3】地域の賑わいの創出</p> <p>地域経済の活力を確保するとともに、市民の雇用機会の確保、安定的な市税確保のためにも重要な地域産業の振興に努める必要があります。また、地域における活気の創出に向けて、社会・経済情勢の変化に対応した市街地整備や、子育て世帯の定住を促すプロモーション戦略を積極的に展開する必要があります。</p>	<p>第五次基本計画で掲げる「市街地整備、景観、住宅」、「商工業、勤労者支援」、「観光、ブランド・プロモーション」などの施策と関連性があります。</p> <p>地域の賑わいや活気の創出に向けて、商工業の振興、市街地整備、観光事業の推進、<u>当市</u>の魅力発信などに取り組むことが求められています。</p>
<p>【主要課題4】健康づくり・生きがいづくりへの支援</p> <p>誰もが住み慣れた地域で健やかな毎日を送ることができるよう、市民一人ひとりのライフステージに合った健康づくりや生涯学習・スポーツ活動を促進する必要があります。また、今後さらに増加すると見込まれる高齢者が、地域のまちづくりを支える担い手として活躍できるよう、就労や社会参加の機会拡大、健康寿命の延伸を図る必要があります。</p>	<p>第五次基本計画で掲げる「保健、医療」や「高齢者福祉」などの施策と関連性があります。</p> <p>市民が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らしているよう、健康寿命の延伸や介護予防、疾病予防などに取り組むことが求められています。</p>

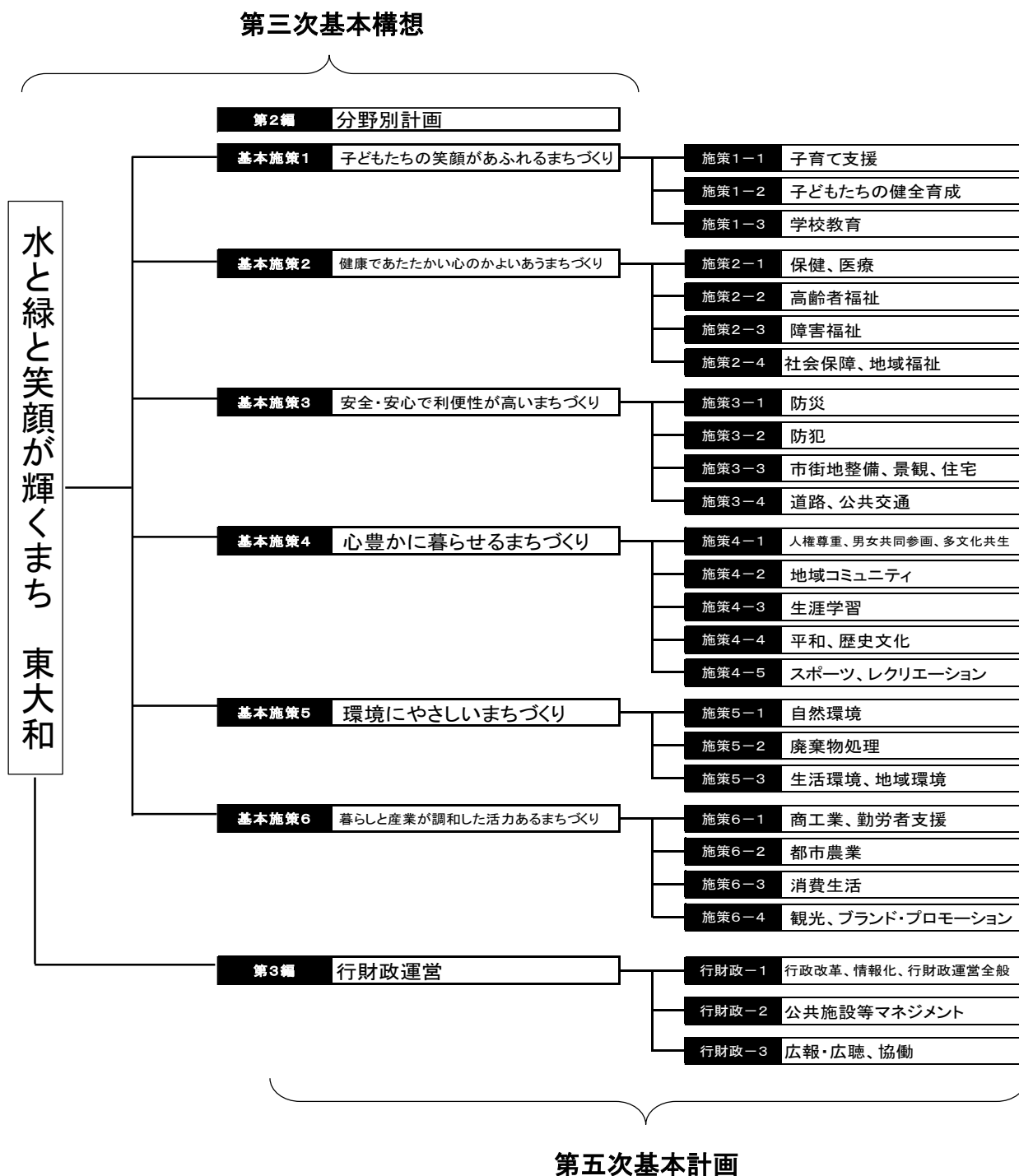
<p>【主要課題5】安全・安心で快適な暮らしの実現</p> <p>近年、全国的に台風や集中豪雨、地震等の自然災害が発生しており、当市においても自然災害の発生が懸念される中、市民の安全・安心な暮らしを支えるため、防災や防犯面の機能強化を図る必要があります。また、道路や下水道等の生活基盤施設の適切な維持・管理に努め、市民の日常生活に欠かせない諸機能の維持・向上を図る必要があります。</p>	<p>第五次基本計画で掲げる「防災」、「防犯」、「市街地整備、景観、住宅」、「道路、交通」などの施策と関連性があります。</p> <p>市民の安全・安心で快適な暮らしの実現に向けて、防災・防犯体制の推進や道路・交通の整備、市街地整備などに取り組むことが求められています。</p>
<p>【主要課題6】市政運営基盤の確立</p> <p>今後、人口構造の変化の影響を受け、個人や地域が抱える課題がますます多様化・複雑化していくと見込まれる中、より多くの施策分野において、地域社会を構成する多様な主体との連携・協働に根ざしたまちづくりを推進する必要があります。また、今後の財政収支の見通しは厳しいことから、財源、職員、施設等の限りある行政の経営資源を無駄なく最適に配分する必要があります。</p>	<p>第五次基本計画で掲げる「行財政運営」に関する施策と関連性があります。</p> <p>市民や事業者と一体となったまちづくりを進めるために、市民などとの協働が求められています。</p> <p>また、今後の財政状況の見通しを踏まえて、行政改革、公共施設等の適正配置や総量の縮減など、適正な行財政運営に取り組むことが求められています。</p>

<第2編 分野別計画>

第三次基本構想では、「まちづくりの目標」として、将来都市像の『水と緑と笑顔が輝くまち 東大和』と、将来都市像を実現するための基本目標が6つ定められています。また、「まちづくりの基本目標」を達成するための施策の大綱が、「まちづくりの基本施策」として定められています。

この第2編では、第三次基本構想で定められた「まちづくりの基本施策」に基づいて、施策の体系を構築するとともに、施策ごとに展開方向や指標等を定めて、分野別計画としています。

第1章 施策の体系



第2章 重要施策

第1節 重要施策の内容

この重要施策は、第三次基本構想で掲げた将来都市像である『水と緑と笑顔が輝くまち 東大和』の実現に向けて、限られた財源や人的資源（職員）を最適に活用しながら、重点的・優先的に推進していく施策です。

第三次基本構想においては、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることとしています。このことから、人口減少をできる限り抑制するとともに、少子高齢化と人口減少の進展に対応するために必要な施策について、分野横断的に抽出しました。

今後、少子高齢化と人口減少の進展により、市民の日常生活に密着した商業の衰退などによる地域経済の縮小やコミュニティ機能の弱体化を招き、それが地域社会の活力をさらに損なうおそれがあります。また、生産年齢人口の減少により、当市の主な歳入である地方税の減少が懸念されており、当市の財政状況はより一層厳しくなる見込みです。

このことから、以下の施策について、重点的・優先的に推進するものとします。

1 【重要施策1】子ども・子育て支援施策の推進

これまで、当市では、「日本一子育てしやすいまちづくり」を最も重要な施策と位置付け、子ども・子育て支援施策を推進してきました。今後も、子どもを産み育てたいと願うすべての人たちが、安心して出産し、子育てをすることができるよう、引き続き子ども・子育て支援施策を推進します。また、次代を担う子どもたちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けることができるよう、学校教育の質の向上を図ります。

【施策1—1 子育て支援】

- ◆安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
- ◆子どもたちの成長と発達を支援する環境づくり

【施策1—2 子どもたちの健全育成】

- ◆子どもたちの健やかな成長と自立を支える環境づくり

【施策1—3 学校教育】

- ◆生きる力を育む教育の推進
- ◆快適で充実した学校生活を支える教育環境づくり

2 【重要施策2】健康・高齢者施策の推進

少子高齢化が進展する中であっても、活力あるまちとするためには、市民が地域の中で元気に暮らすことができる環境づくりが必要となります。そこで、高齢者をはじめとする市民が、生涯にわたって健康で幸せな人生を送ることができるよう、健康施策を推進します。また、高齢者の方々が地域社会を支える一員として活躍できるよう、就業や社会参加の機会の拡大を図ります。

【施策2—1 保健・医療】

- ◆市民の自主的・自発的な健康づくりの促進
- ◆病気の予防及び早期発見・早期治療のための環境づくり

【施策2—2 高齢者福祉】

- ◆高齢者の社会参加や介護予防の促進
- ◆高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境づくり

【施策4—3 生涯学習】

- ◆多様なニーズに応じた学習機会と学習情報の提供

【施策4—5 スポーツ・レクリエーション】

- ◆スポーツを楽しめる機会の提供

3 【重要施策3】賑わいと活力の創出施策の推進

少子高齢化と人口減少の進展による影響を抑え、にぎわいと活力のあるまちとするために、定住人口の増加を目的とした市街地整備について、検討を進めます。また、地域経済の縮小を防止するための産業の振興や、子育て世帯の定住を促進するためのプロモーションなどに取り組みます。

【施策3—3 市街地整備】

- ◆地域の実情や社会・経済情勢の変化に対応した市街地整備の推進

【施策6—1 商工業】

- ◆市内における創業等への支援

【施策6—4 ブランド・プロモーション】

- ◆ブランド・プロモーションの推進

第2節 「重要施策」と施策との関係

この重要施策と、本編第1章で示した施策との関係をまとめると、以下のとおりとなります。

この重要施策は、人口減少をできる限り抑制するとともに、少子高齢化と人口減少の進展に対応するという視点で、各施策の中から重点的・優先的に推進していく施策について、分野横断的に抽出したものです。

		重要施策1 子ども・子育て支援施策の推進	重要施策2 健康・高齢者施策の推進	重要施策3 賑わいと活力の創出施策の推進
第2編 分野別計画				
基本施策1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり				
1-1	子育て支援	●		
1-2	子どもたちの健全育成	●		
1-3	学校教育	●		
基本施策2 健康であたたかい心のかよいうまちづくり				
2-1	保健、医療		●	
2-2	高齢者福祉		●	
2-3	障害福祉			
2-4	社会保障、地域福祉			
基本施策3 安全・安心で利便性が高いまちづくり				
3-1	防災			
3-2	防犯			
3-3	市街地整備、景観、住宅			●
3-4	道路、公共交通			
基本施策4 心豊かに暮らせるまちづくり				
4-1	人権尊重、男女共同参画、多文化共生			
4-2	地域コミュニティ			
4-3	生涯学習		●	
4-4	平和、歴史文化			
4-5	スポーツ、レクリエーション		●	
基本施策5 環境にやさしいまちづくり				
5-1	自然環境			
5-2	廃棄物処理			
5-3	生活環境、地球環境			
基本施策6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり				
6-1	商工業、勤労者支援			●
6-2	都市農業			
6-3	消費生活			
6-4	観光、ブランド・プロモーション			●
第3編 行財政運営				
行財政-1	行政改革、情報化、行財政運営全般			
行財政-2	公共施設等マネジメント			
行財政-3	広報・広聴、協働			

施策3-2 防犯

第三次基本構想と第五次基本計画との関係を明確化するため、第三次基本構想の基本施策の内容を記載しています。

<施策の目的及び体系>

市民の防犯意識の向上や、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できる環境づくりなどの防犯対策に取り組み、誰もが安全で、安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

施策3-2 防犯

展開方向1 地域の防犯体制の構築

<成果指標>

成果指標は、「各施策に対する市民の評価」とする案となっています。

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「防犯」の具体的取組に対する市民の満足度 〔市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合〕	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	●●%

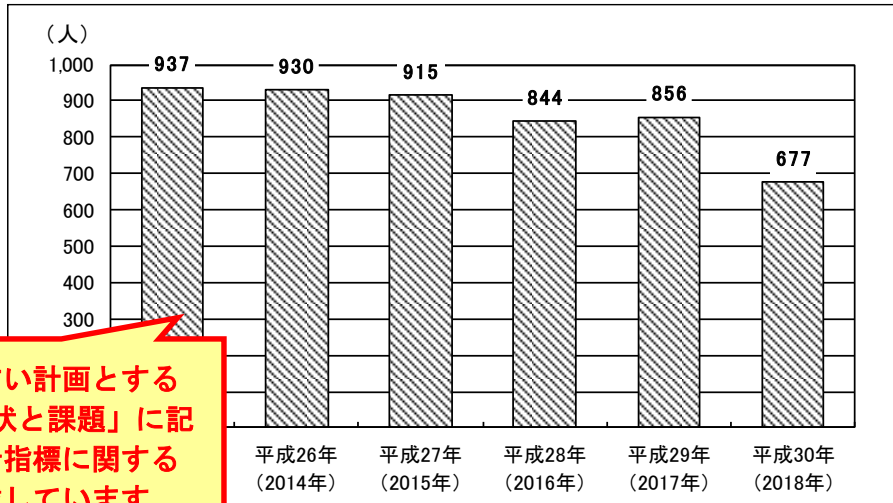
<現状と主要課題>

現状と課題は、これまでに実施してきた各種調査等の結果、個別計画等を踏まえて、作成しています。
※【 】内が参考とした資料です。詳しくは、42ページを参照してください。

- 平成24(2012)年3月、「東大守るための活動促進と環境の策定し、安全・安心のまちづくり」を策定し、安全・安心のまちづくりを推進しています。
- 平成26(2014)年以降、当市の刑法犯罪の発生状況は、概ね一貫して前年を下回っており、平成30(2018)年では677件、平成25(2013)年の937件と比べて約3割(260件)減少しています。犯罪種別にみると、いずれの年次も窃盗犯が最も多く、全体の74.2~81.0%を占めています。【基礎資料】
- 「令和2年警察白書」によると、令和元(2019)年中の特殊詐欺の認知件数と被害額はいずれも前年より減少したものの、特殊詐欺の被害者は、高齢者が約8割を占め、今後ますます高齢者人口の割合が増えていく中、特殊詐欺等の被害防止は、喫緊の課題であるとしています。【基礎資料】
- 今後、当市においても高齢化の進展を背景に、高齢者が犯罪に巻き込まれるリスクが高まると見込まれる中、現在、当市では青色回転灯パトロールカーによる市内巡回や安全安心情報送信サービスを利用した速やかな不審者情報の周知等の防犯対策を推進しています。

【総括報告書】

図表 刑法犯罪発生状況の推移



わかりやすい計画とするため、「現状と課題」に記載した統計指標に関する図表を記載しています。

出典：東大和警察署、防災安全課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

「現状と課題」を踏まえ、施策を達成するための取組を「施策の展開方向＝市の役割」として整理しています。

【展開方向1】地域の防犯体制の構築

子どもから高齢者に至るまで、市民が犯罪に巻き込まれることのないよう、市民、関係団体、関係行政機関等との連携・協力のもと、地域ぐるみによる防犯体制の構築に取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆地域の自主的な防犯活動を推進し、防犯活動を行う自主防犯組織に対して、防犯活動用の資機材の提供を行います。
- ◆警察等との連携・協力により、市民に対して犯罪発生情報や防犯関連情報の迅速な提供に努めます。
- ◆市民の身近な場所で発生する犯罪を未然に防止するため、青色回転灯パトロールカーによる市内巡回や地域コミュニティによる見守り活動の促進を図ります。
- ◆犯罪の温床になるおそれのある場所の解消に向け、防犯灯等の設置を推進します。
- ◆地域で活動する防犯団体（自治会、自主防犯組織等）、学校との連携・協力により、地域の児童・生徒の安全確保を図ります。

「施策の展開方向」に向けた主な具体的取組を記載しています。

まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じるとともに、地域でお互いに協力し合って安全・安心なまちづくりに向けた自主的活動に取り組みます。
- 事業者は、市民と協力して地域の安全を確保するために必要な措置を講じます。

施策を達成するための市民及び事業者の役割を記載しています。

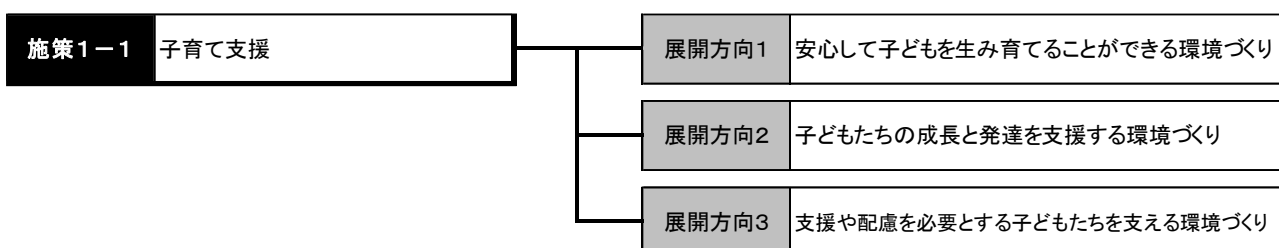
基本施策 1

子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

施策 1-1 子育て支援

<施策の内容及び体系>

誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「子育て支援」の具体的取組に対する市民の満足度 (市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合)	市民意識調査【新規】	●●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

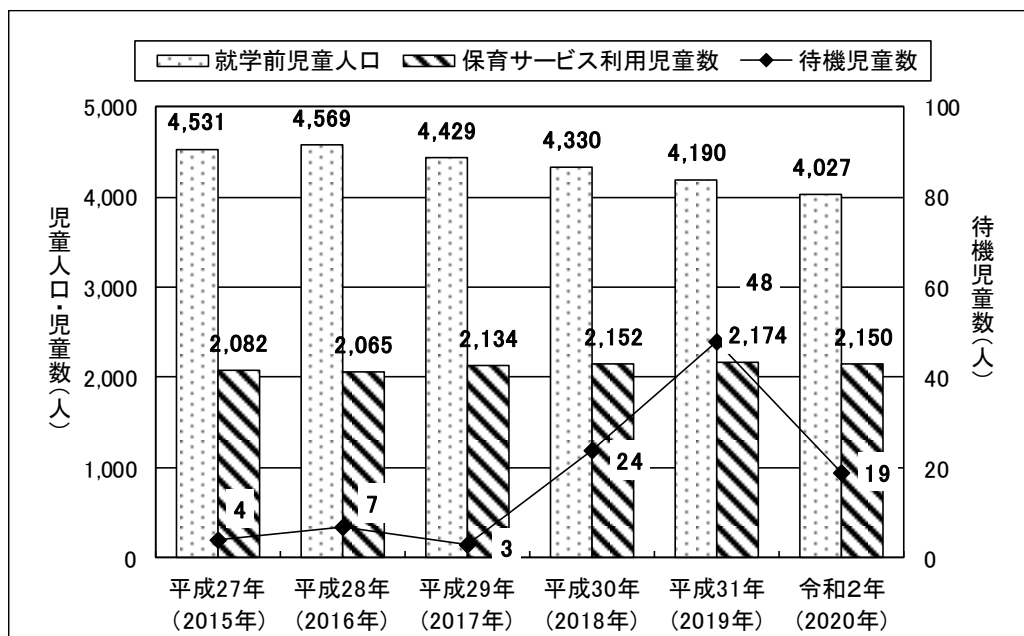
※【 】内は、<現状と主要課題>を作成するに当たって主に参考とした資料です。「基礎資料」は「第三次基本構想の策定に向けた基礎資料」を、「総括報告書」は「第四次基本計画総括報告書」を表しています。

※実際の計画書では、この【 】は記載しません。

- 当市の就学前児童人口は、平成28年(2016年)をピークに減少傾向となっているのに対し、保育サービスの利用児童数は、概ね増加傾向にあります。共働き世帯の増加など保護者の働き方をめぐる環境が変化している中、今後、保育需要がさらに高まるとともに、子育て支援に対する保護者のニーズが多様化すると予測されます。【基礎資料】
- 首都圏では、保育サービスに対する需要の高まりを背景に、保育士確保に向けた自治体間競争が激化しています。このような状況の下、市内の保育園でも、1~2歳児の保育需要は拡大する傾向で推移するとともに、保育士の確保が困難さを増しており、平成29年度(2017年度)以降、待機児童は依然として発生しています。【基礎資料】
- 全国的に少子化や核家族化の進行、地域の間関係の希薄化など、社会環境が変化している中、今後、当市でも、子育てに対し孤立感や不安感・負担感を感じる保護者が増加していくことが懸念されます。【基礎資料、総括報告書】

- 当市では、重要施策の一つとして「日本一子育てしやすいまちづくり」を掲げ、平成27年度（2015年度）から現在に至るまで、子育て支援策を積極的に推進しています。これらの取組の結果、平成27年（2015年）～30年（2018年）の合計特殊出生率⁷は、多摩地域26市の中ではいずれの年においても、上位1～3位以内の高い水準を堅持しています。
- 当市が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、今後も引き続き、「日本一子育てしやすいまち」を目指し、妊娠期・出産期を含め、保護者の多様なニーズを十分に踏まえながら、子育て支援策の量的・質的な充実をめるとともに、保護者の孤立感や不安感・負担感の解消に向けて、取り組む必要があります。【基礎資料、総括報告書】
- 市の未来を担う子どもたちの健やかな成長を守り育むとともに、子どもたちが社会の一員として生きていける力を育めるよう、市民、地域関係者・事業者及び市が相互に協力し、取り組んでいくための子ども・子育てに関する「共通の理念、指針」として、令和2年9月26日に「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」を制定しました。
- 内閣府の「令和2年版 子供・若者白書」によると、近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、一貫して増加しています。そして、児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題としています。【内閣府「令和2年版 子供・若者白書」】
- 近年、子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯の貧困率は高い水準にあります。今後、当市においても、家庭の経済状況等によって、次世代を担う子どもたちの将来の夢が断たれることのないよう、支援に取り組む必要があります。【内閣府「令和2年版 子供・若者白書」】

図表 就学前児童人口等の推移（各年4月1日現在）



出典：東京都福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」

⁷ 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子どもの数に相当。

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくりまします。

＜主な具体的取組＞

- ◆妊産婦や保護者の不安を軽減し、適切な情報提供や助言等を行うことができるよう、相談体制の充実に努めます。
- ◆多様化する保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育や延長保育などの多様な保育サービスの拡充に取り組み、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。
- ◆保育ニーズを的確に把握しながら、適切な量の保育サービスを提供できるよう、保育園の施設整備の検討や保育士等の確保に取り組みまします。

【展開方向2】子どもたちの成長と発達を支援する環境づくり

核家族化の進展や共働き家庭の増加など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長できる環境をつくりまします。

＜主な具体的取組＞

- ◆子どもたちが地域において、安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。
- ◆乳幼児親子同士が、多彩な活動を通じて交流を深めながら過ごせる、子育てひろば事業の充実に取り組みまします。
- ◆子どもたちが、発達段階に応じた幼児教育や保育を通じて、適切な支援を受けられるように取り組みまします。
- ◆国や東京都の制度に基づき、子育て関連の各種手当や医療費の助成を実施し、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。

【展開方向3】支援や配慮を必要とする子どもたちを支える環境づくり

障害のある子どもや虐待のおそれのある子ども、生活に困窮し貧困の状況にある子どもなど、配慮を必要とする子どもたちに対する、継続的で適切な支援に取り組みまします。

＜主な具体的取組＞

- ◆障害のある子どもの特性に合わせ、ライフステージに対応した一貫した支援に取り組みまします。
- ◆地域社会が一体となって児童虐待の防止に取り組むための環境づくりに取り組みまします。
- ◆貧困の状況にある子どもやその保護者、子育て家庭に対して、国が示す方向性を踏まえながら、関係機関と連携した支援に取り組みまします。

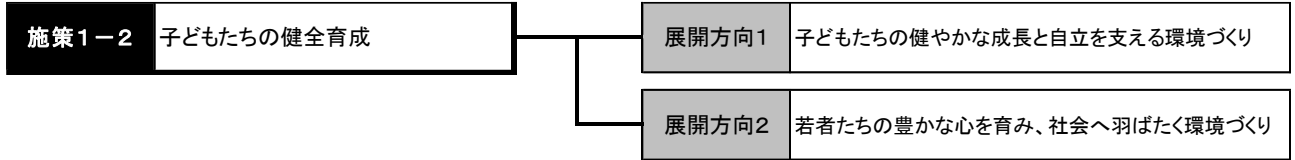
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、地域ぐるみで子育てを応援します。
- 事業者は、従業員等の仕事と家庭の両立を支援するほか、市民ニーズに対応した多様な子育て支援サービスを提供します。

施策1-2 子どもたちの健全育成

<施策の目的及び体系>

家庭、学校、地域社会が一体となって、子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「子どもたちの健全育成」の具体的取組に対する市民の満足度 (市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合)	市民意識調査【新規】	●●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

○当市の学童保育所の入所児童数は、平成27年(2015年)に前年比で大きく増加した以降、概ね750人前後で推移しており、保育サービスと同様に、需要の高い状況が続いています。

【基礎資料】

○学童保育所の待機児童数は、平成29年(2017年)に241人まで増加したものの、その後は、施設の増設や定員の弾力的運用による受入れ枠の拡大、児童館等におけるランドセル来館事業⁸に取り組んだことなどにより、平成31年(2019年)には11人まで大きく減少しています。**【基礎資料】**

○現在、当市では、「放課後子ども教室」を市内10校のすべての小学校で実施しており、余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

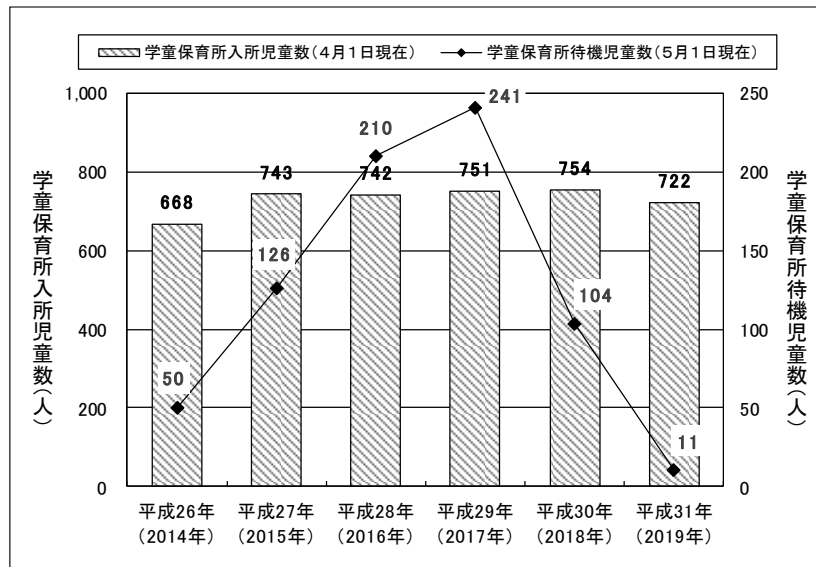
○今後、就労形態の多様化や子育て家庭の核家族化の進展等を背景に、学童保育所やランドセル来館事業に対する需要は、拡大傾向で推移すると予測されます。そのため、学童保育所運営受託事業者や民間事業者の力も積極的に活用しながら、子どもたちが放課後等に安心・安全で健やかに過ごすことができるよう、地域社会が一丸となって子どもたちの居場所づくりを推進する必要があります。**【基礎資料】**

⁸ 学童保育所への入所要件にあてはまる方でランドセル来館への希望される児童又は学童保育所の定員に余裕がないため入所を保留とされた児童が、学校から帰宅せずにランドセルを背負ったまま直接児童館に来館し、帰宅時間まで過ごすもの。

○今後、少子化や世帯の小規模化の進展等を背景に、地域の中で子ども・若者同士が交流する機会や子ども・若者が地域住民と交流する機会が少なくなり、その結果として、子ども・若者が多様な体験や世代間交流を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会も少なくなっていくと考えられます。【基礎資料】

○次世代を担う子ども・若者が自立した個人として、他者とともに社会を築いていく主体として活躍できるよう、学校・地域・青少年対策地区委員会⁹などの関係機関との連携・協力により、子どもたちが多様な体験や世代間交流を通じて成長できる機会の創出を図る必要があります。【基礎資料】

図表 学童保育所の入所児童数及び待機児童数の推移



出典：青少年課資料

⁹ 青少年をめぐる社会環境の浄化活動や青少年の健全育成を図る活動を行っている、自主的かつ統一的な活動を行う団体。

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】子どもたちの健やかな成長と自立を支える環境づくり

子どもたちが地域の中で健やかに学び成長でき、社会の一員として自立することができるよう、安全・安心な居場所づくりや様々な体験機会の提供、環境改善に取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆保育ニーズを的確に把握しながら、学童保育所の施設整備や学童保育に関する新たなサービスの提供について検討します。
- ◆学童保育所と放課後子ども教室の連携を推進し、子どもたちの自立性、社会性等を向上させることができる居場所づくりに取り組みます。
- ◆学校や青少年対策地区委員会などとの連携・協力により、子どもたちが地域の中で多様な体験や様々な人たちとの交流を深めることができる機会の確保に努めます。
- ◆児童館では、18歳未満のすべての子どもたちを受け入れ、様々な遊びや活動を通じて、年齢の異なる子どもたちが一緒に過ごせる居場所づくりに取り組みます。

【展開方向2】若者たちの豊かな心を育み、社会へ羽ばたく環境づくり

若者たちが、自ら学び行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に着けることができる環境をつくります。

＜主な具体的取組＞

- ◆青少年対策地区委員会や学校・警察などとの連携・協力により、地域ぐるみで青少年の非行防止と健全育成を支える活動を推進します。
- ◆貧困の状況にある若者や、支援や配慮を必要とする若者に対して、関係機関と連携した支援に取り組みます。

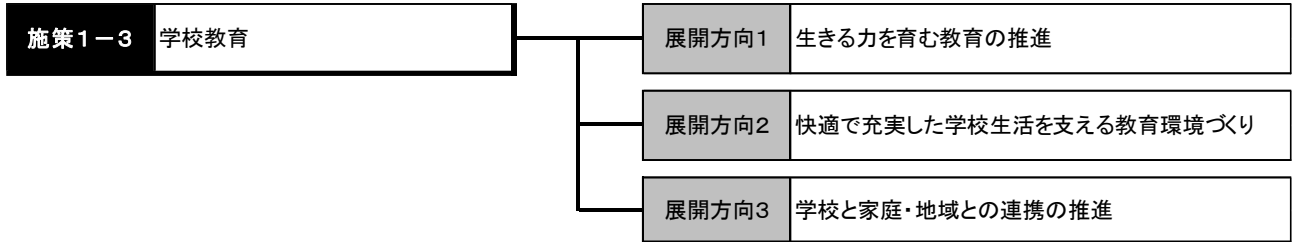
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域における子どもの健全育成や事件・事故を未然防止するための見守り活動を行います。
- 事業者は、日常業務の中で、地域の子どもたちにあたたかい目を向けて見守ります。

施策1-3 学校教育

<施策の目的及び体系>

良好な学習環境のもと、児童・生徒が意見や個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、一人ひとりが人間性豊かに成長することができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「学校教育」の具体的取組に対する市民の満足度 市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	市民意識調査【新規】	●●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 当市では、これまでに市独自の少人数学習指導員の配置や外部人材を活用した放課後等補修教室等に取り組んだ結果、近年、各種学力調査の一部の教科において、国や都の平均正答率との差が縮まったほか、授業が楽しいと感じる児童・生徒の割合や家庭学習の取組みの定着状況が向上するなど、一定の成果を得ています。【第二次東大和市学校教育振興基本計画、総括報告書】
- 今後、改訂された新学習指導要領¹⁰を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」や外国語教育、プログラミング教育等の導入を通して、次代を担う児童・生徒がたくましく未来社会を切り拓くために必要な資質・能力を着実に育むことができるよう、様々な面から教育内容の質的充実に取り組む必要があります。【総括報告書】
- 令和元年（2019年）5月1日現在、市内には小学校10校、中学校5校があります。1学校当たりの学級数は、小学校が10～20学級（特別支援学級を除く。以下同じ）、中学校が9～15学級であり、学校教育法施行規則に基づく標準学級数（小・中学校ともに12～18学級）を満たしていない小学校が4校、中学校が2校あります。【基礎資料】

¹⁰ 子どもたちが全国のどこにいても一定水準の教育を受けられるようにするため、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。平成29年（2017年）3月に改訂された新学習指導要領は、小学校では令和2年度（2020年度）、中学校では令和3年度（2021年度）から全面实施。

○今後、学校間での児童・生徒数の偏在傾向がさらに強まり、標準学級数を下回る小規模校が増えることが予測される中、これらの学校では、多様な人間関係により児童・生徒が切磋琢磨する機会が少なくなったり、クラス替えができずに人間関係が固定化しがちになったりするなどの問題が顕在化することが懸念されます。【基礎資料】

○当市では、これからの将来を担う児童・生徒が快適な教育環境の中で教育を受けられるよう、令和2年度（2020年度）に、市立小・中学校の具体的な再編スケジュール等を示した「東大和市立小・中学校再編計画」を策定しました。【東大和市立小・中学校再編計画】

○今後、地域コミュニティや防災拠点としての役割にも配慮しながら、良好な教育環境の維持・確保を図るため、「東大和市立小・中学校再編計画」に基づく学校規模及び学校配置の適正化や学校施設の最適化を計画的に推進していく必要があります。【東大和市立小・中学校再編計画】

○「コミュニティ・スクール」は、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて協働していく仕組みです。当市では、平成30年度（2018年度）に、3校で設置されました。今後さらに地域と連携した学校教育を推進していくため、コミュニティ・スクールの導入拡大を図る必要があります。

図表 児童・生徒数の直近の実績値と今後の見込値

	令和元年5月1日現在 (実績値)		令和18年度 (見込値)			令和元年5月1日現在 (実績値)		令和18年度 (見込値)	
	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)		学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)
第一小学校	16	482	12	404	第一中学校	13	436	11	358
第二小学校	19	640	13	441	第二中学校	10	339	9	266
第三小学校	10	262	6	190	第三中学校	14	446	12	363
第四小学校	13	437	12	377	第四中学校	15	541	17	619
第五小学校	16	497	15	464	第五中学校	9	259	6	188
第六小学校	12	339	12	268	合計	61	2,021	55	1,794
第七小学校	12	296	7	210					
第八小学校	19	637	20	674					
第九小学校	12	264	6	174					
第十小学校	20	601	18	567					
合計	149	4,455	121	3,769					

出典：教育総務課資料、東大和市立小・中学校再編計画

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】生きる力を育む教育の推進

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、健康・体力からなる知・徳・体をバランス良く育みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆児童・生徒の学力のより一層の向上を促進するため、基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、英語教育の充実や少人数学習指導の推進などに取り組みます。
- ◆いじめ及び不登校の未然防止・早期発見・早期解決や特別支援教育等の推進に向けて、学校内における指導及び体制の強化を図ります。
- ◆学校給食を通じた食育を推進するとともに、児童・生徒の健康維持や体力向上に関わる取組を推進し、児童・生徒の健康的な学校生活を支えます。
- ◆教職員に対する研究の奨励や研修会の開催などを通じて、教職員の指導力の向上に取り組みます。

【展開方向2】快適で充実した学校生活を支える教育環境づくり

ハード・ソフトの両面から、児童・生徒がより安心・安全で快適な環境で学び、充実した学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆各学校区における今後の児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、教育環境の維持・向上を図るための長寿命化対策や学校の統廃合を推進します。
- ◆ICTを活用した学習活動を実施するための環境を整備し、児童・生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成を図ります。
- ◆保護者・地域及び関係機関との連携を強化しながら、通学路の安全を確保するための取組を推進します。

【展開方向3】学校と家庭・地域との連携の推進

学校・家庭・地域が一体となって、より良い学校づくりと、児童・生徒が学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆コミュニティ・スクールの拡大により、保護者や地域の方々の意見を幅広く反映し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ◆児童・生徒が自分自身や学校、地域に対して「誇り」や「愛着」を持つための教育活動を保護者や地域とともに推進します。
- ◆学校と家庭との連携・協力により、児童・生徒の生活の安定と学習習慣を定着させるための取組を推進します。

まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

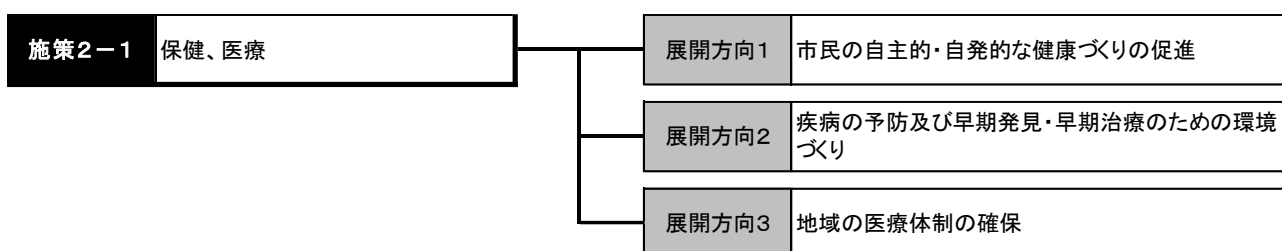
- 市民は、地域の中で児童・生徒が健やかに成長できるよう、小・中学校が取り組む教育活動へ協力します。
- 事業者は、市が実施する教育環境の向上に向けた取組へ協力します。

基本施策 2 健康であたたかい心のかよいうまちづくり

施策 2-1 保健、医療

<施策の目的及び体系>

市民の心と体の健康づくりを支援するとともに、病気の予防や早期発見のための取組を推進して、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「保健、医療」の具体的取組に対する市民の満足度 (市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合)	市民意識調査【新規】	●●% (令和 3 年)	●●%

<現状と主要課題>

- 当市では、自立した生活を送ることができる年齢とされている「健康寿命」のさらなる延伸を図るとともに、健幸¹¹都市の実現に向けた取組を推進していくことを目的として、平成 31 年(2019 年)3 月に「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定しました。【健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針】
- 同方針では、健幸都市の実現に向け、厚生労働省の「健康寿命延伸プラン(令和元年(2019 年)～令和 7 年(2025 年))」に準じ、令和 22 年(2040 年)までに 65 歳健康寿命を 3 年以上伸ばし(男性 86.24 歳、女性 89.41 歳)、また、同時に多摩地域 26 市の中での健康寿命 1 位を目指すことを目標に掲げています。【健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプラン】
- 東京都福祉保健局の「平成 30 年 都内各区市町村の 65 歳健康寿命」によると、要介護 2 以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の健康寿命は、男性が 83.29 歳、女性が 86.46 歳であり、多摩地域 26 市の中では、高い方から男性が 14 番目の中位となっているのに対し、女性は 6 番目の上位に位置しています。【基礎資料】
- 平成 30 年度(2018 年度)の主要死因別死亡者数をみると、悪性新生物(がん)が 241

¹¹ 「健康」と「幸せ」は、すべての人の願いであるとの考えから、「健幸＝健康で幸せ」を意味した造語。

人で最も多く全体の32.2%を占めており、以下、心疾患（高血圧性を除く）の112人（構成比15.0%）、肺炎の62人（8.3%）の順となっていますが、平成30年度（2018年度）における各種がん検診の受診率は3.4～15.4%にとどまっています。【基礎資料】

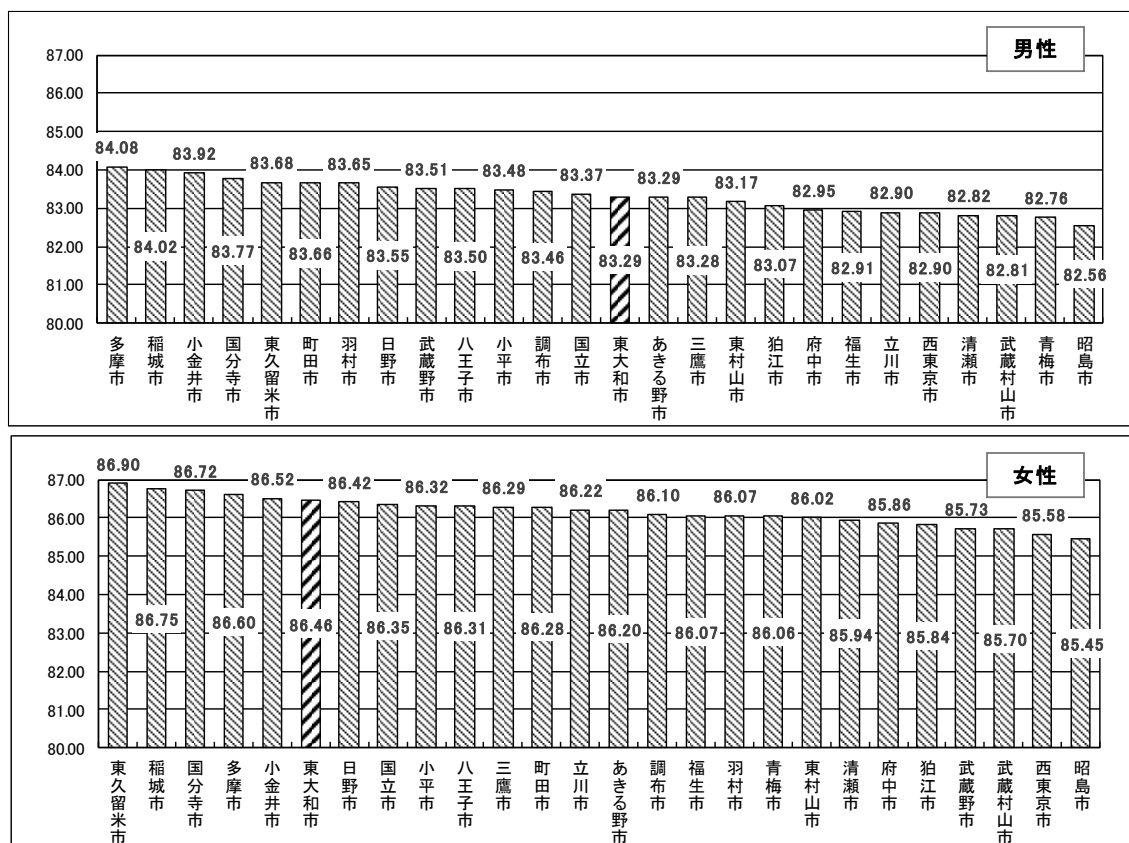
○今後、高齢化の進展などに伴い、健康寿命の延伸に取り組む重要性がより一層高まっていくと見込まれる中、「自分の健康は自分で守る」を基本に、より多くの市民が日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに取り組むことができるよう、乳幼児から高齢者に至るまで、生涯の各時期に応じた健康の保持・増進に資する取組の充実を図る必要があります。

【基礎資料】

○新型コロナウイルス感染症の流行により、人と人との接触機会が極度に制限されたことで、世界全体で人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしています。

○医療サービスに対する市民ニーズの多様化・高度化への対応や、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大を防止するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係機関との連携・協力により、安定的な地域医療体制の整備に努める必要があります。

図表 6 5歳健康寿命の都市間比較（上段：男性、下段：女性）
（要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合）



出典：東京都福祉保健局「平成30年 都内各区市町村の65歳健康寿命」

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】市民の自主的・自発的な健康づくりの促進

市民の自主的・自発的な健康づくり活動に対する支援を推進し、市民が主体的に健康づくりに取り組み、家族や地域で健康を育み合える環境を整備します。

＜主な具体的取組＞

- ◆市民が生涯にわたり健康で豊かな人生を送ることができるよう、健幸都市の実現に向けて、健康寿命の延伸を目指します。
- ◆市民の健康増進や適切な食生活の定着に向けて、市民、企業、大学などの産官学民の連携・協力のもとに、市民の自主的・自発的取組を推進します。
- ◆市民が自らの健康に対して強い関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や健康の増進に取り組むことができるよう、市民の健康づくりを促進するための情報提供に努めます。

【展開方向2】病気の予防及び早期発見・早期治療のための環境づくり

病気を予防するための取組や、病気を早期発見・早期治療するための取組を推進し、市民が健康を維持できる環境をつくります。

＜主な具体的取組＞

- ◆市民が病気を早期発見・早期治療することができるよう、各種健康診査やがん検診などを受診しやすい環境を整えます。
- ◆予防接種に関する正しい知識の普及と接種率の向上のための啓発に取り組みます。
- ◆関係機関との連携・協力により、市民のこころの健康づくりを支える体制の整備に努めます。
- ◆国などが示す方向性を踏まえながら、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大を防止するための対策に、関係機関と連携して取り組みます。

【展開方向3】地域の医療体制の確保

東京都や関係機関と連携して、地域における医療体制の確保に取り組み、市民が適切な医療サービスを安定的に受けることができる環境をつくります。

＜主な具体的取組＞

- ◆新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大を防止するため、医師会などの関係機関との連携・協力体制のもと、必要な医療体制の構築に努めます。
- ◆高齢化の進展に対応するため、医療、介護及び保健などの関係機関との連携・協力により、在宅医療の体制の整備に努めます。
- ◆市民が病気に対して適切に対応できるようにするため、市民がかかりつけの医師や歯科医師、薬剤師を持つための取組を推進します。

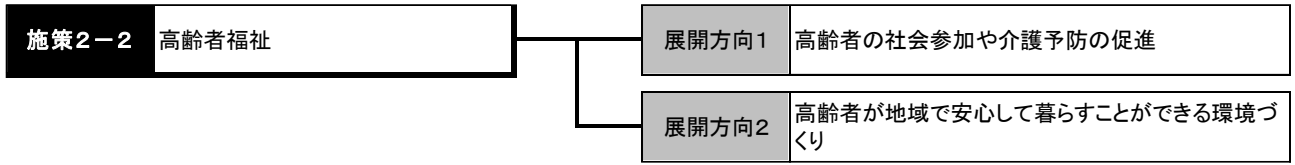
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、「自分の健康は自分で守る」ことを基本として、健康づくりに努め、自らの健康を管理します。
- 事業者は、従業員等への健康管理や様々な機会を活用した健康づくりを推進します。

施策2-2 高齢者福祉

<施策の目的及び体系>

高齢者を支えるための地域の包括的な支援体制の構築などに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、その能力を発揮して活躍することができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「高齢者福祉」の具体的取組に対する市民の満足度 <small>（市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合）</small>	市民意識調査【新規】	●●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 近年、高齢者人口（65歳以上）が一貫して増え続けている中、要介護（要支援）認定者数も一貫して前年度を上回る状況が続いています。平成30年度（2018年度）の要介護（要支援）認定者数は4,259人、平成25年度（2013年度）の3,181人と比べて約1.3倍（1,078人増）に増加しています。また、その内訳をみると、要支援1が約1.7倍（410人増）と最も増加幅が大きく、以下、要支援2の約1.4倍（198人増）、要介護1の約1.3倍（349人増）の順となっています。【基礎資料】
- 現在、本市では団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）以降を見据えた中で、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援などに係る各種サービスを包括的に提供するための体制である「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。【東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画】
- 本市では、高齢者の介護予防活動への参加を促進し、健康寿命の延伸と介護予防活動の活性化を図るため、平成29年度（2017年度）から、市と市民が共同で制作した「東大和元気ゆうゆう体操」をはじめ、介護予防に役立つ活動に参加した高齢者の方々に対してポイントを付与し、所定のポイントを貯めることで景品と交換することができる「東大和元気ゆうゆうポイント事業」を実施しています。【総括報告書】
- 高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしく最後まで暮らし続けることができるよう、今後も引き続き、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むとともに、高齢者であっても社会で働き、貢献できるという認識の普及・啓発に努めながら、高齢者自身が地域社会を支える一員と

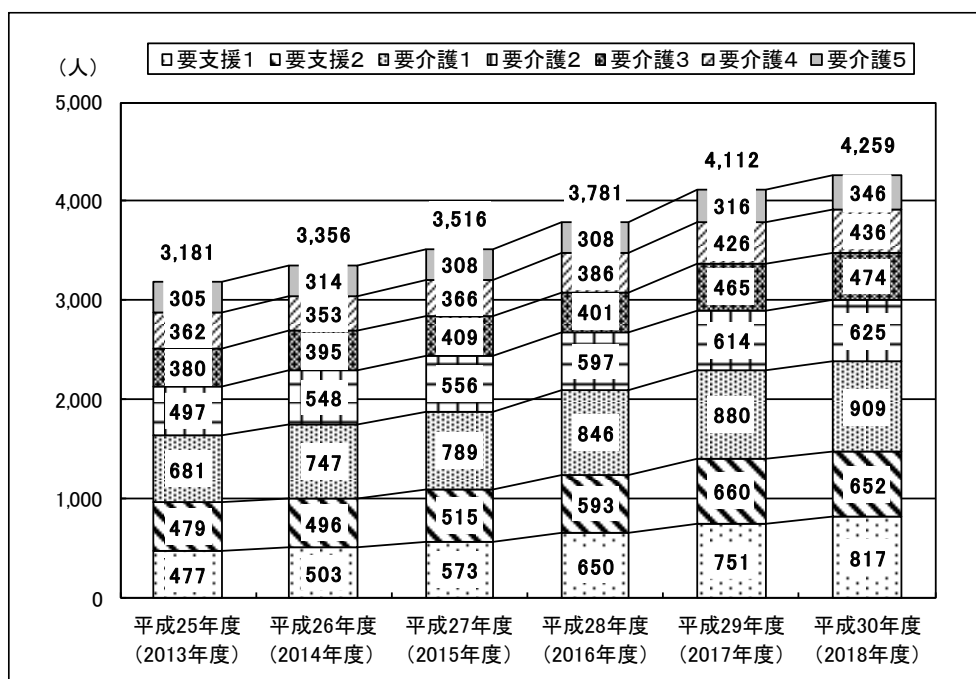
していきいきと活躍できるよう、就業や社会参加の機会の充実を図る必要があります。【基礎資料】

○今後、健康寿命の延伸に伴い、いつまでも元気で地域社会と関わることができるアクティブシニアの増加が期待される一方、高齢者のみの世帯が増加し、老老介護や引きこもり、孤独死などの問題の発生や認知症の症状を有する高齢者の増加が懸念されます。【基礎資料】

○介護サービスや医療需要の増大に伴う、介護人材や看護師などの医療人材の不足を背景に、在宅療養生活を送る高齢者の増加が予測されるとともに、現役世代においても育児と介護のダブルケアや長距離介護、祖父母などを介護するヤングケアラーが増加するなど、家族の介護に係る問題が深刻さを増すおそれがあります。【基礎資料】

○医療関係者や介護関係者など多職種との連携・協力体制を強化し、在宅医療・介護連携を充実させるための取組を推進するとともに、地域における認知症ケア体制の強化などを図る必要があります。【基礎資料、総括報告書】

図表 要介護（要支援）認定者数の推移（各年3月31日現在）



出典：高齢介護課「介護保険事業状況報告」

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】高齢者の社会参加や介護予防の促進

高齢者が介護を必要とせず、生涯にわたって生きがいを持ち、地域社会の一員としていきいきと活躍できる環境づくりを推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆介護予防を目的とした「東大和元気ゆうゆう体操」をはじめ、「ふれあいなごやか（和やか）サロン¹²」など、市民主体の活動に対する支援に取り組みます。
- ◆各種教室や講座などの介護予防事業の実施を通じて、高齢者がいきがいをもって生活を営むことができる環境づくりに努めます。
- ◆高齢者の主体的な健康づくりが継続的に行われるよう、地域における介護予防活動のリーダーとなる人材の育成に取り組みます。
- ◆関係機関との連携・協力を通じて、高齢者が地域活動、生涯学習・スポーツ活動などに参加できるような環境づくりに努めます。
- ◆シルバー人材センターや老人クラブの円滑な運営を支援し、社会参加や生きがいにつながる機会の確保に努めます。

【展開方向2】高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境づくり

高齢者が介護や医療が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者の見守り、支えあいを行うことができる環境をつくりまします。

＜主な具体的取組＞

- ◆関係機関との連携・協力により、在宅医療と在宅介護に係るサービスを一体的に提供できる体制づくりを推進します。
- ◆関係機関だけではなく、地域住民などによる生活支援の仕組みを取り入れた地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ◆高齢者及びその家族が各種サービスを正しく理解し、活用できるよう、分かりやすい情報提供に取り組みます。
- ◆判断能力が十分ではない高齢者の主体性や尊厳を守るため、権利擁護や成年後見¹³の取組を推進するなど、認知症ケアの向上を図ります。
- ◆ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症家族、介護者などがいつでも気軽に相談でき、適切な支援につなげることができる仕組みの整備を推進します。

まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域で暮らす高齢者への声かけや安否確認、高齢者と地域との交流活動に積極的に参加します。
- 事業者は、地域で暮らす高齢者の見守りに協力するとともに、各種福祉サービスの質の向上を図ります。

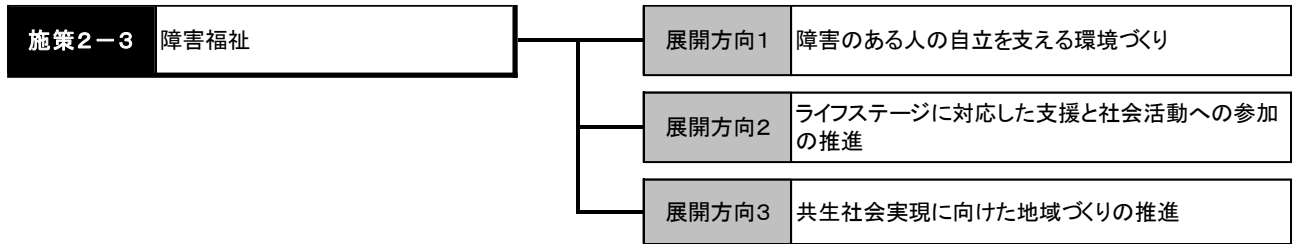
¹² 地域を拠点に住民の協働によって企画し内容を決め、共に運営していく、仲間づくり活動。

¹³ 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方の権利と財産を守る制度。

施策2-3 障害福祉

<施策の目的及び体系>

障害のある人に必要な支援を行い、誰もが障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められ、社会活動に参加することができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「障害者福祉」の具体的取組に対する市民の満足度 <small>市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合</small>	市民意識調査【新規】	●●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 平成28年(2016年)6月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、平成30年(2018年)4月から施行されました。
- 同法では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための必要な見直し、障害児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことなどが規定されています。
- 平成30年度(2018年度)の当市における障害のある人の人数(障害のある人が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数)は、身体障害者が2,675人、知的障害者が741人、精神障害者が805人となっています。【基礎資料】
- これらを平成25年度(2013年度)と比べると、身体障害者が20人(0.8%)増、知的障害者が141人(23.5%)増、精神障害者が233人(40.7%)増となっています。今後、知的障害者及び精神障害者がさらに増加するほか、加齢に伴う身体機能の低下や疾病などが原因で、身体障害者に占める65歳以上の高齢者の割合が増加していくと予測されます。【基礎資料】
- 近年、当市では障害のある人のうち、就労支援事業による支援を受けている人数が増加傾向で推移しています。平成30年度(2018年度)に当該事業を経て一般就労に至った方は20

人であり、平成25年度（2013年度）と比べて約7割（8人）増加しています。【基礎資料】

○これらの将来見通しや動向を踏まえた中で、障害のある人が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう、地域の関係機関との連携・協力のもと、障害の特性に応じたきめ細やかな支援の充実を図るとともに、障害のある人とない方が分け隔てなく共生できる地域づくりをより一層積極的に推進する必要があります。【基礎資料】

図表 障害のある人の人数の推移（各年3月31日現在）

		身体障害者手帳交付数					愛の手帳 (知的障害者) 交付数	精神障害 者保健福 祉手帳交 付数	
		総数	肢体 不自由	視覚 障害	聴覚 障害	言語 障害			内部 障害
平成25年度 (2013年度)	実数(人)	2,655	1,427	146	241	22	819	600	572
平成26年度 (2014年度)	実数(人)	2,655	1,414	145	244	23	829	628	631
	前年度増減率(%)	0.0	▲0.9	▲0.7	1.2	4.5	1.2	4.7	10.3
平成27年度 (2015年度)	実数(人)	2,663	1,410	152	252	22	827	668	673
	前年度増減率(%)	0.3	▲0.3	4.8	3.3	▲4.3	▲0.2	6.4	6.7
平成28年度 (2016年度)	実数(人)	2,645	1,387	152	260	20	826	700	707
	前年度増減率(%)	▲0.7	▲1.6	0.0	3.2	▲9.1	▲0.1	4.8	5.1
平成29年度 (2017年度)	実数(人)	2,682	1,381	159	274	22	846	727	757
	前年度増減率(%)	1.4	▲0.4	4.6	5.4	10.0	2.4	3.9	7.1
平成30年度 (2018年度)	実数(人)	2,675	1,361	160	283	24	847	741	805
	前年度増減率(%)	▲0.3	▲1.4	0.6	3.3	9.1	0.1	1.9	6.3
平成30年度(2018年度)の対平成25年度(2013年度)の増減数及び増減率	増減数(人)	20	▲66	14	42	2	28	141	233
	増減率(%)	0.8	▲4.6	9.6	17.4	9.1	3.4	23.5	40.7

出典：障害福祉課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】障害のある人の自立を支える環境づくり

障害のある人が住み慣れた地域の中で、いつまでも自分らしく自立した日常生活を営むために必要な各種サービスが適切に受けられる環境をつくります。

＜主な具体的取組＞

- ◆障害のある人の地域生活における課題の解決やニーズに対応するため、地域生活支援拠点などの整備や関係機関との連携・協力による支援体制の強化を図ります。
- ◆障害のある人及びその家族からの相談に応じる体制の強化を図るとともに、重度の障害や難病患者などにも対応できる相談支援体制の整備に取り組みます。
- ◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、在宅で生活をしている障害のある人のための各種サービスの推進に取り組みます。
- ◆精神障害のある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、必要な支援を地域の中で包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進します。

【展開方向2】ライフステージに対応した支援と社会活動への参加の推進

障害のある人のライフステージに対応した切れ目のない支援と、障害のある人の社会参加のための支援に取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆障害児への支援に適切に取り組むため、重症心身障害児通所施設や児童発達支援センターの整

備について検討します。

- ◆障害のある人が学習・スポーツ・レクリエーションなど多様な活動に取り組むことができるよう、障害のある人の社会参加に関する機会確保に努めます。
- ◆障害のある人の就労機会の拡大と、就労後も安心して働き続けることができるための支援に取り組みます。

【展開方向3】 共生社会実現に向けた地域づくりの推進

障害の有無に関わらず、誰もが地域で共に生きていけるよう、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁（バリア）の解消に取り組めます。

<主な具体的取組>

- ◆誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人への理解と関心を高めるための啓発・広報活動を推進します。
- ◆視覚に障害のある人や聴覚に障害のある人に対する情報のバリアフリー化など、障害のある人に配慮したバリアフリー化を推進します。
- ◆障害のある人が安全かつ安心して生活し、社会参加できるよう、障害のある人に配慮したまちづくりや防犯・防災対策を推進します。
- ◆障害のある人の主体性や尊厳を守り、自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護の取組を推進します。

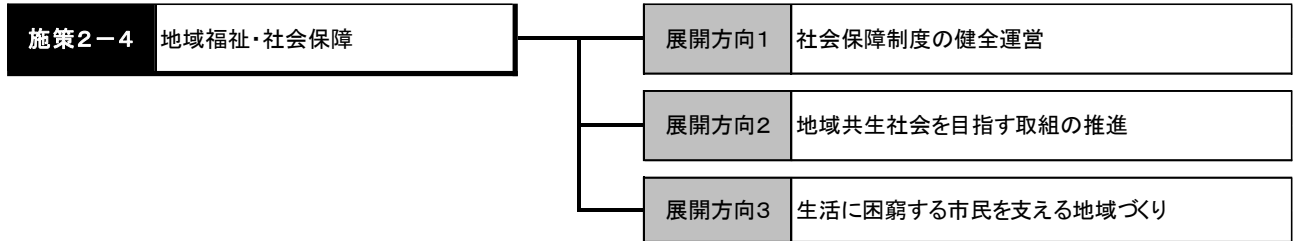
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、障害や障害のある人に対する理解を深め、地域社会の一員として交流をもつとともに、災害時などには効果的な支援ができる関係をつくれます。
- 事業者は、障害のある人の雇用拡大や労働環境に改善に努めるほか、障害のある人の自立した生活を支援するため、各種福祉サービスの質の向上を図ります。

施策2-4 社会保障、地域福祉

<施策の目的及び体系>

市が関わる社会保障制度を適切かつ効果的に運営するとともに、地域社会における支え合いを推進して、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「社会保障」の具体的取組に対する市民の満足度 市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	市民意識調査【新規】	●●% (令和3年)	●●%
「地域福祉」の具体的取組に対する市民の満足度 市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	市民意識調査【新規】	●●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 国民健康保険は、加入者（被保険者）の年齢構成が高く、また、一人あたりの医療費が高いなどの構造的な問題を抱えており、その解決のため、平成30年度（2018年度）に制度改革が実施されました。財政運営の責任主体が市町村から都道府県へ移管されましたが、国民健康保険への加入・脱退の手続きの受付や、国民健康保険税の算定、賦課、保険給付の業務は、引き続き市町村が担っています。【基礎資料】
- 当市を含めた首都圏の自治体の多くが、保険税負担を抑制するため、一般会計からの補填を行っており、このことが給付と負担の均衡を逸する要因として、国からその解消を求められています。【基礎資料】
- 当市では、より効果的な保健事業を推進するため、平成30年（2018年）3月に「東大和市国民健康保険第2期ヘルスデータ計画（計画期間：平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度）」を策定し、国民健康保険被保険者の健康の保持・増進や医療費の適正化に取り組んでいます。【基礎資料】
- 今後、加入者の高齢化や医療の高度化などに伴い、一人あたりの医療費の増加が予測される中、

国民健康保険や後期高齢者医療制度¹⁴など、各種社会保障制度の安定的な運営を図るため、多様な保健事業の実施などに継続して取り組む必要があります。【基礎資料、総括報告書】

○今後、急速な少子高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進んでいくと予測される中、地域で見守り活動を行う民生委員・児童委員への期待が高まっていくと考えられる一方、相談業務の負担が増していることなどを理由に、担い手不足が深刻さを増していくことが懸念されます。【基礎資料】

○社会・経済情勢等の変化により、80・50問題¹⁵など、地域において市民が抱える問題は複雑化しており、市民のニーズに柔軟に対応することができるよう、市の相談窓口での対応力を高めるとともに、包括的な支援体制を構築する必要があります。

○民生委員・児童委員の担い手不足の解消に向け、民生委員・児童委員の活動内容を広く市民に周知するための取組や活動の負担軽減に向けた支援体制の強化などを図る必要があります。あわせて、今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる地域の生活課題にきめ細かく対応できるように、地域における支え合い（共助）の領域の拡大に努める必要があります。【基礎資料、総括報告書】

○平成25年度（2013年度）と平成30年度（2018年度）の生活保護受給世帯数（被保護世帯数）を保護の種類別にみると、介護扶助が205世帯から294世帯と約1.4倍（89世帯増）、医療扶助が1,045世帯から1,164世帯と約1割（119世帯増）増加しており、高齢化の進展の影響が伺えます。【基礎資料】

図表 保護種類別の生活保護受給世帯数の推移

		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
生活扶助	実数(世帯)	1,067	1,083	1,113	1,131	1,154	1,159
	増減率(%)	—	1.5	2.8	1.6	2.0	0.4
住宅扶助	実数(世帯)	1,078	1,097	1,139	1,152	1,178	1,172
	増減率(%)	—	1.8	3.8	1.1	2.3	▲ 0.5
教育扶助	実数(世帯)	109	102	96	94	97	92
	増減率(%)	—	▲ 6.4	▲ 5.9	▲ 2.1	3.2	▲ 5.2
介護扶助	実数(世帯)	205	218	237	247	274	294
	増減率(%)	—	6.3	8.7	4.2	10.9	7.3
医療扶助	実数(世帯)	1,045	1,069	1,100	1,142	1,164	1,164
	増減率(%)	—	2.3	2.9	3.8	1.9	0.0
その他の扶助	実数(世帯)	46	45	49	57	60	55
	増減率(%)	—	▲ 2.2	8.9	16.3	5.3	▲ 8.3

出典：生活福祉課資料

¹⁴ 75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とする医療保険であり、現状、その運営は都内全ての市区町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が行っている。

¹⁵ 80歳代前後の親が50歳代のひきこもりの子どもを養っている状況を指す問題であり、経済的困窮、病気や介護、社会的な孤立等の複合的な問題によって、親子共倒れになる可能性が指摘されている。

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】社会保障制度の健全運営

国民健康保険や後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な運用を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆国民健康保険被保険者の健康保持・増進のため、特定健康診査の受診率向上やリスク別にターゲットを絞った保健事業、重症化予防に重点を置いた保健事業の実施に取り組みます。
- ◆国民健康保険制度を共に運営している東京都と一体となって、医療費の適正化や保険税率の適切な見直しを図ることで、制度の持続的・安定的な財政運営に取り組みます。
- ◆後期高齢者医療制度被保険者の健康保持・増進のため、健康診査や歯科健康診査の受診率向上に取り組みます。
- ◆後期高齢者に対する疾病予防と生活機能維持を図るとともに、フレイルなどの心身の多様な課題に対応するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組みます。
- ◆国民年金制度に対する理解と啓発に努め、広報の充実や丁寧な相談業務に取り組みます

【展開方向2】地域共生社会を目指す取組の推進

高齢者、障害のある人、子どもなど、すべての市民が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、取組を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆地域包括ケアシステムや地域コミュニティづくりなど、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を図ります。
- ◆80・50問題など、市民が抱える複雑な事情に対応できるよう、相談者の属性や世代に関わらず、包括的な相談を受け止めるための重層的相談支援体制の整備に取り組みます。
- ◆民生委員・児童委員の活動に対する支援の強化などを通じて、地域における支え合いの領域の拡大に取り組みます。
- ◆社会福祉協議会やボランティア活動団体など、地域主体の福祉活動に取り組んでいる関係機関との連携強化を図ります。

【展開方向3】生活に困窮する市民を支える地域づくり

生活に困窮する市民が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら支援します。

＜主な具体的取組＞

- ◆「東大和市暮らし・しごと応援センターそえる」を窓口として、関係機関と連携して生活に困窮する方の自立に向けた支援に取り組みます。
- ◆生活保護制度の適正な運営を図りながら、生活保護の受給世帯が健康で安定した生活を送ることができるよう、必要な支援に取り組みます。
- ◆生活保護受給世帯の自立を助長するため、ケースワーカーや就労支援員等との連携・協力による就労支援を推進します。

まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

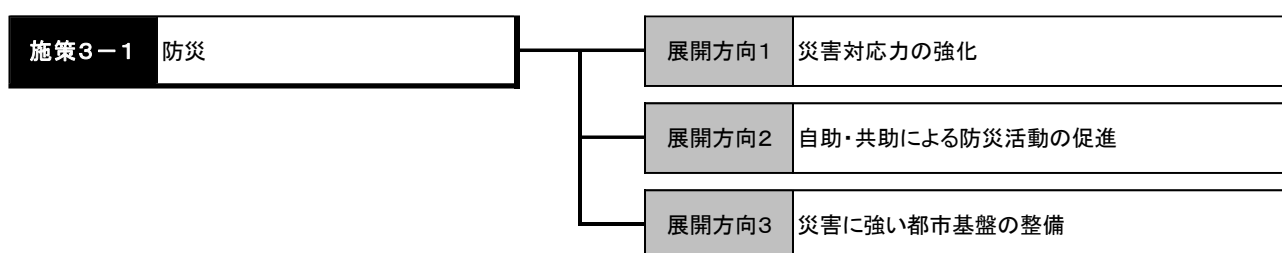
- 市民は、地域主体の福祉活動に取り組んでいる関係機関や民生委員・児童委員に対する理解を深め、その活動に協力します。
- 事業者は、地域主体の福祉活動に協力します。

基本施策3 安全・安心で利便性が高いまちづくり

施策3-1 防災

<施策の内容及び体系>

自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、自然災害などから多くの生命や財産を守ることができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

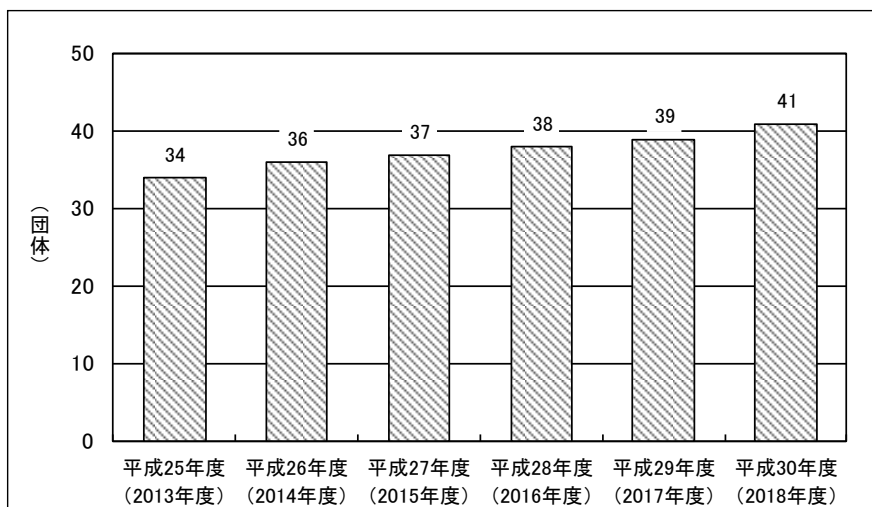
指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「防災」の具体的取組に対する市民の満足度 市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 内閣府の中央防災会議が平成25年（2013年）にまとめた報告書によれば、過去に発生した地震の発生間隔を考慮すると、今後30年間でマグニチュード7クラスの首都直下地震が発生する確率は70%と高い数字で予想されています。【基礎資料】
- 近年、気候変動により、全国的に広域かつ甚大な風水害が頻発している中、内閣府の「令和2年版防災白書」では、国民一人ひとりが災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、防災・減災のための具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」、「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要としています。【内閣府「令和2年版防災白書」】
- 本市では、地震、台風等の災害に備え、避難所など避難に必要な情報を地図上に示した「東大和市防災マップ」、各地区別の防災上の課題や東京都内での地域危険度ランク等を掲載した「防災地区カルテ」、河川の氾濫等による浸水害及び土砂災害が発生した場合に予想される範囲やその程度、避難所等を示した「東大和市浸水・土砂災害ハザードマップ」を通じ、平時から市民の「防災・減災」に対する意識の啓発に努めているほか、防災関係機関・団体との各種災害協定の締結を推進しています。【基礎資料】
- 地域の住民が協力して自発的に組織し、共助の中心的な役割を担っている自主防災組織は、平

成25年度（2013年度）以降、組織数が増加傾向で推移しており、平成30年度（2018年度）には41団体、平成25年度（2013年度）の34団体と比べて約2割（7団体）増加しています。【基礎資料】

図表 自主防災組織の組織数の推移



出典：防災安全課資料

○今後、高い確率での発生が予想されている首都直下型地震や、平成31年（2019年）3月に市内の一部が土砂災害警戒区域に指定されたことなどを踏まえ、いつどこで起きるのかわからない災害時の被害を最小限に食い止めるためには、「公助¹⁶」に加え、住民が地域の災害のリスクを正しく認識し、事前の備えや発災時には助け合うなど、「自助¹⁷」、「共助¹⁸」に根ざした取組をより一層積極的に促進するとともに、災害に強い都市基盤の整備が必要です。【基礎資料】

○市民にとって最も身近な消防機関である消防団について、定員に満たない状態が続いているため、消防団の魅力に関する情報発信等を通じて、加入者の増加に取り組む必要があります。【総括報告書】

¹⁶ 市役所や消防・警察による救助活動や支援物質の提供など、公的支援のこと。

¹⁷ 家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守ること。

¹⁸ 地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うこと。

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】災害対応力の強化

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確な初動活動や復旧活動が展開できるよう、市の災害対応力の強化を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆関係機関や市民との協力体制の確立に重点を置いた総合防災訓練を、定期的を実施します。
- ◆飲料水、食料及び生活必需品などについて、市民に備蓄を呼びかけるとともに、要配慮者や女性・子どもなど、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に努めます。
- ◆円滑な避難所の開設や運営に取り組むことができるよう、避難所運営マニュアルの継続的な見直しなどに取り組みます。
- ◆防災行政無線や市公式ホームページ、安全安心情報送信サービス、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）など、様々な手段を駆使し、災害情報を迅速かつ確実に提供します。
- ◆市災害医療コーディネーターや東京都との連携を図りながら、災害時における医療救護を迅速に行います。
- ◆消火栓や防火水槽などの消防水利施設の適切な維持管理及び設置の指導に取り組むとともに、消防団詰所の改築や消防ポンプ自動車の更新を計画的に推進します。
- ◆消防団の魅力に関する情報発信などを通じて、消防団員の確保に努めます。

【展開方向2】自助・共助による防災活動の促進

市民一人ひとりの防災意識の向上と主体的な防災行動に結びつくよう、自助・共助に根ざした地域防災活動を支援します。

＜主な具体的取組＞

- ◆防災マップ、浸水・土砂災害ハザードマップの配布、災害対策や防災情報の市公式ホームページへの掲載などを通じ、市民の防災意識の向上を図ります。
- ◆自主防災組織の結成に対する積極的な働きかけを実施するとともに、各機関と連携した自主防災組織の活動支援などを推進します。
- ◆今後、高齢化の進展などに伴い増加が見込まれる、災害時に迅速な行動をとることが困難な方々が、地域の中で効果的な支援を受けられる体制づくりを推進します。
- ◆自治会等が実施している震災訓練に消防団が積極的に参加し、地域の防災意識向上に努める。

【展開方向3】災害に強い都市基盤の整備

地震や風水害などによる人的・物的被害を最小限に食い止めることができる、災害に強い都市基盤の整備を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆公園・緑地などを防災活動の拠点として利用できるよう、災害時のオープンスペースの確保に努めます。
- ◆建築物所有者が耐震診断や耐震改修などに主体的に取り組めるよう、必要な情報の提供を通じた意識啓発に取り組みます。
- ◆雨水の地下への浸透などを促進し、水環境の保全や雨水の流出抑制を図るため、雨水浸透施設（雨水浸透ます）の設置を促進します。
- ◆東京都や関係市と連携しながら、浸水被害を軽減するために、空堀川流域の南部地域の広域的

な流域雨水幹線整備に取り組みます。

◆広域雨水幹線整備に合わせて、広域雨水幹線に接続する公共下水道雨水整備に取り組みます。

まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域の災害リスクを正しく認識し、家庭でできる備蓄や家具転倒の防止策等を行うとともに、地域社会の一員として防災活動に積極的に参加します。
- 事業者は、災害時における顧客や従業員の安全確保に努めるとともに、行政との協働を推進し、災害時協力協定の締結や帰宅困難者対策への支援を行います。

施策3-2 防犯

<施策の目的及び体系>

市民の防犯意識の向上や、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できる環境づくりなどの防犯対策に取り組み、誰もが安全で、安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。



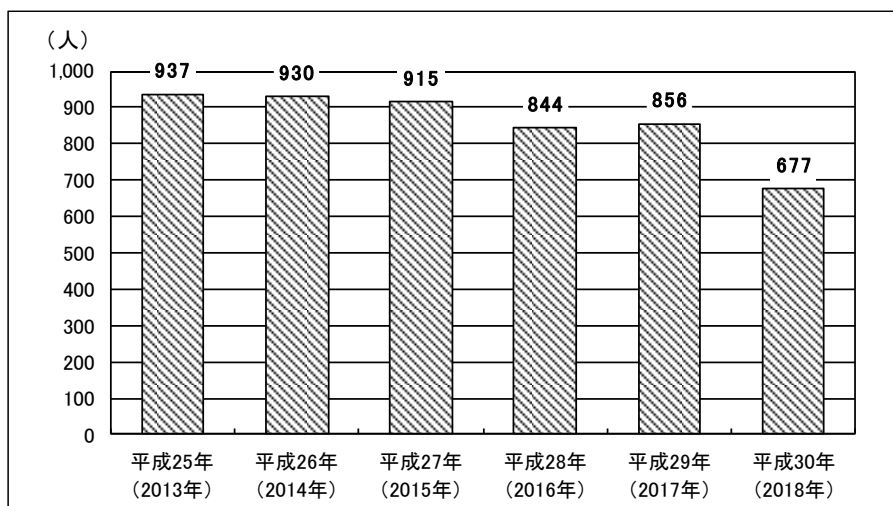
<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「防犯」の具体的取組に対する市民の満足度 市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 平成24年(2012年)3月、「東大和市生活安全条例」に基づき、市民の身体及び財産を犯罪から守るための活動促進と環境の整備を具体的に推進するため、「市民の安全のための指針」を策定し、安全・安心のまちづくりに取り組んでいます。【市民の安全のための指針】
- 平成26年(2014年)以降、当市の刑法犯罪の発生状況は、概ね一貫して前年を下回っており、平成30年(2018年)では677件、平成25年(2013年)の937件と比べて約3割(260件)減少しています。犯罪種別にみると、いずれの年次も窃盗犯が最も多く、全体の74.2～81.0%を占めています。【基礎資料】
- 「令和2年警察白書」によると、令和元(2019年)中の特殊詐欺の認知件数と被害額はいずれも前年より減少したものの、特殊詐欺の被害者は、高齢者が約8割を占め、今後ますます高齢者人口の割合が増えていく中、特殊詐欺等の被害防止は、喫緊の課題であるとしています。【基礎資料】
- 今後、当市においても高齢化の進展を背景に、高齢者が犯罪に巻き込まれるリスクが高まっていくと見込まれる中、現在、当市では青色回転灯パトロールカーによる市内巡回や安全安心情報送信サービスを利用した速やかな不審者情報の周知等の防犯対策を推進しています。【総括報告書】
- 今後も引き続き、特殊詐欺をはじめとする、地域住民の身近な場で発生する犯罪を未然に防止するため、子どもから高齢者に至るまで、市民一人ひとりの常日頃からの防犯意識の高揚に努めるとともに、学校や地域など関係機関との連携・協力のもと、より一層の防犯体制の充実を図る必要があります。【基礎資料】

図表 刑法犯罪発生状況の推移



		刑法犯罪発生状況							
		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	うち乗物盗	風俗犯	知能犯	その他
平成25年 (2013年)	実数(人)	937	8	35	695	476	2	40	157
平成26年 (2014年)	実数(人)	930	7	25	692	409	3	39	164
	増減率(%)	▲ 0.7	▲ 12.5	▲ 28.6	▲ 0.4	▲ 14.1	50.0	▲ 2.5	4.5
平成27年 (2015年)	実数(人)	915	1	25	705	437	2	41	141
	増減率(%)	▲ 1.6	▲ 85.7	0.0	1.9	6.8	▲ 33.3	5.1	▲ 14.0
平成28年 (2016年)	実数(人)	844	5	26	640	377	1	42	135
	増減率(%)	▲ 7.8	400.0	4.0	▲ 9.2	▲ 13.7	▲ 50.0	2.4	▲ 4.3
平成29年 (2017年)	実数(人)	856	2	19	693	457	4	34	104
	増減率(%)	1.4	▲ 60.0	▲ 26.9	8.3	21.2	300.0	▲ 19.0	▲ 23.0
平成30年 (2018年)	実数(人)	677	2	28	511	329	6	45	85
	増減率(%)	▲ 20.9	0.0	47.4	▲ 26.3	▲ 28.0	50.0	32.4	▲ 18.3

出典：東大和警察署、防災安全課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】地域の防犯体制の構築

子どもから高齢者に至るまで、市民が犯罪に巻き込まれることのないよう、市民、関係団体、関係行政機関等との連携・協力のもと、地域ぐるみによる防犯体制の構築に取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆地域の自主的な防犯活動を促進するため、市民が自主的に組織し、防犯活動を行う自主防犯組織に対して、防犯活動用品の支給など必要な支援を行います。
- ◆警察等との連携・協力により、市民に対して犯罪発生情報や防犯関連情報の迅速な提供に努めます。
- ◆市民の身近な場所で発生する犯罪を未然に防止するため、青色回転灯パトロールカーによる市内巡回や地域コミュニティによる見守り活動の促進を図ります。
- ◆犯罪の温床になるおそれのある場所の解消に向け、防犯灯等の設置を推進します。
- ◆地域で活動する防犯団体（自治会、自主防犯組織等）、学校との連携・協力により、地域の児童・生徒の安全確保を図ります。

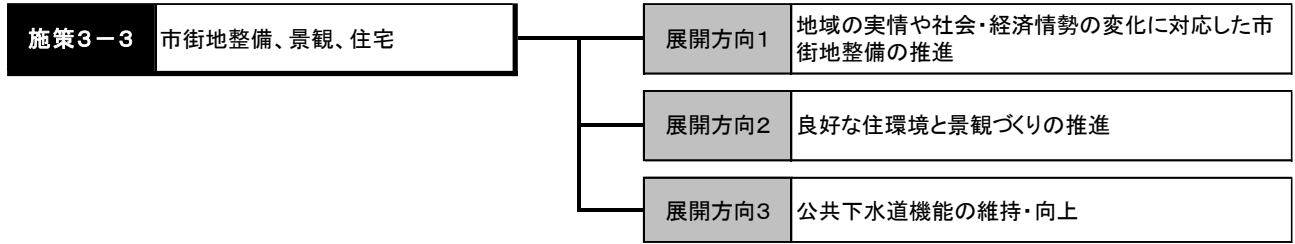
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じるとともに、地域でお互いに協力し合って安全・安心なまちづくりに向けた自主的活動に取り組みます。
- 事業者は、市民と協力して地域の安全を確保するために必要な措置を講じます。

施策3-3 市街地整備、景観、住宅

<施策の目的及び体系>

社会・経済情勢の変化に対応した市街地の整備・更新を推進するとともに、街並みが美しく、良質な住環境づくりに取り組み、快適で魅力的なまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「市街地整備」の具体的取組に対する市民の満足度 市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	市民意識調査【新規】	●●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

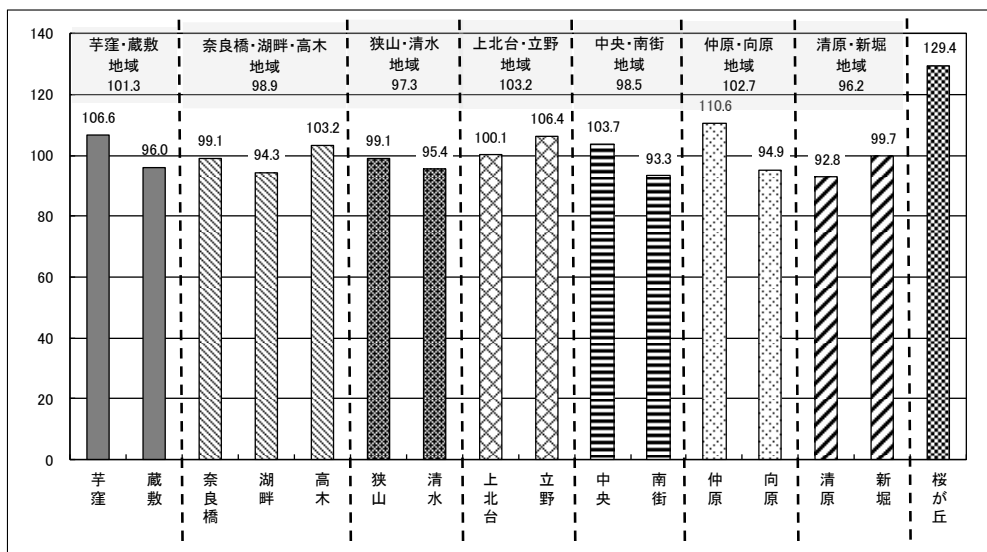
- 当市では、平成27年（2015年）3月に改定した「東大和市都市マスタープラン¹⁹」に掲げた都市づくりの理念である「多摩湖をシンボルとした自然環境に恵まれた住宅都市の実現」に向けて、都市づくりに取り組んできました。【東大和市都市マスタープラン】
- 市内を8つの地域に分けた上で、平成22年（2010年）と令和2年（2020年）の人口を比べると、最も人口増加率が高いのは桜が丘地域で、令和2年（2020年）の人口は、対平成22年（2010年）比で約1.29倍（3,472人増）となっています。また、芋窪・蔵敷地域、上北台・立野地域及び仲原・向原地域を除いたその他の4地域では、人口はマイナスとなっています。【基礎資料】
- 今後、当市においては、空家・空地家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって相当程度の分量で発生し、都市の利便性の低下や行政サービスの非効率化等の弊害をもたらす「都市のスポンジ化」が顕在化するおそれがあります。【基礎資料】
- 都市のスポンジ化の直接的な要因となる空家について、当市が令和元年度（2019年度）に独自に行った実態調査によると、調査対象建築物18,973棟のうち、居住・使用なしと判定された空家総数は233棟、また、このうち37棟がそのまま放置すれば著しく衛生上有害

¹⁹ 都市計画法第18条の2の規定に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、用途地域等の指定や都市施設整備といった具体的な都市計画等の指針となるよう、市の都市づくりの将来像を描いたもの。

となるおそれなどがある「管理不適切空家等」と判定されています。【東大和市空家実態調査報告書】

- 当市が将来にわたって地域社会の活力を維持するためには、市民・事業者との連携・協力のもと、市北側の狭山丘陵南麓沿いの古くからある地域、高度経済成長期に開発・建築された戸建て地域や住宅団地のある地域、南西部の多摩都市モノレール沿いの高層の住居建設が進む地域など、各地域によって特性が異なる市街地の魅力の維持・向上を図るため、それぞれの特性に応じた住環境の維持・増進等に努める必要があります。【基礎資料、総括報告書】
- 少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、にぎわいと活力のあるまちを目指すために、各駅周辺の整備など、人口減少の抑制を目指した市街地整備について、検討する必要があります。【総括報告書】
- 住宅都市としての付加価値向上を図るため、本市ならではの自然や歴史を生かした個性ある景観づくりを推進するほか、今後、増加が懸念される空家の発生抑制、適正管理及び利活用を促進するため、各種関係団体との連携・協力体制の強化を図る必要があります。【総括報告書、東大和市空家実態調査報告書】
- 本市では、平成28年度（2016年度）以降、標準耐用年数である建設後50年を経過する下水道施設が増加傾向にあります。そのため、将来的な人口動向などの状況を十分に踏まえながら、既存の下水道施設の計画的かつ効率的な更新を推進する必要があります。【総括報告書】

図表 平成22年（2010年）と令和2年（2020年）の地域別人口の比較
（各年1月1日現在）



出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

<施策の展開方向> = 市の役割

【展開方向1】地域の实情や社会・経済情勢の変化に対応した市街地整備の推進

地域の实情を踏まえたまちづくりを推進するとともに、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、にぎわいと活力のあるまちを目指す市街地整備に取り組みます。

<主な具体的取組>

- ◆地域の市民と市が連携しながら、地区の特性に応じた良好な都市環境を形成するため、地区計

画²⁰制度の活用を推進します。

- ◆社会・経済情勢の変化に適応しながら、地域の特性に合った適正な土地利用を誘導します。
- ◆各駅周辺において定住人口の増加を目指した整備を検討するなど、人口減少の抑制を目指した市街地整備について検討します。

【展開方向2】良好な住環境と景観づくりの推進

市民が住みやすさや暮らしやすさを実感できる住環境づくりと、市民がまちに対する愛着を持つことができるような景観づくりを推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆市民がゆとりのある住生活を送ることができるよう、商業施設や文化施設などの周辺環境と住宅が調和した良好な住環境づくりに努めます。
- ◆安全で安心な住生活の実現と、少子高齢化に対応した住生活の実現などに向けて、居住環境の維持・向上に努めます。
- ◆新たな空家を生み出さないようにするための予防保全や、空家の適正管理及び利活用を推進していくための仕組づくりについて検討します。
- ◆地域の特性に応じた景観の形成に向けて、自然や歴史を生かした個性ある景観づくりと、道路や河川を活用した景観軸の整備に取り組みます。

【展開方向3】下水道機能の維持・向上

下水道を取り巻く環境の変化に対応し、下水道事業を安定的に経営するために、経営基盤の強化に取り組みます。また、下水道機能の維持・向上に取り組み、市民が快適で住みやすいまちづくりを推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆これまでに整備した下水道施設の計画的な維持管理と改築更新を図るため、長期的な視点で下水道施設全体の最適化を図る公共下水道ストックマネジメント事業を推進します。
- ◆将来にわたって持続可能な下水道サービスを提供するため、事業の効率化などを適宜検討するなど、下水道事業の経営の健全化を図ります。

まちづくりを進める上で、市民・事業者期待される主な役割

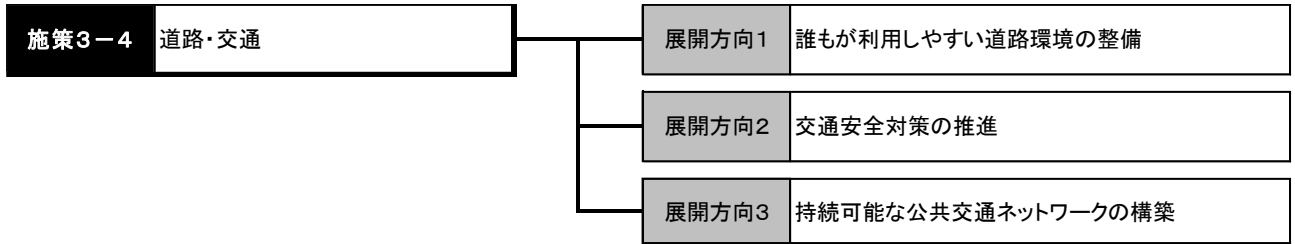
- 市民は、良好な住環境の保全・形成や景観づくりに向け、地区計画の策定や協定の締結などによって、行政との協働によるまちづくりに積極的に参加します。
- 事業者は、地域住民が定めた地区計画や協定を尊重し、各地区の特性に応じた適切な土地利用を図ります。

²⁰ 地区の課題や特徴を踏まえ、住民と行政が連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。

施策3-4 道路、公共交通

<施策の目的及び体系>

地域の特性を踏まえ、良好な道路環境や交通環境とするための取組を推進し、誰もが安全で快適に移動することができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「道路環境の整備」の具体的取組に対する市民の満足度 (市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合)	市民意識調査【新規】	●●% (令和3年)	●●%
「公共交通の整備」の具体的取組に対する市民の満足度 (市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合)	市民意識調査【新規】	●●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 都市の骨格を形成する重要な道路として都市計画決定した「都市計画道路」は、平成31年(2019年)3月末現在、総延長27.41kmであり、このうち施行済延長は19.57km、施行率は71.4%となっています。一方、市民の日常生活に身近な生活道路である市道は、平成31年(2019年)4月1日現在、実延長209.365km、このうち改良済延長は163.009km、改良率は77.9%となっています。【基礎資料】
- 今後も必要な都市計画道路の整備に取り組むとともに、既存の道路については、老朽化の実態や過去の整備・修繕状況等を踏まえつつ、不具合を未然に防止できるよう、計画的な点検・修繕等を行う必要があります。【基礎資料、総括報告書】
- 高齢者や障害のある人を含むすべての人が安全で快適に移動できる道路(歩行者)空間を確保するため、ネットワークとなるような市道の整備を推進するとともに、歩道幅員が狭い路線について、バリアフリー化とあわせて歩道の拡幅を行う必要があります。【総括報告書】
- 「令和2年警察白書」によると、令和元年(2019年)中の高齢者の交通事故による死者数は1,782人と死者数全体の55.4%を占め、また、これを状態別にみると、歩行中が46.

0%、自動車乗車中が31.0%、自転車乗用中が16.8%となっています。【警察庁「令和2年警察白書」】

- これまで本市では、交通事故の発生と死傷者数を最大限抑制することを目標に、「高齢者の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「二輪車の安全対策の推進」、「飲酒運転の根絶」を重点課題として掲げ、交通安全対策の総合的な推進に取り組んでいます。【総括報告書】
- 今後も引き続き、高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者はもとより、すべての市民を交通事故から守ることができるよう、警察などの関係機関との連携・協力を図りながら、総合的な交通安全対策を強力かつ計画的に推進していく必要があります。【東大和市交通安全計画】
- 現在、本市ではコミュニティバスとして「ちょこバス」を運行しています。当バスは、鉄道や既存バス路線を補完し、大型の路線バスが通行できない住宅地や既存のバス路線から外れた地域等をルートとしており、上北台駅を起終点とする「循環ルート」と、東大和市役所を起終点とする「往復ルート」の2ルートで運行しています。【基礎資料】
- 本市では、市民（地域）、運行事業者、市が協働し、持続可能な地域交通を構築することを目指し、平成27年度（2015年度）に「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに基づき、令和2年（2020年）には、湖畔地域でコミュニティタクシーの試行運行を実施しました。【総括報告書】
- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や人口動態を考慮すると、今後、公共交通を取り巻く環境が大きく変化していくことが予測されるため、公共交通事業者との連携・協力のもと、持続可能な公共交通ネットワークを構築していく必要があります。【基礎資料、総括報告書】

<施策の展開方向>

【展開方向1】誰もが利用しやすい道路環境の整備

幹線道路の整備と生活道路の改良を進めながら、すでに整備を完了した道路については、適正な維持管理に努めます。また、高齢者や障害者を含むすべての人が安全でかつ快適に移動できるよう、道路環境の維持・向上を図ります。

<主な具体的取組>

- ◆都市計画道路は、市民生活や都市活動を支える最も基本的な都市基盤の一つであるため、今後にも必要な整備を促進します。
- ◆生活道路は、人と車の共存が基本であるため、歩行者や自転車利用者が安全に通行できるよう、幅員確保や自転車通行空間の整備などに努めます。
- ◆駅利用者や駅周辺で暮らす市民にとって快適な環境となるよう、駅周辺については、放置自転車対策をはじめとする環境整備に取り組みます。
- ◆既存の道路や橋梁の老朽化対策に取り組むとともに、車両や歩行者、自転車利用者が安全かつ快適に通行できるよう、適正な道路や橋梁の維持管理に努めます。

【展開方向2】交通安全対策の推進

交通事故などの交通災害から市民の生命身体を守り、安全で安心な生活環境を確保するための交通安全対策を推進します。

<主な具体的取組>

- ◆学校、保護者及び関係機関と連携しながら、通学路の安全点検を実施し、子どもたちが安全に通学できる環境づくりに努めます。
- ◆高齢者の交通事故による死傷者数を減らすための道路環境整備や教育・啓発活動を推進します。
- ◆自動車などを運転する高齢者を対象に、身体機能の特性等を考慮した交通安全教育を推進し、高齢運転者による交通事故の減少に取り組みます。
- ◆自転車が関与する交通事故を減らすため、交通安全教室や広報啓発活動などを通じて、自転車利用者の交通ルールとマナーの向上に取り組みます。

【展開方向3】持続可能な公共交通ネットワークの構築

誰もが安全で快適に移動できることを目指して、市民、事業者及び市の協働により、持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

<主な具体的取組>

- ◆集約型まちづくりの進捗状況に応じて、市民生活の拠点となる駅周辺などへのアクセスを向上させるため、公共交通事業者と連携し公共交通ネットワークのあり方を検討します。
- ◆コミュニティバスは、基幹的路線として利便性の向上や利用の促進に努めるとともに、利用状況等に応じて運行の見直しを検討します。
- ◆公共交通サービスから物理的に離れている地域において、地域が主体となってその地域に相応しいコミュニティ交通のあり方について検討し、地域交通を持続可能なものとして運行できるよう取組を進めます。

まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

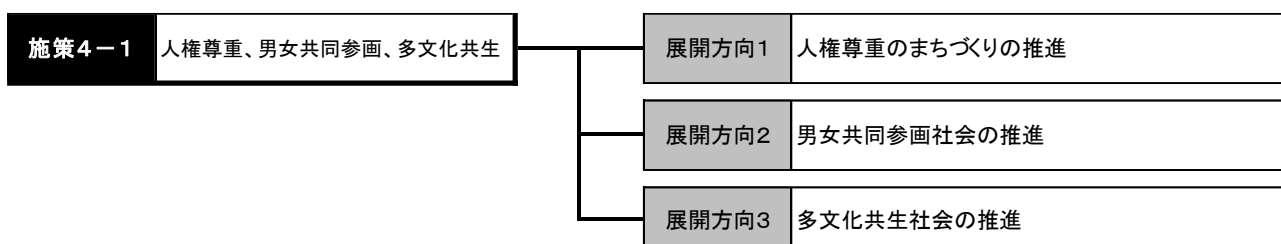
- 市民は、安全で快適な移動空間を確保できるよう、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践します。
- 市民は、公共交通は利用されることで支えられ持続しているという認識を持ち、過度な自家用車の利用を控え、公共交通機関を積極的に利用します。
- 公共交通事業者は、自らが提供する公共交通サービスの質の向上に努めます

基本施策 4 心豊かに暮らせるまちづくり

施策 4-1 人権尊重、男女共同参画、多文化共生

<施策の目的及び体系>

市民の人権が守られ、誰もが性別、国籍、文化などの違いにとらわれることなく、地域社会の一員として尊重されるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

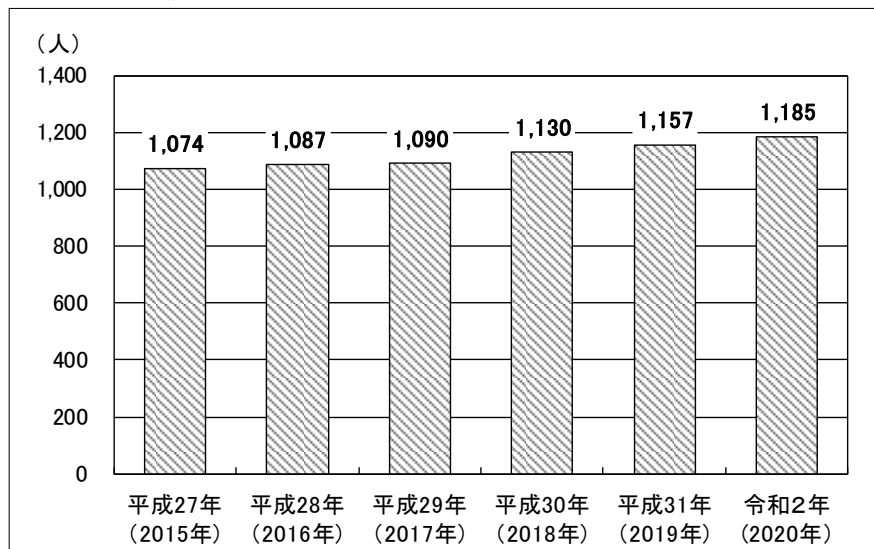
指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「人権擁護」の具体的取組に対する市民の満足度 市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 当市では、市民の人権意識の啓発を目的として、毎年12月の人権週間において、パネル展示等を実施しています。今後は、この意識啓発について、より効果的に行うための新たな手法について検討する必要があります。【総括報告書】
- 平成23年(2011年)3月に、男女共同参画社会の実現を総合的・計画的に推進するため、「第二次東大和市男女共同参画推進計画」を策定しました。その後、平成28年(2016年)3月には、同計画の改訂版を策定し、男女共同参画講座の実施等を通じて、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。【基礎資料】
- 今後、全国的に女性の就業率の上昇が見込まれている中、当市においても、特に子育て期にあたる25～44歳の働く女性を中心に、市民がより一層仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを推進する重要性がさらに増していくと考えられます。【基礎資料】
- 令和2年(2020年)1月1日現在、当市の外国人市民の人数は1,185人であり、平成27(2015)年の1,074人と比べて約1割(111人)増加しています。現在、当市では、日本語及び外国語の会話が堪能な市民に外国語通訳交流員として登録していただき、市が実施する事業等で外国語通訳が必要な時に派遣しています。また、市民に海外のことを広く知ってもらうことを目的とした「ひがしやまのこくさいこうりゅう」の発行等を通じ、外国人市民に対する行政サービスの充実や日本人市民との交流促進を図っています。【基礎資料、総括報告書】

○外国人市民の増加が予想される中、国籍に関わらず全ての市民が安全・安心に暮らせる多文化共生社会を実現するための取組を推進する必要があります。【基礎資料、総括報告書】

図表 外国人市民の推移（各年1月1日現在）



出典：市民課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】人権尊重のまちづくりの推進

すべての市民がお互いの生き方を尊重し、誰もが誇りと安らかな心をもって暮らすことができるまちづくりを推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆様々な手段や機会を活用しながら、市民一人ひとりの人権問題への関心を高め、人権意識の高揚を図ります。
- ◆社会的に弱い立場に置かれた方やドメスティック・バイオレンス²¹などの暴力・虐待等を受けた方が尊厳のある暮らしを送れるよう、必要な支援に取り組みます。
- ◆社会生活の中で様々な困難に直面し、問題視されている性的少数者（LGBT）²²の方に対する差別や偏見を解消するための啓発活動を推進します。

【展開方向2】男女共同参画社会の推進

男女を問わずすべての人々が、性別に関係なく職場、家庭、地域社会などのあらゆる分野において対等な立場で参画し、その個性と能力を発揮し、協力し合える社会づくりを推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆男女共同参画社会の理念の普及を図るため、市民の男女共同参画に対する理解と関心を高めるための啓発・広報活動を推進します。
- ◆子どもの頃から男女平等に対する理解を促すため、児童・生徒が固定的な役割分担意識にとらわれずに、その個性と能力を伸ばすことができる指導・教育を推進します。

²¹ 配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力。

²² 恋愛対象や性的志向が同性である人、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。

- ◆あらゆる場面における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」についての意識づくりや環境整備を推進します。

【展開方向3】多文化共生社会の推進

国籍や言語などの違いを超えた全ての市民が、お互いの国の文化や習慣を理解し合い、地域の中で共生できる社会づくりを推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆学校教育や生涯学習などを通して、外国の歴史や文化などを知り、学ぶための機会の拡充に努めます。
- ◆外国人市民への偏見や差別をなくし、多文化共生に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ◆外国人市民への多言語による行政情報の提供や、外国人市民からの相談に対応するための相談体制の整備に努めます。

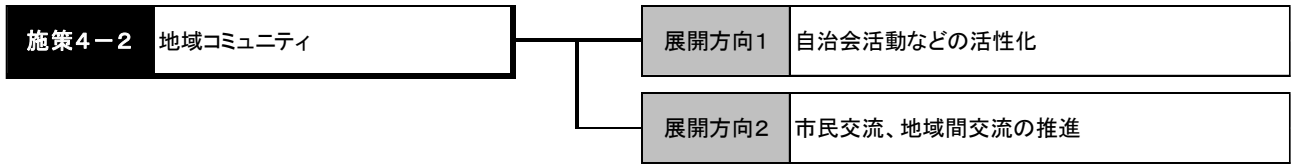
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、一人ひとりが基本的な人権の重要性を認識するとともに、性別や文化の違いや多様性を尊重します。
- 事業者は、従業員の人権や多様性に対する意識の向上に向けて、研修会や講演会等への参加を促します。

施策4-2 地域コミュニティ

<施策の目的及び体系>

地域におけるコミュニティ活動や文化活動など、市民による自主的で主体的な活動を推進し、地域の中で市民同士がつながり合い、協力し合うまちづくりを進めていきます。



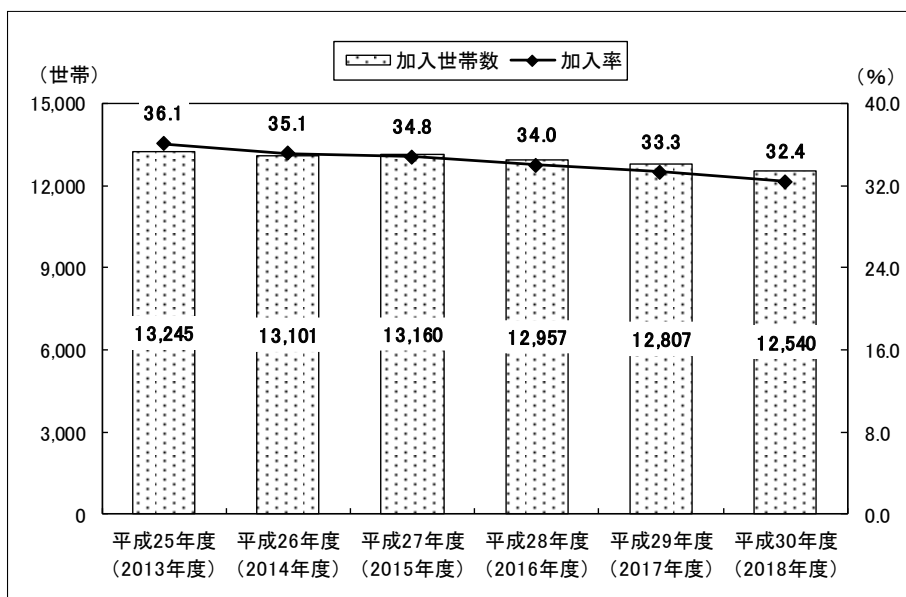
<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「地域コミュニティ」の具体的取組に対する市民の満足度 (市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合)	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 自治会等の地域活動は、住民が生活する地域において、安全・安心かつ円滑で豊かな暮らしを送るために重要な要素の一つです。近年、当市の自治会加入世帯数は、平成25年度（2013年度）の13,245世帯から平成30年度（2018年度）の12,540世帯と5.3%（705世帯）減、また、自治会への加入率も36.1%から32.4%の3.7ポイント減となっており、加入率の低下傾向が続いています。【基礎資料】
- 当市では、自治会やマンション管理組合などで取り組まれている地域コミュニティの活動を広く市民に知ってもらい、地域コミュニティの魅力発信と創生（活性化）を図るため、自治会の手引きや自治会加入の案内などの作成及び配布、写真展などの開催を行っています。あわせて、自治会の自主的・民主的活動を推進し、地域の健全な発展に資することを目的として、自治会活動に対して経費の一部を補助しています。【基礎資料、総括報告書】
- 今後、地域コミュニティの機能が弱まることで、地域住民の高齢化・独居化などによる孤独死や引きこもりの増加、地域で守り育てる子育て機能の低下、行政との連絡調整機能の低下などの問題が顕在化することが懸念されます。そのため、自治会への加入促進や幅広い年齢層が参加・協力しやすい体制づくりなど、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めていく必要があります。【基礎資料、総括報告書】
- より良い地域社会の実現に向けて、市民活動団体など、地域における多様な主体との連携・協働をより一層積極的に推進し、より多くの市民が主体的に地域の課題解決に取り組むまちづくりを進めていく必要があります。【基礎資料】

図表 自治会の加入世帯数及び加入率の推移



出典：地域振興課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】自治会活動などの活性化

自治体活動など、地域におけるコミュニティ活動の活性化を推進し、地域の特性を生かした市民による自主的で主体的なまちづくり活動を支援します。

＜主な具体的取組＞

- ◆市と自治会との連携・協力を強化するとともに、自治会活動に対する支援に取り組み、自治会活動の活性化を図ります。
- ◆若者や勤労者など、より多くの市民が自治会に関心を持ち、気軽に活動に参加できるよう、情報提供や活動事例の紹介などに取り組み、自治会加入を推進します。
- ◆自主的かつ主体的に地域課題の解決に取り組む市民団体等との連携を強化します。
- ◆東大和ボランティア・市民活動センター活動への支援を通じて、地域のボランティア活動を支援するとともに、地域住民やボランティア団体等の活動拠点づくりに取り組みます。

【展開方向2】市民交流、地域間交流の推進

市民が文化活動などの多様な活動を通じて様々な人たちと交流することができるよう、市民交流と他地域との交流を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆学習や趣味のグループをはじめ、市民が様々な活動や交流を行っている地区会館や集会所については、市民が快適に利用できるよう、適切な維持管理に取り組みます。
- ◆当市の友好都市である福島県喜多方市との交流事業を実施するなど、他地域との交流を推進します。

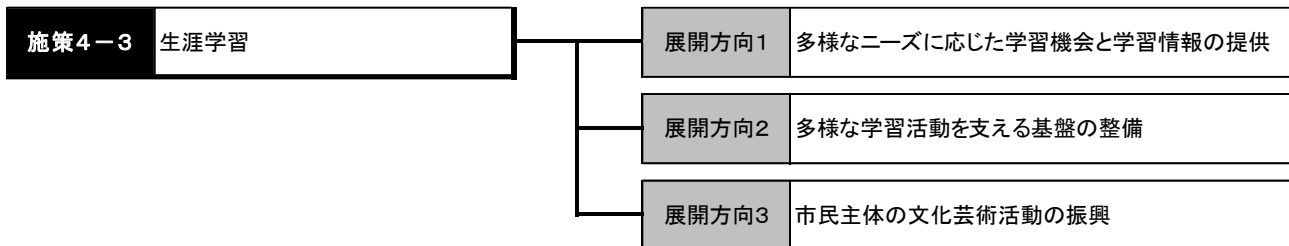
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、市民相互の様々な交流活動やまちづくり活動の推進などにより、地域の連帯感の醸成に協力します。
- 事業者は、地域の一員としての役割を認識し、協賛活動やボランティア活動など様々な地域活動に参加・協力します。

施策4-3 生涯学習

<施策の目的及び体系>

誰もが生涯を通じて学び続けられるよう、学習環境の向上に取り組み、豊かな人間性の実現と、学習の成果をより良い地域づくりのために生かすことができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「生涯学習」の具体的取組に対する市民の満足度 （市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合）	市民意識調査【新規】	●% （令和3年）	●●%

<現状と主要課題>

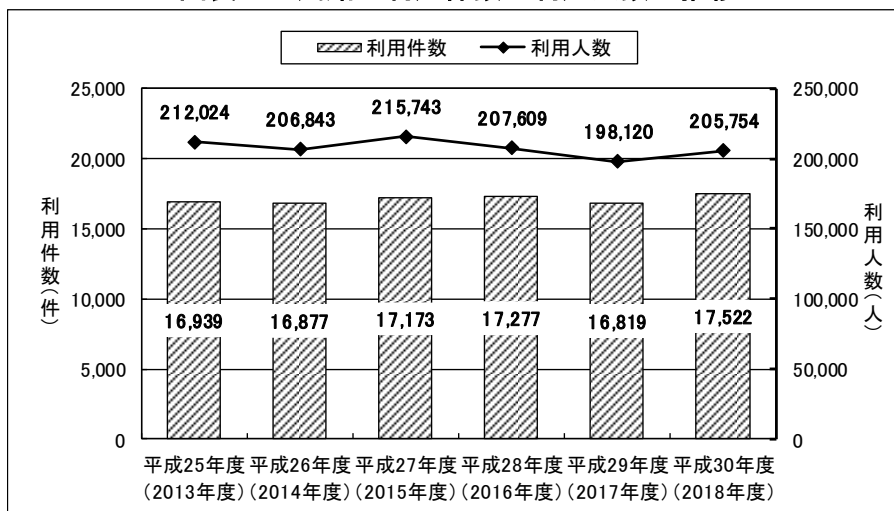
- 当市の公民館は、中央・南街・狭山・蔵敷・上北台に5施設が設置されており、地域における身近な学習拠点として様々な活動が行われています。これらのうち、中央公民館は昭和49年度（1974年度）、狭山公民館は昭和51年度（1976年度）、蔵敷公民館は昭和53年度（1978年度）に竣工しており、いずれも築後40年以上が経過しています。【基礎資料】
- 近年、公民館の利用件数及び利用人数は、増減を繰り返しながら、概ね横ばい傾向で推移しています。【基礎資料】
- 現在、本市では生涯学習に関して、知識や技能を有する方々に人材バンクに登録してもらい、その中から指導者や講師を探している市内のサークル・団体、新たに活動を始めたい市民へ紹介する「生涯学習人材バンク制度」や、市民が行う自主的な学習会に市の関係職員を派遣する「ひがしやまと出前講座（多摩湖塾）」を実施しています。【総括報告書】
- 公民館とともに、市民にとって身近な生涯学習施設である図書館は、令和元年（2019年）現在、中央館（中央図書館）と2つの地区館（桜が丘図書館、清原図書館）が設置されています。【基礎資料】
- 3館の中で一番規模の大きな施設である中央図書館は、昭和58年度（1983年度）に竣工しており、築後30年以上が経過しています。また、桜が丘図書館（平成4年度（1992年度））は桜が丘市民センター、清原図書館（平成18年度（2014年度））は清原市民センターとの複合施設であり、どちらも築後30年未満です。【基礎資料】

○近年、これらの図書館における貸出利用者数及び個人貸出冊数は減少傾向で推移しており、平成30年度（2018年度）の貸出利用者数（延べ）は183,289人、個人貸出冊数は686,174冊と、対前年度比で3年連続減となっています。【基礎資料】

○今後、医療技術の進歩や生活水準の向上等により、人生100年時代の到来が想定される中、健康で生きがいをもって生活を送るためには、多くの市民が生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めるとともに、学習で得た成果を地域や社会の課題解決のための活動につなげていけるよう、多様な生涯学習機会の提供に努める必要があります。【基礎資料】

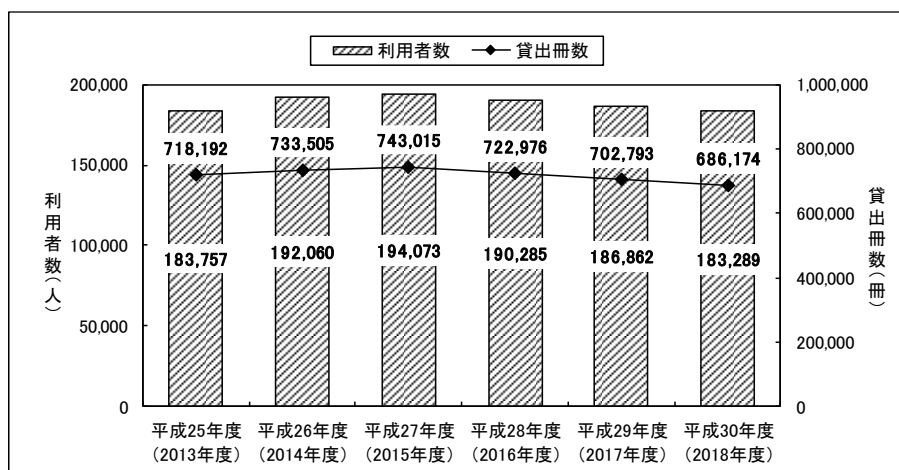
○様々な世代の市民がそのライフスタイルやライフステージに応じて、より安全・快適な環境で生涯学習に取り組めるよう、生涯学習に係る既存の施設及び設備の計画的な修繕・改修等を推進する必要があります。【基礎資料、総括報告書】

図表 公民館の利用件数・利用人数の推移



出典：中央公民館資料

図表 図書館の貸出利用者数・個人貸出冊数の推移



出典：中央図書館資料

<施策の展開方向>

【展開方向1】多様なニーズに応じた学習機会と学習情報の提供

様々な世代や立場の市民が主体的に学ぶことができるよう、多様な学習ニーズに応じた学習機会と学習情報を提供します。

<主な具体的取組>

- ◆若者や現役世代など、生涯学習への参加が少ない層を含め、より多くの市民が学習活動に参加するためのきっかけとなるよう、公民館や図書館の事業を展開します。
- ◆生涯学習関係団体との連携・協力を努め、生涯学習を支えるリーダーの育成と人的ネットワークの構築を図ります。
- ◆生涯学習に取り組む自主活動グループの結成を促進するための支援に取り組みます。
- ◆市民の生活時間の多様化や高い学習意欲に対応できるよう、図書館サービスの充実に努めます。
- ◆公民館、図書館等で実施される事業など、生涯学習に関する各種情報をより多くの市民にお知らせするための情報提供に努めます。

【展開方向2】多様な学習活動を支える基盤の整備

市民がより安全・快適な環境のもとで学習活動に取り組めるよう、これを支える基盤の整備に努めます。

<主な具体的取組>

- ◆既存の学習施設の機能の維持・向上を図るため、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- ◆さらなる市民サービスの向上を図るため、既存の学習施設のより効果的で効率的な維持管理・運営を推進します。
- ◆学習施設について、急速な進歩を遂げる ICT（情報通信技術）に対応し、情報化に取り残されない環境の整備に努めます。

【展開方向3】市民主体の文化芸術活動の振興

より多くの市民が多彩な文化芸術活動に取り組むことができるよう、市民主体の活動を後押しします。

<主な具体的取組>

- ◆市民主体の文化芸術活動を促進するため、市民による文化芸術活動や作品を発表する機会の確保に努めます。
- ◆当市における文化芸術活動の拠点である市民会館は、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。

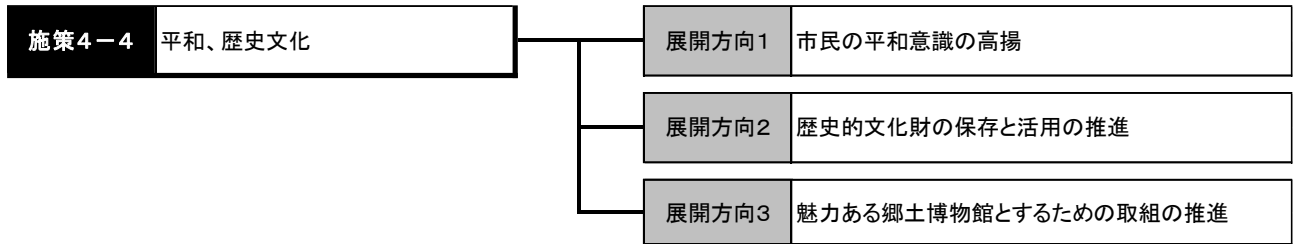
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、積極的に生涯学習活動に参加し、学び合う仲間のネットワークを形成するとともに、習得した学習成果を地域活動に反映します。
- 事業者は、様々な学習ニーズに対応した多様な学習機会の提供に協力し、市民の生涯学習環境の充実に支援します。

施策4-4 平和、歴史文化

<施策の目的及び体系>

市民の平和意識の高揚と、地域の歴史や文化に親しむための環境づくりに取り組み、誰もが地域への愛着や誇りを感じることができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「平和」の具体的取組に対する市民の満足度 (市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合)	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	
「歴史や文化財保護」の具体的取組に対する市民の満足度 (市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合)	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	

<現状と主要課題>

- 当市では、恒久平和を願って、平成2年（1990年）10月1日に「平和都市」であることを宣言しました。また、平成14年度（2002年度）からは、毎年8月を「平和月間」と位置付け、平和市民のつどいや平和祈念・戦争資料展などの平和事業に取り組んでいます。【基礎資料、総括報告書】
- 現在、戦後70年以上が経過し、戦後生まれの人口は日本の総人口の8割を超え、戦争を経験された方たちが少なくなり、その記憶を今に語り継ぐことが全国的に年々難しくなっています。このような状況の中、一人でも多くの市民が平和の尊さを考える機会の充実を図り、市民の平和意識の高揚に取り組む必要があります。【基礎資料】
- 文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共通の貴重な財産であり、当市においても地域の歴史を伝える資料が数多く残されています。【基礎資料】
- このような先人たちが残した文化財を適切に保護し、後世に伝えていくため、当市では、特に貴重な文化財について「指定」という手法で保存を図っています。令和2年（2020年）9月1日現在、市内には東京都指定文化財が2件、市指定文化財が32件あるほか、国登録有形

文化財が4件あります。【基礎資料】

○これらの文化財のうち、「旧日立航空機株式会社変電所」は、戦争で多くの尊い命が犠牲になったことを今に伝える歴史的文化遺産として、平成7年（1995年）10月1日に、市指定文化財に指定しています。【基礎資料】

○市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、平成6年（1994年）4月に開館した「郷土博物館」は、市立狭山緑地の一角にあり、「狭山丘陵とくらし」をメインテーマに掲げ、狭山丘陵全体を活動の場として、郷土の歴史、民俗、自然に関する事業を行っているほか、プラネタリウムを完備し、天文に関する情報も提供しています。【基礎資料】

○有形無形の歴史的文化遺産について、将来にわたって保存・継承していくとともに、市民のまちへの愛着と誇りの醸成にも結びつくよう、学校教育や生涯学習などの場で積極的な活用を図る必要があります。【基礎資料】

図表 市指定等の文化財一覧
(令和2年(2020年)9月1日現在)

種別		整理 No.	名称	種別	整理 No.	名称	
都指定	有形	1	豊鹿島神社本殿(附 棟札)	市指定	18	高木獅子舞の道具及び衣裳一式	
	旧跡	2	蔵敷高札場		郷土資料	19	庚申塔(清水3丁目)
市指定	重宝	3	石皿		郷土資料	20	庚申塔(芋窪6丁目)
		4	徳川氏御朱印状(三光院他宛15通)		郷土資料	21	清水本村橋の石橋供養塔
		5	里正日誌		郷土資料	22	砂の橋の石橋供養塔
		6	上の台遺跡の石器		郷土資料	23	徳治二年銘の板碑
		7	八幡谷戸遺跡第4・5号住居跡の出土遺物(一括)		郷土資料	24	庚申塔(阿字庚申)
		8	豊鹿島神社本殿の木製狛犬		郷土資料	25	清水囃子
		9	豊鹿島神社の獅子頭		郷土資料	26	庚申塚
		10	慶性院の水天像		郷土資料	27	八幡谷戸遺跡
		11	高木獅子舞の旧獅子頭		郷土資料	28	鹿島台遺跡
		12	鹿島台遺跡 住居跡の出土遺物(一括)		郷土資料	29	蔵敷太子堂跡
		13	徳川氏御朱印状(氷川神社宛8通)		郷土資料	30	青梅橋跡
		14	永仁二年銘の弥陀種子板碑		郷土資料	31	旧日立航空機株式会社変電所
		15	旧高木村名主 宮鍋家文書(一括)		郷土資料	32	高木村外五ヶ村連合戸長役場跡
		16	狭山の栞 紙型(しけい)及び挿図判		郷土資料	33	蔵敷調練場跡
		郷土資料	17		名号塔婆	郷土資料	34
国登録	有形	35	旧吉岡家住宅 主屋兼アトリエ	国登録	35	旧吉岡家住宅 主屋兼アトリエ	
		36	旧吉岡家住宅 蔵		36	旧吉岡家住宅 蔵	
		37	旧吉岡家住宅 中門		37	旧吉岡家住宅 中門	
		38	旧吉岡家住宅 長屋門		38	旧吉岡家住宅 長屋門	

出典：社会教育課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】市民の平和意識の高揚

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に着実に引き継いでいくため、市民の平和意識の高揚を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆戦争の傷跡を残し、戦争の恐ろしさや悲惨さ、平和の大切さを現在に伝える旧日立航空機株式会社変電所の保存に取り組みます。
- ◆幅広い年齢層の市民が平和の尊さを理解することができるよう、平和月間における取組など、様々な機会をとらえた啓発活動を推進します。

【展開方向2】歴史的文化財の保存と活用の推進

より多くの市民が地域の歴史や伝統文化にふれ合えることができるよう、市内に残された歴史的文化的文化財の保存に取り組みとともに、その活用を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆地域の歴史を現在に伝える有形無形の歴史的文化的文化財を将来にわたって継承していくため、保存活動に取り組みます。
- ◆多くの市民が郷土への愛着と理解を深めることができるよう、文化財ボランティアとの協力のもと、文化財の公開や活用を推進します。

【展開方向3】魅力ある郷土博物館とするための取組の推進

郷土博物館を魅力ある施設とするとともに、学校や地域との連携や協力を推進し、市民が「ふるさと東大和」への愛着を持てるよう取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆郷土博物館では、狭山丘陵の自然環境を生かしながら、より多くの市民が地域の自然・歴史や民俗（くらし・伝統文化）に関心を持つことができるような事業を展開していきます。
- ◆郷土博物館と学校や地域等との連携・協力により、学校や地域において、自然・歴史や民俗（くらし・伝統文化）を学ぶことができる機会の創出に努めます。

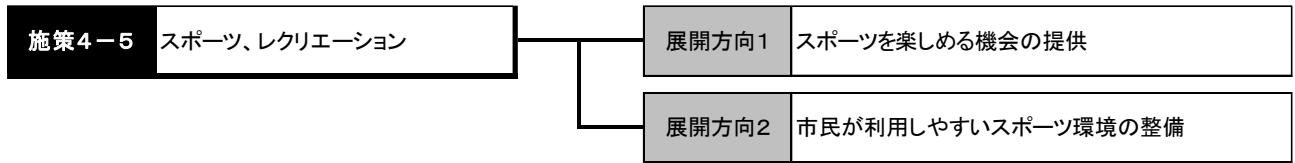
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域固有の歴史・文化に対する理解を深め、地域固有の財産を次世代へ継承します。
- 事業者は、平和に対する意識の醸成機会の提供や、歴史・文化遺産の保存・調査に協力します。

施策4-5 スポーツ、レクリエーション

<施策の目的及び体系>

地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進により、いつでも、誰でも、どこでもスポーツを楽しむことができ、健やかな心と体づくりに取り組むことができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「スポーツ・レクリエーション」の具体的取組に対する市民の満足度 <small>（市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合）</small>	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	

<現状と主要課題>

○スポーツや身近な運動の充実を図ることは、心身の健康づくりはもとより、人と人の地域でのつながりを深め、共にスポーツなどに親しむ「地域づくり」の方策としても大切なものです。

【東大和市生涯学習・スポーツ推進計画】

○平成31年度（2019年度）に実施した東大和市市民意識調査において、「スポーツや運動をしているか」質問したところ、「している」の回答比率が最も低かったのは「30歳代」の33.3%であり、次いで「50歳代」の39.9%、「40歳代」の41.1%の順となっています。一方、「している」の回答比率が最も高かったのは「18～19歳」の68.4%であり、次いで「60～64歳」の54.5%、「65歳以上」の50.2%の順となっています。

【平成31年度市民意識調査】

○近年の市民体育館の利用状況について、団体利用は減少傾向で推移しているものの、個人利用は増加傾向で推移し、平成30年度（2018年度）では7万1,314人、平成25年度（2013年度）の5万4,386人と比べて約1.3倍（1万6,928人増）に増加しています。

【基礎資料】

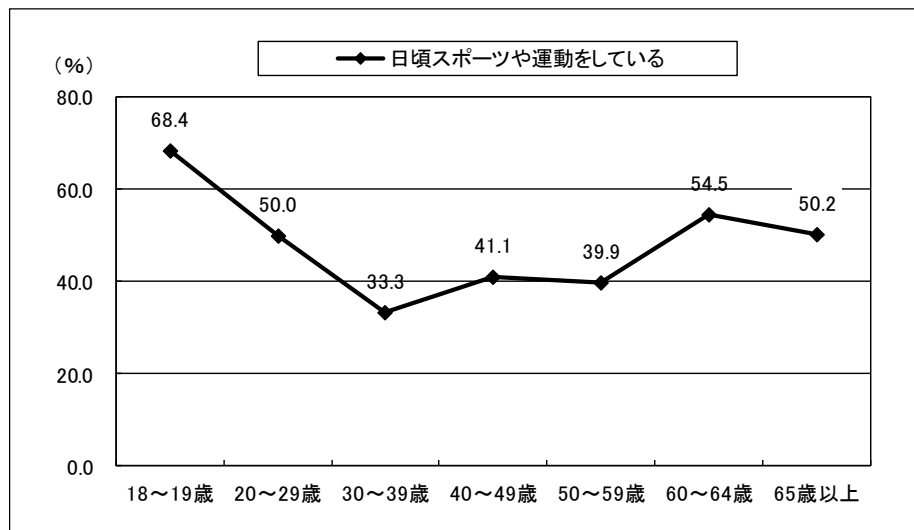
○当市では、市民のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、ふれあい市民運動会、ロードレース大会、多摩湖駅伝大会などの各種スポーツ行事を実施するとともに、特定非営利活動法人東大和市体育協会などのスポーツ団体との連携・協力により、各種事業を実施しています。**【基礎資料、総括報告書】**

○市民の健康増進や健康寿命の延伸に結びつくよう、今後も引き続き、スポーツ団体との連携・

協力のもと、より多くの市民が健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、それぞれの目的やライフスタイルに合わせて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進する必要があります。【基礎資料、総括報告書】

- 市民がより安全・快適な環境のもとでスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、既存のスポーツ施設及び設備の計画的な修繕・改修等を推進する必要があります。【基礎資料、総括報告書】

図表 年齢別のスポーツ・運動の実施状況



出典：平成31年度東大和市市民意識調査

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】スポーツを楽しめる機会の提供

市民一人ひとりが、ライフスタイルや年齢、体力などに応じて、気軽にスポーツを楽しむことができる機会の提供に努めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆地域の人々の年齢、興味、関心、技術技能レベルなどに応じて様々なスポーツ機会を提供する地域スポーツクラブの育成に努めます。
- ◆学校やスポーツ団体などとの連携の強化に努め、子どものスポーツへの取組を支援するとともに、日頃スポーツや運動をしている割合が低い年齢層、高齢者、障害のある人への支援に取り組みます。
- ◆より多くの市民がスポーツに気軽に取り組めるよう、スポーツに関する各種教室や大会等の充実に努めます。

【展開方向2】市民が利用しやすいスポーツ環境の整備

より多くの市民が安全・快適にスポーツを楽しむことができる環境の整備に努めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆市民体育館や市民プールなど、既存のスポーツ施設の修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- ◆さらなる市民サービスの向上を図るため、既存のスポーツ施設のより効果的で効率的な維持管理・運営を推進します。
- ◆より多くの市民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しむことができるよう、民間施設などの活用を努めるとともに、広域的な施設利用を図ります。
- ◆市民の健康増進や競技力の向上にも結びつくよう、スポーツ指導者の養成・確保やスポーツ組織・団体の育成を図ります。

まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

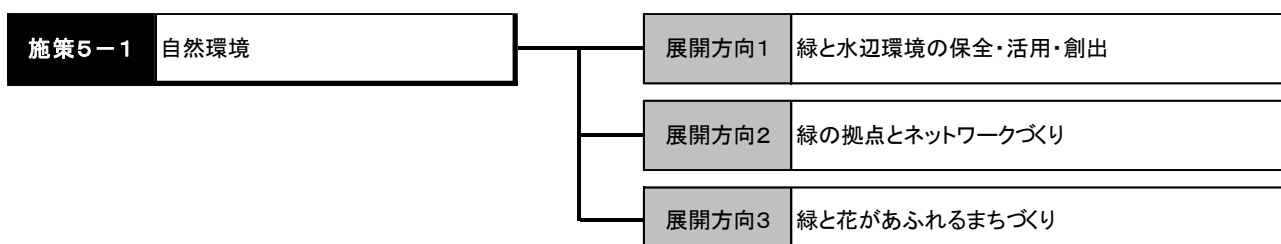
- 市民は、自主的にスポーツ活動に取り組み、スポーツを通して地域の人々との様々な交流を図ります。
- 事業者は、市民のスポーツ活動を支援し、スポーツ振興を通じた地域の活性化に協力します。

基本施策5 環境にやさしいまちづくり

施策5-1 自然環境

<施策の内容及び体系>

狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、生物多様性の確保、市街地の身近な緑と水辺環境の保全などに取り組み、自然と共生したまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「自然環境」の具体的取組に対する市民の満足度 市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

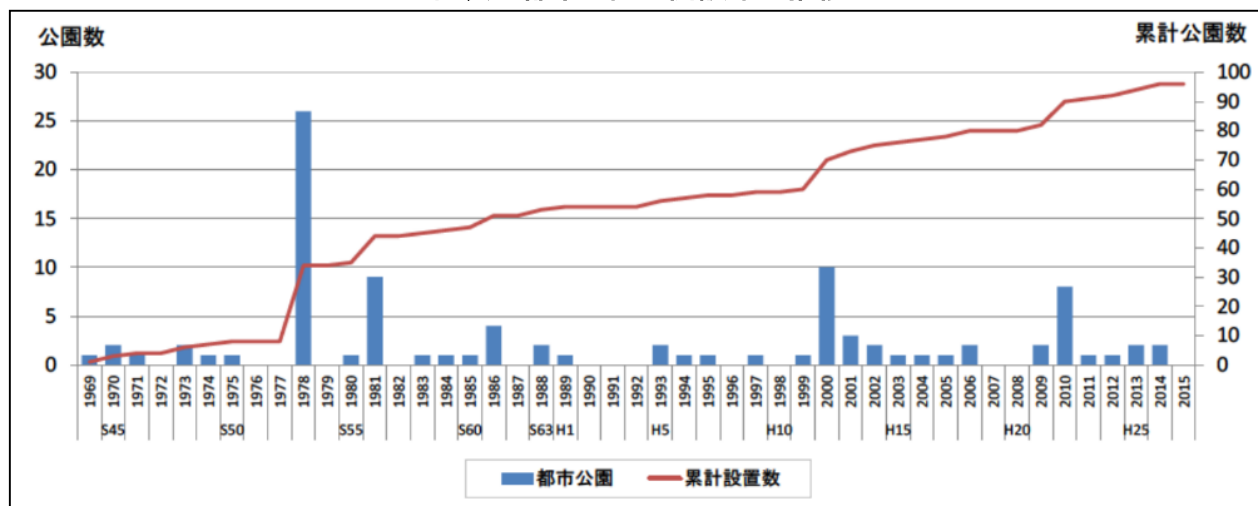
- 市北部に位置する緑豊かな狭山丘陵には、環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧類に指定されているトウキョウサンショウウオや、準絶滅危惧類とされている国蝶のオオムラサキなどの希少な生き物が生息しています。【東大和の環境】
- 市内には、当市を代表する地域資源である多摩湖をはじめ、市街地を横断する空堀川、奈良橋川などの河川や野火止用水などの水辺環境、二ツ池公園や湧水を活用した湖畔ビオトープなど、水資源に恵まれています。【基礎資料】
- 今後も引き続き、当市の大きな魅力の1つである狭山丘陵の緑や水資源を、将来にわたって大切に守り、いかすため、市民・事業者や東京都などとの連携・協力により、既存の緑地の保全や希少な生き物の生息環境にも配慮した水辺づくりに努める必要があります。【基礎資料、総括報告書】
- 令和2年(2020年)4月現在、市内には、都立公園が4園(386,745㎡)、市立公園・緑地が100箇所(309,393㎡)、こども広場が17箇所(22,080㎡)あります。これらのうち、最も古く開設した末広公園は、昭和44年度(1969年度)に開設しているほか、昭和53年度(1978年度)には、集中して26園を開設しています。また、「こども広場」は、昭和51年(1976年)～56年(1981年)頃にかけて集中して開設していま

す。【基礎資料】

○今後、これらの公園などでは、老朽化がさらに進み、施設の劣化や損傷が深刻さを増すことが想定されます。また、公園内の樹木や街路樹の老木化も進んでいることから、倒木や通行阻害、景観の悪化等の問題を引き起こすおそれがあります。【基礎資料、総括報告書】

○当市には、「緑のボランティア」制度があり、市民との協働により、駅前ロータリー、公園などの美化活動や緑化に取り組んでいます。今後も引き続き、市民との協働により、まちの個性と魅力を創造する重要な要素の一つとして、緑と花があふれるまちづくりを推進する必要があります。【基礎資料】

図表 都市公園の開設年の推移



出典：東大和市公共施設等総合管理計画

<施策の展開方向> = 市の役割

【展開方向1】緑と水辺環境の保全・活用・創出

市の魅力である水と緑の豊かな自然環境を守るため、狭山緑地をはじめとする緑地の保全や生き物の生息環境にも配慮した水辺づくりなどに努めます。

<主な具体的取組>

- ◆狭山丘陵は、東京都や周辺自治体との連携・協力のもと公有地化などを推進し、計画的な保全・活用を図ります。
- ◆市と市民との協働により、樹木等の適正管理などに取り組み、狭山丘陵における生態系の保全・回復に努めます。
- ◆狭山丘陵に生息する貴重な生き物の保全活動などを通して、生物多様性の確保に努めます。
- ◆市民が身近な場所で水や生き物などと親しめることができる川づくりなど、水辺空間の整備・保全・活用に努めます。

【展開方向2】緑の拠点とネットワークづくり

地域の特性を生かした緑の拠点づくりと、水と緑の連続性の確保によるネットワークの形成に努めます。

<主な具体的取組>

- ◆公園の適正な維持管理を行うとともに、老朽化した公園の再整備などに取り組みます。

- ◆誰もが安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの公園整備や、地域の特性に応じた特色ある公園の整備を推進します。
- ◆公園・緑地をはじめ、道路や緑道、河川などへの花木の植栽を推進し、花木による緑のネットワークの形成を図ります。
- ◆生き物の移動環境を形成するため、市街地に点在する樹林地、街路樹、住宅地の緑などによる、緑のネットワークの形成に努めます。

【展開方向3】緑と花があふれるまちづくり

まちの個性と魅力を創造する重要な要素として、緑と花による緑化を図っていきます。

＜主な具体的取組＞

- ◆公園・緑地及び道路では、サクラ等の花木の植栽や花壇の整備などにより、まちに季節感を創出するように努めます。
- ◆良好な景観の形成や利用者の安全・安心の確保にもつながるよう、公園の植栽や街路樹の適正な維持管理を推進します。
- ◆東大和市駅や玉川上水駅の周辺では、緑と花があふれた個性ある「顔づくり」を多様な主体との協働によって進めていきます。
- ◆民有地を含めて市内の緑化を推進するため、NPOや企業などが公園と同等の空間を創出する取組である市民緑地認定制度の活用を検討します。

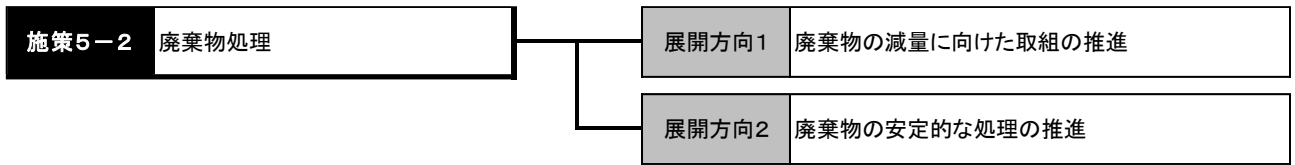
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、自然環境の希少性と必要性を理解し、身近な緑や生き物を守るための活動に積極的に参加します。
- 事業者は、事業所などの緑化を積極的に推進するとともに、従業員に対する自然環境への意識向上に向けた取組を進めます。

施策5-2 廃棄物処理

<施策の内容及び体系>

市民、事業者、市による連携と活動により、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用などに取り組み、廃棄物の少ないまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「廃棄物処理」の具体的取組に対する市民の満足度 <small>（市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合）</small>	市民意識調査【新規】	●●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

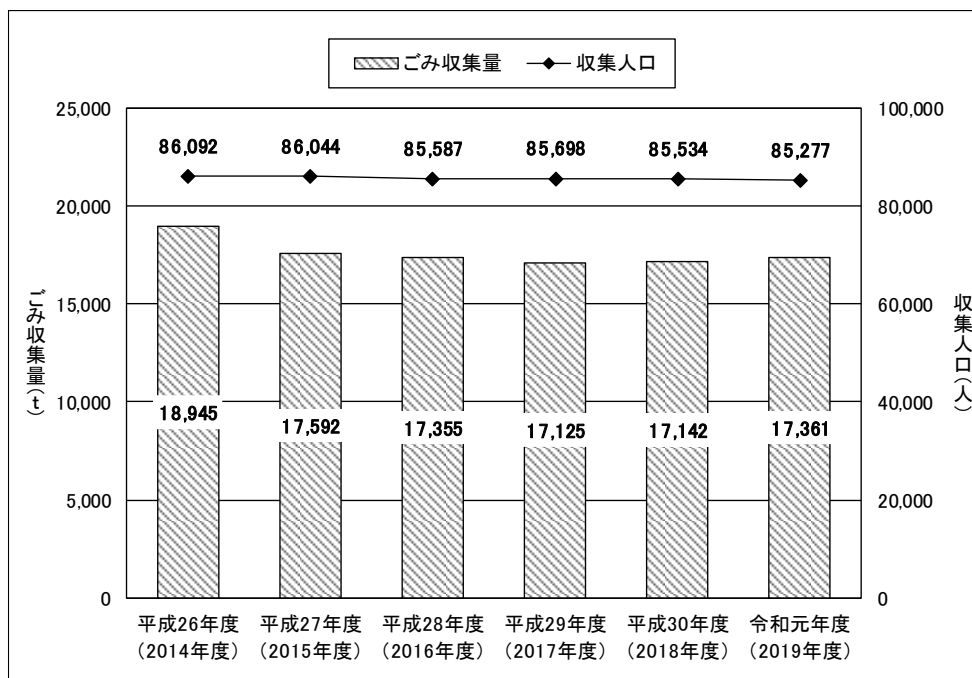
- 当市では、廃棄物の減量を図るため、平成26年（2014年）8月から、家庭廃棄物のうち可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックの戸別収集を開始するとともに、同年10月から、同品目について、有料化を開始しました。【総括報告書】
- 廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物）の収集量は、平成27年度（2015年度）から3年連続で前年度を下回っていたものの、平成30年度（2018年度）には増加傾向に転じています。【基礎資料】
- 今後、廃棄物の減量と適正処理を着実に推進するためには、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた環境教育や情報提供の充実に努めるとともに、市民、事業者の協力を得ながら、廃棄物の発生抑制や分別の徹底を図る必要があります。【総括報告書、基礎資料】
- 当市では、当時大和町だった昭和40年（1965年）に、小平市・村山町（現在の武蔵村山市）とともに、「小平・村山・大和衛生組合」を設立し、共同で廃棄物の中間処理（焼却及び破碎・選別）を行っていますが、近年、廃棄物処理施設の老朽化が進んでおり、その更新が重要課題となっています。【基礎資料】
- 令和元年（2019年）6月に（株）セブン-イレブン・ジャパンと、令和2年（2020年）10月にコカ・コーラ ボトラーズジャパン（株）とそれぞれペットボトルの処理に係る協定を締結し、市内のセブン-イレブン全店舗と市役所にペットボトル自動回収機が設置され、ペットボトルの回収を推進しています。どちらの事業も、民間事業者と協働してペットボトルの水平リサイクルに取り組むものです。【総括報告書、基礎資料】
- 令和元年（2019年）11月から、HOYA（株）アイケアカンパニーとの協働により、使い

捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に取り組んでいます。

○一般廃棄物の最終処分は、当市を含めた25市1町で組織している東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場（日の出町）及び再資源化事業者において行っています。東京たま広域資源循環組合では、新たな最終処分場の確保が困難なことから、平成18年（2006年）7月から、焼却灰のエコセメント化施設が本格稼働しています。【基礎資料】

○将来にわたって廃棄物を安定的に処理するため、関係自治体との連携・協力のもと、廃棄物処理施設の機能の維持・向上に努める必要があります。【総括報告書、基礎資料】

図表 廃棄物収集量の推移



出典：公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】廃棄物の減量に向けた取組の推進

市民、事業者及び市が一体となって、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用などに努め、廃棄物の減量を目指します。

＜主な具体的取組＞

- ◆廃棄物の排出段階における分別を徹底し、廃棄物の発生・排出抑制と資源物の有効利用に取り組みます。
- ◆市民が廃棄物の減量に向けて主体的な行動をとることができるよう、様々な機会や媒体を活用した環境教育や情報提供に取り組みます。
- ◆市民が日常的に取り組んでいる廃棄物減量やリサイクル活動に対して支援を行うなど、市民活動との連携を図ります。
- ◆ごみの減量や資源物の有効利用を推進している事業者と協働し、資源物のさらなる回収に取り組みます。
- ◆生産や流通の段階から、廃棄物の発生・排出抑制とリサイクルを推進していくため、生産者などが一定の役割を果たす拡大生産者責任の考え方^{2,3}に基づく取組を推進します。
- ◆事業系廃棄物の減量に向けて、事業者が民間施設へ廃棄物を搬出することを促すための環境づくりに努めます。
- ◆売れ残りや食べ残しなど、本来食べられる食品が捨てられてしまう「食品ロス」の削減に向け、市民に対する普及啓発活動を推進します。

【展開方向2】廃棄物の安定的な処理の推進

廃棄物を将来にわたって安定的に処理するために、廃棄物処理施設の機能の維持に取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆小平・村山・大和衛生組合を構成している他の自治体と連携しながら、老朽化した廃棄物処理施設の更新に取り組みます。
- ◆廃棄物の最終処分を担う東京都たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場の延命化を図るため、最終処分量の削減に向けた取組を推進します。

まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

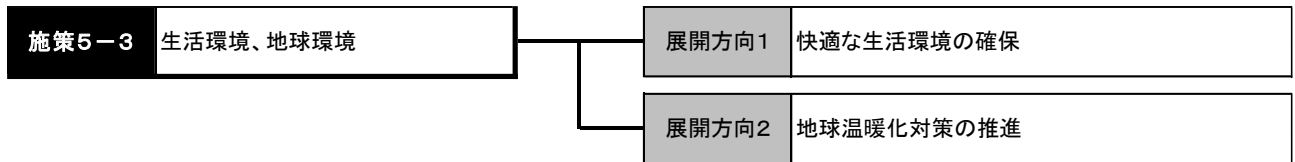
- 市民は、一人ひとりが自覚と責任を持ち、ごみの発生・排出抑制や資源物の有効利用に向けたルールを遵守します。
- 事業者は、生産から流通・販売・廃棄の各過程で拡大生産者責任の考え方を遵守した事業活動を行うとともに、廃棄物の排出抑制や資源物の有効利用に積極的に取り組みます。

^{2,3} 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方。

施策5-3 生活環境、地球環境

<施策の内容及び体系>

良好な生活環境を確保するため、地球温暖化対策や限られた資源・エネルギーの有効活用などを推進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「生活環境」の具体的取組に対する市民の満足度 （市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合）	市民意識調査【新規】	●% （令和3年）	●●%
「地球環境」の具体的取組に対する市民の満足度 （市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合）	市民意識調査【新規】	●% （令和3年）	●●%

<現状と主要課題>

○生活騒音や自動車騒音、事業所騒音などの騒音問題、建設作業現場などにおける振動問題、日照障害の問題など、身近な生活環境は市民にとって大きな関心事です。当市では、これらの生活環境に関する相談を受け付けていますが、近年の相談受付件数は増加傾向で推移しています。

【基礎資料】

○良好な生活環境とするためには、近隣相互の環境を尊重するルールの周知徹底や事業者に対する指導、相談体制の充実等が課題となっています。【第二次東大和市環境基本計画】

○当市では、平成29年（2017年）3月に「第三次東大和市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）を策定し、市の事業事業における地球温暖化対策に取り組んでいます。「第二次東大和市地球温暖化対策実行計画」では、平成22年度（2010年度）と比較した温室効果ガス排出量を、平成28年度（2016年度）までに毎年6%以上削減することを目標としましたが、平均削減率は3.2%となりました。今後は、市の区域における地球温暖化対策の計画（区域施策編）の策定に取り組む必要があります。【基礎資料】

○市全体で温室効果ガスの排出抑制とエネルギーの効率的な利用を図るため、市民、事業者及び市が一体となって、省エネルギー設備・機器の導入促進や節電行動の徹底を図るとともに、太陽光発電や太陽熱利用等の再生可能エネルギーの導入を促進していくことが必要です。【基礎資料、第二次東大和市環境基本計画】

○近年、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが大気中に排出されることで、世界規模で地球温暖化による気候変動が進行しているとされており、これらの要因により、我が国では、局地的な大雨が多発したり、真夏日・猛暑日の日数が増加したりするなどの影響が生じているとされています。【基礎資料】

○平成30年（2018年）12月に「気候変動適応法」が施行されました。同法により、地方自治体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するため、単独又は共同して、国の気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定することや、気候変動の影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点を確保することなどが努力義務として課せられました。

○令和2年（2020年）10月に、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。今後、本市においても、国の動向と歩調を合わせ、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を積極的に推進していく必要があります。

図表 生活環境に関する相談受付件数の推移

		総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他
平成25年度 (2012年度)	実数(件)	36	13	5	8	3	5	2
平成26年度 (2014年度)	実数(件)	39	12	4	9	2	10	2
	増減率(%)	8.3	▲ 7.7	▲ 20.0	12.5	▲ 33.3	100.0	0.0
平成27年度 (2015年度)	実数(件)	44	12	4	11	3	7	7
	増減率(%)	12.8	0.0	0.0	22.2	50.0	▲ 30.0	250.0
平成28年度 (2016年度)	実数(件)	43	6	7	8	2	11	9
	増減率(%)	▲ 2.3	▲ 50.0	75.0	▲ 27.3	▲ 33.3	57.1	28.6
平成29年度 (2017年度)	実数(件)	79	11	3	10	1	16	38
	増減率(%)	83.7	83.3	▲ 57.1	25.0	▲ 50.0	45.5	322.2
平成30年度 (2018年度)	実数(件)	78	10	5	17	1	15	30
	増減率(%)	▲ 1.3	▲ 9.1	66.7	70.0	0.0	▲ 6.3	▲ 21.1

出典：環境課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】快適な生活環境の確保

市民が地域で安心して暮らし続けることができるよう、衛生的で良好な生活環境を保つための取組を進めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆公害等の防止に係る対策として、住宅地における生活騒音の防止を図るための啓発や主要道路における騒音・振動調査などに取り組みます。
- ◆駅周辺部などを中心として、ごみのポイ捨てや違法ポスター・看板設置の禁止などを呼びかける環境美化活動を促進します。
- ◆近隣自治体、都、警視庁、東京消防庁などの関係機関との連携・協力のもと、不法投棄を防止するための取組の強化に努めます。
- ◆犬や猫などのペットについて、ふん害の防止や適正な飼育管理を推進するための各種啓発活動に取り組みます

【展開方向2】地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出抑制とエネルギーの効率的利用を図るため、市民、事業者及び市が一体となって再生可能エネルギーの利用と省エネルギーに取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆市の施設や設備等において再生可能エネルギーを積極的に利用するとともに、照明のLED化を推進するなど、市が率先して温室効果ガス排出削減に向けた取組を実践します。
- ◆家庭や事業者から排出される二酸化炭素量を削減するために、省エネルギー型のライフスタイルや企業活動の実践を促します。
- ◆市民や事業者による主体的な取組を促進するため、地球温暖化対策の重要性に関する各種啓発活動に取り組みます。
- ◆地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、気候変動適応計画の策定に向けて検討を進めます。

まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

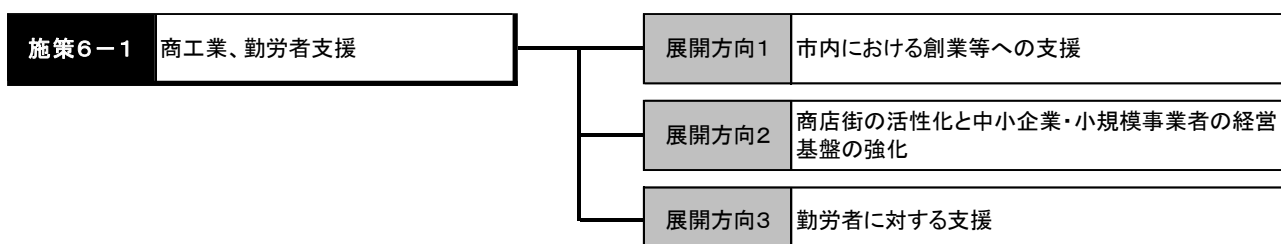
- 市民は、地球環境保全の重要性を日頃から意識し、節電やアイドリングストップをはじめ、省エネ家電への買替えなど、一人ひとりが日常生活で実践できる行動に取り組みます。
- 事業者は、温室効果ガスの排出量・エネルギー使用量の抑制、再生可能エネルギーの利用など、地球環境に配慮した取組を積極的に推進します。

基本施策6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

施策6-1 商工業、勤労者支援

<施策の目的及び体系>

創業支援等を通じた商店街や企業活動の活性化など、商工業の振興を図るとともに、勤労者支援に取り組み、地域の中でより良い経済循環を生み出すまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「商工業」の具体的取組に対する市民の満足度 (市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合)	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	●●%
「勤労者支援」の具体的取組に対する市民の満足度 (市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合)	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 当市における商業の状況は、平成28年(2016年)現在、事業所数の約8割、従業者数の約9割、年間商品販売額の約7割を小売業が占めています。近年、卸売業、小売業ともに、事業所数、従業者数、年間販売額は減少傾向となっています。【基礎資料】
- 近年、当市における工業の事業所数は、減少傾向で推移しています。平成30年(2018年)では38事業所で、平成25年(2013年)比で約2割(12事業所)減少しています。【基礎資料】
- 現在、当市では、独立行政法人中小機構中小企業大学校東京校や商工会との連携・協力により、「東大和市創業塾²⁴」や「市内貸店舗情報発信²⁵」などの創業支援に取り組んでいます。【総

²⁴ 創業を志す方が、創業する際に必要不可欠な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の分野を学び、知識を習得していただきながら個々のビジネスプランを作成。

²⁵ 平成27年度(2015年度)において、東大和市商工会が市の補助金を活用して実施した市内空き店舗に係る情報収集の結果を踏まえ、賃借料や物件情報等をインターネットを通じて市内外に発信。

【括報告書】

○中小企業庁の「2019年版 中小企業白書」によると、国内企業（個人事業者を含む）では、経営の担い手の高齢化が進んでおり、平成29年（2017年）時点の担い手の数は、60歳以上が59歳以下を上回っています。このような状況下、今後、本市においても、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化や後継者難が深刻さを増していくことが懸念されます。【中小企業庁「2019年版 中小企業白書」】

○本市が所得の市外への流出を防止し、将来にわたって活力ある地域経済社会を維持していくためには、今後も引き続き、新たな創業者の創出に努めるとともに、既存の商店街の機能の維持・向上に向けた支援の充実を図る必要があります。あわせて、企業ニーズの把握に努めながら、既存企業の市外への流出防止や経営基盤の強化・安定化に向けた取組みを推進する必要があります。【基礎資料】

図表 商業の状況

		合計			卸売業			小売業		
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
参考 値	平成11年	818	6,393	144,158	121	1,102	55,236	697	5,291	88,922
	平成14年	771	5,531	100,928	111	904	39,443	660	4,627	88,539
	平成16年	703	6,029	127,023	105	858	43,373	598	5,171	83,650
	平成19年	636	5,680	124,327	94	957	38,684	542	4,723	85,644
	平成28年	472	4,591	111,232	76	490	26,794	396	4,101	84,438

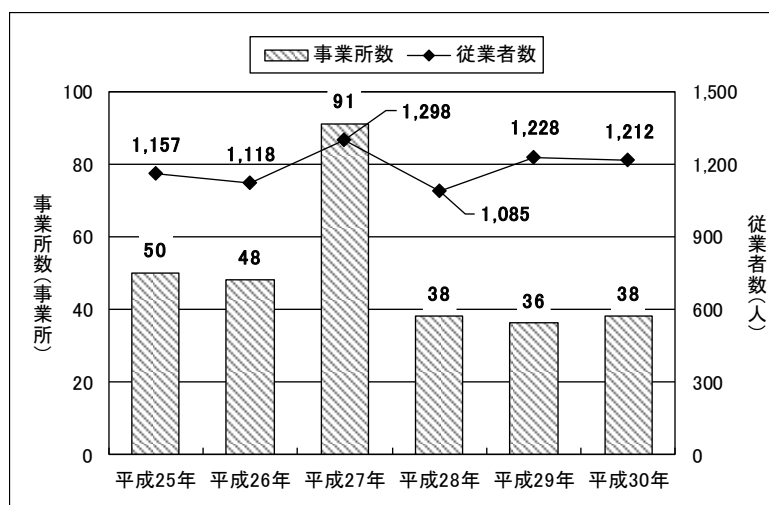
出典：経済産業省「経済センサス-活動調査」、総務管財課資料、他

注1) 平成16年調査は事業所企業統計調査、サービス業基本調査と同時に実施。

注2) 平成28年調査は経済センサス-活動調査。

注3) 平成28年とそれ以外では出典元等が異なるため、後者は参考値扱い。

図表 工業の状況（従業員4人以上の事業所数及び従業者数の推移）



出典：東京都総務局統計部「東京の工業（工業統計調査報告）」

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】市内における創業等への支援

賑わいのある商店街づくりや地域産業の活性化のため、市内における創業者や新たな事業展開を行う方に対する支援に努めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆創業に対する需要の把握や関係機関との連携を図りながら、東大和市創業塾の内容の充実や相談体制の強化に努めます。
- ◆新規創業者が円滑に創業できる環境をつくるため、商工会との連携・協力のもと、創業希望者にとって有益な事業の実施や情報提供に取り組みます。
- ◆創業支援体制の整備や関係機関等との連携などを通じて、市内において新たな事業者が参入しやすい環境づくりに努めます。

【展開方向2】商店街の活性化と中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

商店街の活性化を図るとともに、中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化するための取組を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆商工会と連携しながら、商店街の事業に対する支援を行い、地域に根差した賑わいのある商店街づくりに努めます。
- ◆商工会への支援を通じて、市内商工業者に対する各種助成制度の実施や、市内商工業者からの相談に応じる体制の強化に努めます。
- ◆市内の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や新たな技術開発を支援するための融資制度の充実に努めます。

【展開方向3】勤労者に対する支援

関係機関と連携・協力しながら、勤労者に対する支援に努め、社会・経済情勢の変化に伴う雇用環境の変化などに対応します。

＜主な具体的取組＞

- ◆ハローワークとの連携・協力により、「東大和市就職情報室」の機能充実に努めるとともに、就職面接会や相談会を開催し、市民の雇用機会確保のための活動を支援します。
- ◆市内に在住する中小企業勤労者の生活向上を図るための融資制度について、利用率を向上させるための取組を推進します。

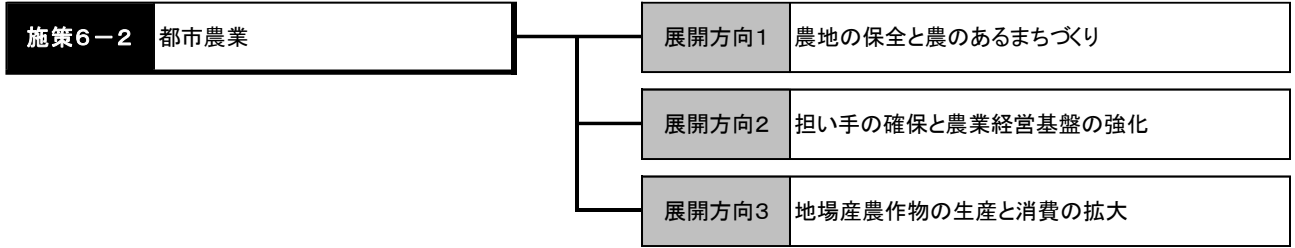
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、身近な商店街などを利用して買い物をすることに努めます。
- 事業者は、地域のネットワークの強化や新規創業・新分野開拓に取り組むとともに、勤労者の働きやすい環境整備に取り組みます。

施策6-2 都市農業

<施策の目的及び体系>

農地の保全・活用、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進など、農業の振興に取り組み、都市農業の機能が十分発揮されるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「都市農業」の具体的取組に対する市民の満足度 市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 平成27年(2015年)現在、総農家数のうち、販売農家数²⁶は87戸であり、平成7年(1995年)の256戸と比べて約3分の1の水準に減少しています。また、販売農家を専業別²⁷にみると、兼業農家が平成7年(1995年)の245戸から平成27年(2015年)の47戸と約5分の1に大きく減少しているのが目立つ状況にあります。【基礎資料】
- 近年、農業経営者の高齢化が進む一方、農業経営者の確保が厳しさを増しています。平成27年(2015年)の農業就業人口(販売農家)は171人であり、平成7年(1995年)の404人と比べて約6割(233人)減少しているほか、年齢別にみると、40歳代以下、50歳代及び60歳代は、いずれも半数以下に減少しています。【基礎資料】
- 当市では、多様な農業の担い手を確保するため、援農ボランティア制度²⁸を導入しています。同制度への登録者数は、平成28年度(2016年度時)時点で延べ179名、また、受入農家数は4戸となっています。また、地域農業の中核的な存在である認定農業者の認定を受けている農家数は、平成29年(2017年)時点で22戸となっています。【第3次東大和市農業振興計画】

²⁶ 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
²⁷ 「専業農家」は世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家、「兼業農家」は世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。
²⁸ 自然にふれあいながら農業のサポートを行いたい市民等がボランティアとして農作業の手伝いを行うもの。

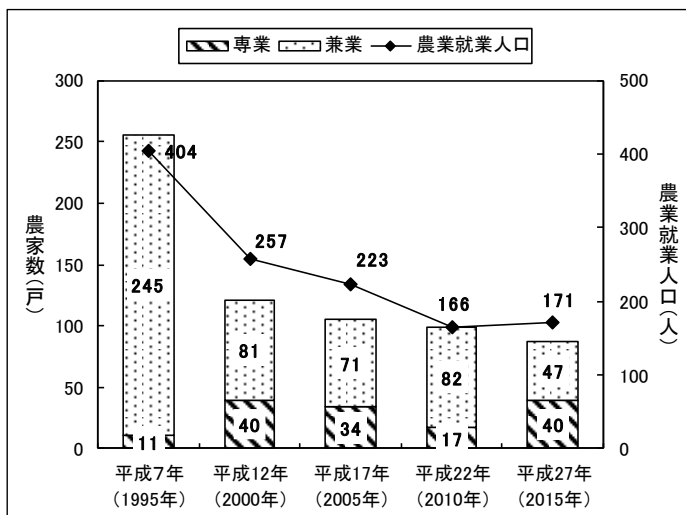
○これまで当市では、市民の農業への理解促進を図るため、市民農園を設置・運営するとともに、参加者が農業をしている方の説明を聞きながら農地を歩いて見学し、収穫体験をする農ウォークなどのイベント開催に取り組んでいます。【総括報告書】

○市民が身近に自然とふれあえる機会の提供、地産地消による食育の推進、災害時の防災空間の確保、ゆとりとうるおいをもたらす緑地空間の創出など、農業・農地が有する多面的機能が将来にわたって適切に発揮されるよう、地域全体で農業・農地を守り、生かすための取組みの強化を図る必要があります。【基礎資料】

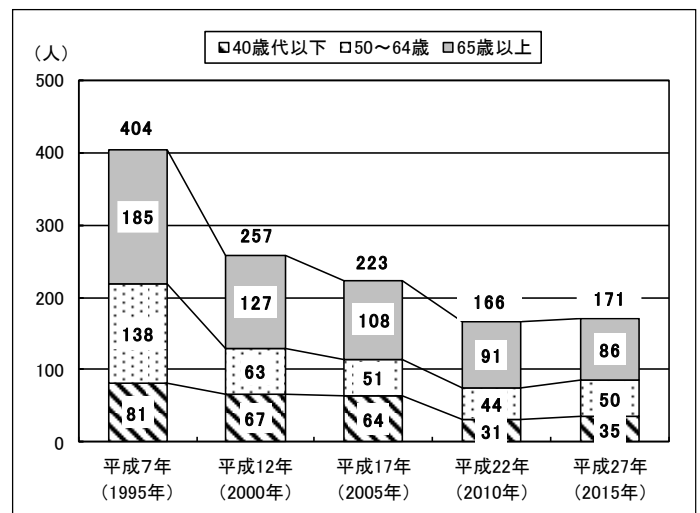
○認定農業者制度や援農ボランティア制度などにより、多様な農業の担い手の確保・育成に努めるとともに、農業経営の改善や強化に向け、高い経営意欲を持った農業者への支援に取り組む必要があります。【基礎資料】

○市民農園や体験農園などの普及促進、地場産農産物の学校給食への利用拡大、各種イベントの開催などにより、市民の農業への理解増進を図り、都市農業を市民とともに支えていく環境の醸成を図る必要があります。【基礎資料、総括報告書】

図表 農家数・農業就業人口
(販売農家)の推移(各年2月1日現在)



図表 年齢別農業就業人口
(販売農家)の推移(各年2月1日現在)



出典：東京都農業経営基本調査、農林業センサス

<施策の展開方向> = 市の役割

【展開方向1】農地の保全と農のあるまちづくり

将来にわたって農地がもつ多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、農地の保全と活用に取り組みながら、市民の農業への理解増進を図ります。

<主な具体的取組>

- ◆景観創出機能、環境保全機能、防災機能など、多面的機能を持つ農地の保全を図るため、生産緑地地区及び特定生産緑地の指定と活用を推進します。
- ◆農業者との連携・協力により、市民農園や農業体験事業の実施など、市民が農業・農地にふれあえる機会の充実に努めます。
- ◆市民の都市農業に対する理解を深めるための意識啓発活動に取り組み、市民生活と調和した農業環境の整備促進に努めます。

【展開方向2】担い手の確保と農業経営基盤の強化

都市農業の振興に向けて、農業後継者や多様な担い手を確保するとともに、農業経営基盤の強化のための取組を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆若手農業者の組織活動への支援や新規就農者が農業について学ぶ機会の提供などを通じて、農業経営の新たな担い手や後継者の確保・育成に努めます。
- ◆多様な農業の担い手を確保するため、援農ボランティアを確保・育成に努めるとともに、援農ボランティアの受入農家の拡大を推進します。
- ◆地域農業の中核的な担い手である認定農業者の増加に努めるとともに、市独自の認証農業者制度の導入を検討し、農業経営基盤の強化を推進します。
- ◆農業収益を向上させ、農業経営基盤の強化を図るために、地場産農作物のブランド化に向けた取組を検討します。

【展開方向3】地場産農作物の生産と消費の拡大

より多くの消費者から支持される安全・安心な地場産農産物の生産拡大と地産地消の促進を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆地場産農産物の認知度向上と消費拡大に向け、農作物の共同直売を行うとともに、農家などが設置する直売所への支援や直売所の周知を推進します。
- ◆学校給食における地場産農作物の活用に取り組むとともに、市民に対する地場産農作物の情報提供などを検討し、地産地消を推進します。
- ◆地場産農作物を利用した料理講習会や地域伝統食文化の掘り起こしと普及を図り、地域の特性にあわせた食育を推進します。

まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、農業体験などを通じて都市農業の重要性を理解し、市内で生産された農産物の購入に努めます。
- 事業者は、農地の適切な維持・管理に努めるとともに、市民と農業がふれあえる場づくりを通して都市農業への理解促進に取り組みます。

施策6-3 消費生活

<施策の目的及び体系>

消費生活が多様化する中、消費者が必要な知識を習得できるよう、適切な情報や学習機会などを提供し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

施策6-3 消費生活

展開方向1 相談支援体制の強化

展開方向2 消費者に対する意識啓発の推進

<成果指標>

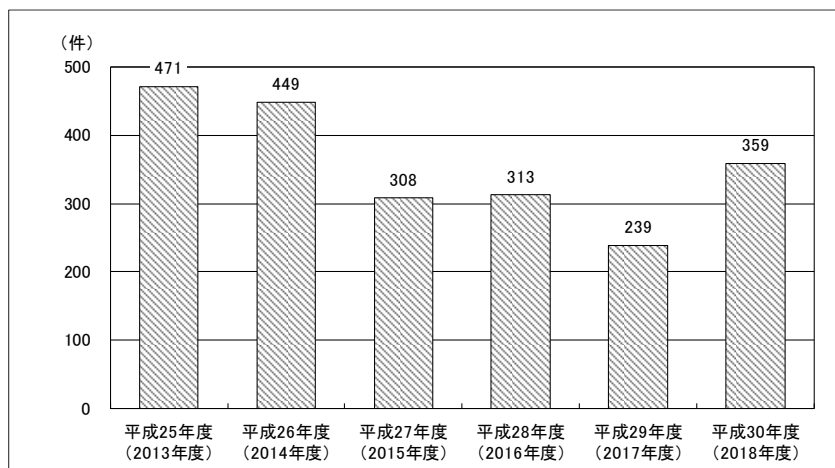
指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「消費生活」の具体的取組に対する市民の満足度 市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	●●%

<現状と主要課題>

- 消費者庁の「令和元年版 消費者白書」によると、全国の消費生活相談件数は、平成16年（2004年）にピークを迎えた後にいったん減少に転じたものの、平成30年（2018年）には101.8万件と、11年振りに100万件を超えています。【消費者庁「令和元年版 消費者白書」】
- 近年、相談件数が高止まりしている背景として、地方公共団体で消費生活相談の体制整備が進み、消費者トラブルについて相談しやすい環境が整ってきたことで、消費者トラブルが認知されやすくなったことが考えられるとしています。【消費者庁「令和元年版 消費者白書」】
- 本市では、平成28年度（2016年度）に開設した消費生活センターにおいて、消費者からの商品やサービスの購入、契約のトラブルなどの消費生活全般の問い合わせや苦情に対して、専門の相談員が助言・あっせんを行っているほか、消費者被害の未然防止や消費生活に関する情報を提供するため、「消費生活だより」を1年に3回発行し、市役所や市民センターなどの公共施設にて配布しています。【基礎資料】
- 本市における消費生活相談の処理件数は、平成25年度（2013年度）の471件から平成29年度（2017年度）の239件と約半数に大きく減少したものの、平成30年度（2018年度）には359件となり、前年度比で約1.5倍（120件増）に大きく増加しています。【基礎資料】
- 今後、高齢化の進展を背景に、認知症等の高齢者や障害のある人などが消費者トラブルに巻き込まれる危険性が増していくことが懸念されることから、消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止を図るため、消費生活に係る相談支援体制を強化する必要があります。【基礎資料】

○令和4年（2022年）4月1日から成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行され、消費者被害の対象が若年層にも広がることが懸念されることから、若者から高齢者に至るまで、各年代の特性に応じた体系的な消費者教育を推進する必要があります。【基礎資料、総括報告書】

図表 消費生活相談の処理件数の推移



出典：地域振興課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】相談支援体制の強化

多様化・複雑化している消費者被害の未然防止と救済に向け、消費生活に係る相談支援体制の強化を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆より多くの市民が気軽に相談を寄せられるよう、消費生活センターの周知徹底及びその利用促進に努めます。
- ◆被害に遭った消費者を適切に保護・救済できるよう、専門相談員の専門性の向上などにより、相談支援体制の強化を図ります。
- ◆高齢者や障害のある人などが被害者となる消費者トラブルの未然防止と、被害の拡大を防止するための取組を推進します。

【展開方向2】消費者に対する意識啓発の推進

若者から高齢者に至るまで、市民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識と情報を持って生活できるよう、消費者に対する意識啓発を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆消費者被害の事例や消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供するため、講座の開催などの消費生活啓発事業の実施に努めます。
- ◆市内や近隣において発生している消費者被害の状況等を速やかに市民に情報提供することなどを通じて、市民が被害者となる消費者トラブルの未然防止に努めます。

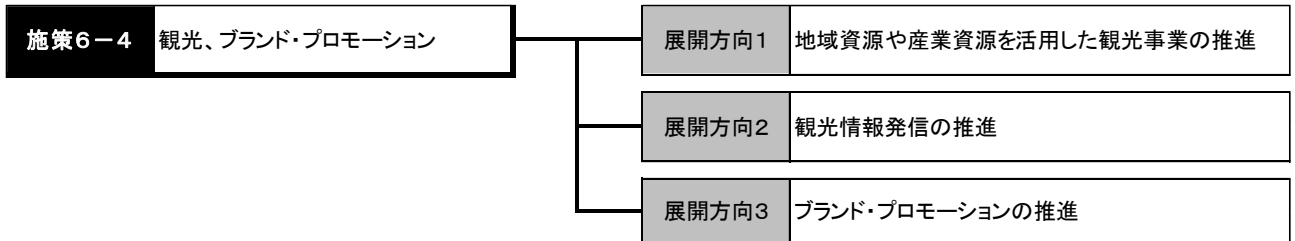
まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、消費者被害にあわないための情報や知識の収集を積極的に行い、意識の向上に努めます。
- 事業者は、市民を含むすべての消費者に対し、法律を遵守した事業活動を推進するとともに、消費生活に関する普及啓発活動に協力します。

施策6-4 観光、ブランド・プロモーション

<施策の目的及び体系>

地域資源を活用した観光事業の推進や、住みやすい居住環境に関する情報発信などに取り組み、交流人口の増加と人口減少の抑制を目指したまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	指標の説明又は出典元	現状値	目標値
「観光」の具体的取組に対する市民の満足度 <small>（市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合）</small>	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	
「プロモーション」の具体的取組に対する市民の満足度 <small>（市の近年の具体的取組に対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合）</small>	市民意識調査【新規】	●% (令和3年)	

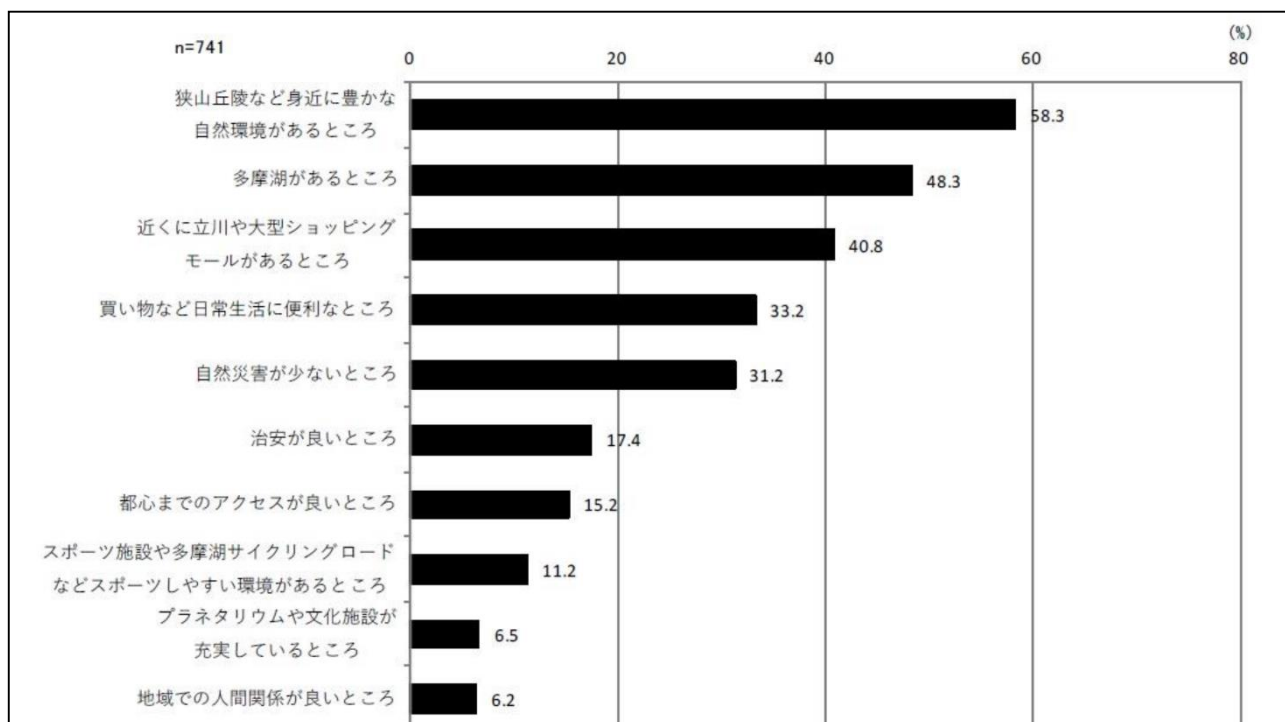
<現状と主要課題>

- 多摩湖及びその周辺の狭山丘陵は、市内外に当市ならではのゆとりとうるおいに満ちた住環境を印象づけている主要な地域資源であり、来訪者を含めた多くの人々が気軽に自然とふれあえる身近な観光・レクリエーションの場となっています。【基礎資料】
- 当市が平成29年（2017年）7月に実施した市民意識（アンケート）調査において、東大和市の魅力や誇れる点を尋ねたところ、「狭山丘陵など身近に豊かな自然環境があるところ」が58.3%で最も高く、次いで「多摩湖があるところ」の48.3%の順となっています。【東大和市ブランド・プロモーション指針（補正版）】
- 将来にわたって地域の活力の維持・増進を図るためには、市民をはじめ、産業・教育・金融等の多様な関係者との連携・協力のもと、観光資源のさらなる発掘と活用に努める必要があります。【基礎資料】
- 民間機関の調査によると、一般的に当市の認知度は低く、水と緑に恵まれた住環境や住みやすさは市外の人たちには認知されていないと考えられます。そのため、当市では、平成29年（2017年）4月、定住人口の増加（転入の促進及び転出の抑制）を目的として「東大和市ブランド・プロモーション指針」を策定し、その後、令和2年（2020年）3月には、同指針の

補正版を策定し、市の認知度やイメージを向上させるためのブランド・プロモーションに取り組んでいます。【基礎資料】

○過去から現在の延長線上で推移すると仮定した場合、今後、当市では、人口減少と少子高齢化がこれまで以上の速さで進展する見込みであることから、活気あるまち、持続可能なまちとするために、東京都心に近い利便性などをより積極的にアピールし、定住者を増やす必要があります。【基礎資料】

図表 東大和市の魅力や誇れる点
(回答率の上位10位以内)



出典：東大和市市民意識調査報告書（平成29年7月）

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】地域資源や産業資源を活用した観光事業の推進

多様な関係機関との連携・協力のもと、多摩湖や狭山丘陵などの地域資源や産業資源を活用した観光事業を推進し、交流人口の増加を目指します。

＜主な具体的取組＞

- ◆商業・農業等の関係機関と連携・協力し、観光資源の発掘・活用による観光振興を推進します。
- ◆市民や事業者との連携・協力のもと、より多くの人々が市内を訪れる魅力あるイベントの開催に取り組みます。
- ◆来訪者に対し、観光情報や文化財などの情報を分かりやすく伝えるため、観光ボランティアの育成や来訪者に観光ボランティアを紹介する仕組を構築します。

【展開方向2】観光情報発信の推進

市の観光や産業の魅力を多角的に情報発信することで、市への来訪機会の醸成や市内産業の振興を目指します。

＜主な具体的取組＞

- ◆市公式ホームページやSNS等を活用し、イベント情報等を広く情報発信します。
- ◆魅力ある観光資料、分かりやすい案内板の作成を通じて、来訪者の利便性及び回遊性の向上を推進します。
- ◆観光キャラクターの知名度の向上、イラストの使用件数及び着ぐるみの貸出件数を増やし、キャラクターを通じた市の認知度向上を図ります。

【展開方向3】ブランド・プロモーションの推進

市のイメージをブランド化し、市内外に向けて市の魅力や特長を情報発信することにより、転入の促進と転出の抑制を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆職員一人ひとりが、市のことをより広く理解し、市のイメージや魅力を共有した上で、シティプロモーションの担い手として、情報発信を行います。
- ◆市民が、市や地域に愛着や誇りを持ち（シビックプライドの醸成）、市内に住み続けるようになるための取組を推進します。
- ◆子どもが小学校に就学する前の世帯など、ターゲットを絞って市外へ効果的効率的に情報発信することにより、市の認知度の向上を図ります。

まちづくりを進める上で、市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域資源の魅力を理解し、地域への愛着と誇りを持つとともに、市内外へその魅力を積極的に発信します。
- 事業者は、地域資源を活用するとともに、市民や市との連携・協力のもと、市の魅力発信に取り組みます。